

33462  
N95



\*0024682000\*

0024682-000

334.62-N95ウ

大東亜共栄圏建設の構想

野村合名会社・海外事業部、野村合名会社調  
査部・〔共編〕  
野村合名会社

昭和17

ADE



33462  
N95

17A  
17A

17A  
17A



昭和十七年六月刊

大東亞共榮圈建設の構想

野村合名會社  
海外事業部  
調査部



武吉遊苑

詩庵



## 序

眞珠灣の一撃に依つて宣せられた大東亞の聖戦は、僅々四ヶ月餘にして、東亞の戡定を終へようとしてゐます。これ一に御稜威の然らしむる處であります。同時に忠勇無比なる陸海軍將士の善戦と、銃後國民の烈々たる氣魄に依るものでありまして、寔に感激に堪へませぬ。八紘を以て一字とする肇國の理想は、斯くして逸早く大東亞に於て、其實現を見ようとしてゐます。其領界を何處に劃すべきかは、今後の推移に俟たなければなりません。輪郭はほゞ明らかになつたやうに思ふのであります。

併しながら、斯る廣域に亘つて、有無相通じ、善隣相援け、長幼其序を訂し、以て一字の康寧を享けしむるに到りますのは、實に容易ならざる業だと思ふのであります。

紅海を以て西を扼し、太平洋を以て東を劃する亞細亞大陸と其島嶼とは、思ふに、自然の命じたる、我等東洋民族の安居樂業の天地であつたのであります。運命の惡戯は、併しながら、三百數十年の永きに涉つて、此樂園を亂し、恣慾の徒アングロサクソンと其一味は、東亞民族

の備なきに乗じて此を侵し、搾取横暴の限りを盡しました。

皇軍の奮戦は彼等を驅逐し、黎明は東天に輝き始めました。併しながら、永き隷屬の世代の間に歪められた我等の同族は、既に其本然の姿を失ひ、憐むべき歴史の孤兒となり終つてゐます。今改めて此を陶冶し、此を善導し、以て渾然一字の歡喜を味はしむるに到りますのは、なみ／＼ならぬ努力を要すると思ふのであります。

殊に彼等の産業は、縦なる侵略者の恣慾に依つて變貌せしめられ、過剩と窮乏の柵に喘いで居ます。此を是正し、此を匡救して、彼等の生活を擁護すると共に、やがて來るべき敵性國家群の反撃に備へ、不敗の態勢を整ふる事も、我等に課せられた、至重の義務でなければなりません。

我社は幸に此地域に業を創めましてから、既に二十餘年になりまして、聊か此地域の特質と住民の性情とを詳にする機會に恵まれました。殊に東亞の防衛に不可缺なる、此地域の資源は、我等の不斷の研究の對象でありました。今是を叙述し、是を批判し勉めて其全貌を明らかにする事は我等の喜であると共に、之に依つて多少なりとも、我等の總力戦である東亞の再建設に、役立つ事を得ますならば實に望外の幸福であります。只多忙の際とて、充分推敲の餘裕も持せぬ。

ち得ませんので、説いて詳かならざる個處も、多々ある事を怖れます。此點特に御寛恕に預り度いと存じます。

昭和十七年四月二十日

野村合名會社常務理事

海外事業部長 細田 秀造

尙本書の一部執筆を擔當せられたる弊部員小野正五郎君は、その筆を擱くや間もなく、南方經濟開發の使命を帯びて勇躍赴任の途上、五月八日夜東支那海に於て遭難殉職されました。本書成るに際し、茲に追記して、尊き犠牲となられた同君の冥福を切に祈る次第であります。

(六月三日追記)

目次

第一章 大東亞共榮圈の構圖

第一節 大東亞戰爭の意義……………三  
第二節 大東亞共榮圈の地域構成……………七  
第三節 大東亞共榮圈の面積と人口……………一一  
第四節 大東亞共榮圈建設の重大性……………一四

第二章 南方統治論

第一節 我が南方統治基本方策……………二五  
第二節 歐米植民地統治の基本原則……………二七  
第三節 アメリカのフィリッピン統治……………三〇  
第四節 イギリスのマレイ統治……………四一

目次

第五節 オランダの東印度統治……………五二

第六節 イギリスのビルマ統治……………六九

第七節 フランスの印度支那統治……………七八

第八節 南方統治實踐の要訣……………八九

### 第三章 南方資源論

第一節 序……………九七

第二節 フィリッピンの資源……………九八

第三節 マレー及び英領ボルネオの資源……………一〇七

    第一項 マレー……………一〇七

    第二項 英領ボルネオ……………一一八

第四節 蘭印の資源……………一二二

第五節 ビルマの資源……………一三七

第六節 佛印の資源……………一四四

第七節 泰國の資源……………一五〇

第八節 附・大洋洲及び印度、錫蘭の輸出概要……………一五四

### 第四章 共榮圈物資交流論

第一節 共榮圈物資交流の大勢……………一六一

    一 共榮圈自主經濟の確立と世界貿易の變貌……………一六三

    二 適地適産主義とその限界……………一六七

    三 各地域の經濟的使命と交流の二大潮流……………一六九

第二節 南方物資の對日供給……………一七三

第三節 日本製品の對南方供給……………一八〇

第四節 世界貿易に於ける共榮圈の地位……………一八四

第五節 交通輸送問題……………一九〇

### 第五章 南方開發論



第一節 開發原則……………二〇一

第二節 過不足物資對策……………二〇三

第三節 開發主體……………二二五

第四節 開發資本……………二二九

第五節 開發勞働力……………二三四

第六節 土地制度……………二四五

### 第六章 南方金融論

第一節 在來金融機構の特質一般……………二五七

第二節 通貨制度—附・中央銀行……………二六一

第三節 國際貸借と爲替管理……………二七六

第四節 資本主義的金融機構……………二八九

第五節 高利貸資本的金融機構……………三〇三

第六節 共榮圈通貨金融對策……………三二二

### 第一章 大東亞共榮圈の構圖

第一節	大東亞戰爭の意義
第二節	大東亞共榮圏の地域構成
第三節	大東亞共榮圏の面積と人口
第四節	大東亞共榮圏建設の重大性

## 第一節 大東亞戰爭の意義

昭和十六年十二月八日、畏くも宣戰の大詔が渙發せられ、遂に米英と國交を斷絶、交戰状態に入つた。本戰爭は大東亞戰爭と呼稱されることになつたのであるが、この戰爭の意義たるや、皇國興廢を決するに止まらず、正に世界史轉換の劃期的重大性を有する。即ち、英米の世界秩序を打破し、「萬邦をして各々その處を得しむる」といふ八紘一宇の大理想を大東亞に、否世界に顯現する聖戰なのである。やゝ之を具體的に述べれば、過去四ヶ年半餘に亘る日支事變本來の敵を打倒し、其の目的を完遂すると共に、東亞民族の解放戰として、數世紀以來歐米の植民地的榨取下に呻吟せる民族の自主性をとり戻し、世界新秩序建設の大理想を大東亞に顯現するにある。更に我が生命線確保の意味に於ては、我が國防國家確立のための資源獲得戰たるの性格を有し、同時に全東亞を歐米資本主義の羈絆から解放して、日本を中心とする大東亞自主經濟を確立し、以て東亞諸民族の生活を向上し大東亞共榮の實をあげんとするにあるのである。抑々日支事變は何故起つたか、米英のあくなき對支侵略を防衛し、我が生命線を確保するに

あつた。従つて、日支事變の完遂は米英勢力を支那より排除する以外に道がなかつたのである。東亞の近世史は歐米資本主義侵略史であり、また之が防衛史であつた。而もこの侵略に對抗し、毅然たる獨立を維持し得たるもの、僅かに日本一國あるのみ。日本は明治維新以來、この歐米資本主義の侵略を防衛するために凡ゆる努力を拂ひ、苦難の道を歩みながらも、着々と成果をあげて來た。而して、科學の進歩、戰爭形態の變遷は防衛線を日本一國の境界に止むるを得ず、こゝに大陸政策が必然化すると共に、防衛力の充實並に肇國以來の大精神に則る高邁なる使命の認識は、更に東亞諸民族にまでその恩恵を擴大し、彼等を解放するために蹶起せしめるに至つたのである。滿洲事變は、我が防衛線の前進であり、且つ我が國の防衛より東亞の防衛、解放へ轉換する契機でもあつた。他方、歐米諸國の東亞侵略は幾多の變遷を経て、英米を中心の勢力とする方向へと進んだ。勿論、立後れたアメリカはイギリスを追ひ抜かんとし、ために互に角逐して居たのであるが、日支事變の進むにしたがつて遂に合作、之が中心的勢力となり、佛・蘭を携へて侵略の牙をとき、舊秩序保衛に専心したのである。然るに、日本の實力は益々充實、東亞の解放、新秩序建設の實踐に歩を移し初めたので、彼等は之が阻止に汲々とし、蔣政權の黒幕となつて日支を相喰ましめ、我が國力の減耗を企圖し、我が平和政策を保持するを

見てその企圖が成功せるものと誤認し、物的數的優越性を誇つて僭上不遜な態度に出で、私の屈服を期待したのである。ことこゝに至つては蹶然としてたつ一途のみ。斯くて、大東亞戰爭は米英蘭勢力を東亞より驅逐し、以て日支事變を完遂すると共に東亞を解放すべく起こされたのである。日本を除く東亞諸民族は、完全に米英蘭の勢力下に置かれ、一方、謂はゆるアジア的貧困、アジア的停滯性を餘儀なくせしめられると同時に、他方米英蘭資本主義の富を蓄積せしめて居たのであり、よつて之を解放し、アジア人のアジアたらしむべきは歴史の必然でなければならぬ。而も、之を實現する實力は、我が日本を措いてないのである。

米英はアジア人がアジア人の手に歸ることを恐れた。そして、その原動力となる日本の擡頭を恐れた。日本が米英資本主義に抗爭し得る實力をもつて來た日露戰爭以後、ことごとくに日本の實力向上阻止に狂奔し初めた。先づ滿洲及び支那で衝突した。軍事力の低下に努めた外、遂に經濟力の壓迫にまで進み、日本は自らの存立をすら危殆に瀕せしめられた。こゝに於てか我が經濟は轉換を餘儀なくされ、否自ら轉換を企圖した。自主的經濟體制への轉換である。之は英米自らの利益のために仕組まれた分業的世界經濟の舊秩序を打破せんとする世界的動きの一部を形成するものでもあつた。國防國家の建設、このためには先づ軍需資材の自給可能を先決條

件とする。資源は我がアジアに豊富に存在する。にも拘らず、我が管制外に置かれ、總て米英の意のままになつて居たのである。こゝにアジアの資源を我が手に獲得することは、我が生命の維持上缺くべからざる要件となつた。大東亞戦争は斯くして資源獲得戦たるの性格をも同時に持つのである。而も、我が國防國家の樹立は、東亞解放の唯一の道である。我が生命の維持、國防國家の完成は即ち東亞の解放であり、アジアをアジア人の手にとりかへす力である。

大東亞戦争は單に米英を東亞より驅逐し、之を打倒するに止まらないし、單に米英勢力に代るに日本を以てするのでもない。「大東亞の各國家及び各民族をして各々その所を得しめ、帝國を核心とする道義に基く共存共榮の秩序を確立せんとする」にある。我が肇國の大精神に基く新しい秩序、新しい世界の確立が最高の目標なのである。従つて、戦争は直ちに建設を伴ふ。大東亞戦争の赫々たる勝利は世界史的新秩序の建設を以て終るべきものである。

大東亞戦争の第一階程は先づ米英蘭等の敵性舊秩序勢力をアジアより追放することにある。而も、彼等のアジアに於ける勢力は頗る強大であり、作戦が廣大なる地邊に及び、西南太平洋及び印度洋の全域を舞臺とする雄渾無比のものとなるは蓋し當然である。昭和十六年十二月八日、戦闘開始以來、破竹の勢を以て敵重要據點たる香港、マニラ、シンガポールを相次いで攻

略、既に戦略的には不敗の態勢が築かれた。シンガポールを制するものは世界を制すとさへいはれる。シンガポールが昭南島として新發足せる日、昭和十七年二月十五日こそ我が圖南計略の第一歩であり、英米落日の弔鐘となつた。作戦は更にビルマ、蘭印に及び、三月八日、ラングーンの陥落によりビルマ進攻の目的は達成され、三月九日には全蘭印は無條件降伏し、こゝに全島の戡定成る。開戦以來僅かに三ヶ月、米英蘭の重要據點はことごとく覆滅、こゝに作戦の第一階程は全く終了し、一應の想定に基く範域は總て我が管制下に歸したと言ひ得やう。大御稜威の下、皇軍將士の勇戦奮闘には感謝感激の外なく、かゝる聖代に生を享くる喜び洵に絶大である。

## 第二節 大東亞共榮圏の地域構成

大東亞共榮圏建設工作を構想するに當り、吾々は先づこの地域構成を想定しなければならぬのであるが、未だ緒戦の域を出でざる今日、現實的問題として確然となつてくる迄には尙ほ

相當の時日を要し、段階的發展的過程を辿るであらうから、固定的想定は時期尙早の惧なしとしない。蓋し、數個の廣域經濟圏の對立が豫想せられる限り、他廣域經濟圏に對等し得るものでなければならぬと共に、他方理想は理想として、之を東亞共榮圏に含ませるためには我が實力が之に伴はなければならぬからである。且つ、東亞南方各地域は歐米各國が競つて暴力により勝手氣儘に之を領有し或は自國勢力下に置いたものであるから、從來の行政地域別に基いて範域を定め、或は區劃することは新秩序建設の新理念に合致しない場合も生ずるであらう。併し乍ら、今、民族學的・地政學的・純理論的に地域を劃定して之を包含せしめて見ても、現實的問題としては無意味であるから、こゝでは、我が國力の伸暢する一段階を假定し、且つ生命線維持の至上要請に従ひ國防經濟上絶対に必要とされる地域を含ましめるといふ見地から、極く常識的に之を想定するに止める。然る限り、東亞共榮圏を一應左の如き範域とし、之に外域を加へることを以て最も現實的と見られ得よう。

大東亞共榮圏地域構成（從來の行政地域別による）

#### 北方 圏

日本、滿洲、支那

#### 南方 圏

フィリッピン、マレー（英領ボルネオを含む）、蘭印（ニューギニヤを含む）、ビルマ、佛領印度支那、泰

#### 外 域

右に掲げた諸地域は、既に殆んど裁定を終り、或は我に協力を誓約し協同動作をとりつゝある國々であつて、これ等を以て大東亞共榮圏を構成することには何人も異議はないと思ふ。而して、大東亞共榮圏が日本を盟主として結成さるべきは言ふまでもないが、尙ほ北方圏と南方圏とに之を分つ所以は、その歴史性に基くものであり、「日滿支の強固なる結合を根幹」とすることが要請されるからである。勿論、その重要性の輕重を問はるべきものではなく、たゞ、自然的、歴史的、社會的諸條件から軍事、政治、經濟、文化に於て、北方圏と南方圏ではその取扱を異にすべき事情の存するによる。斯くて、兩者間にはまた統一的對立性の存在することが基本要件として銘記さるるを要するのである。

大東亞共榮圏外域は謂はゆるアウトア・サアクルとして、共榮圏に協力せざるを得ない地域を含める。而して、之が具體的に如何なる地域となるかは、暫く現實の動きに俟たなければな

らぬ。蓋し、大東亞共榮圈自體が地域構成に於て固定的ではあり得ないからである。さし當つて、大東亞共榮圈を前述の如き地域構成とする限り、軍事、政治、經濟、自然的條件より考へて存立上相互に密接な依存關係を有せざるを得ない地域が存在する。之を吾々は一應外域と考へるのである。即ち、東亞共榮圈の要求する側からのみ言つても、日本海の完全湖氷化、或は棉花、羊毛、小麥、マンガン等の必要物資の確保が必須となる。斯くて外域も亦、北方圏と南方圏とに分たれ得べく、北方に於ては東部シベリヤ、外蒙、南方に於ては印度、濠洲、新西蘭が之に含められるのである。而して、外域と共榮圈との關係が如何なるものたるべきやは、こゝに論及し得ないが、少くとも共榮圈と密接な協同關係に立つべきことが要請せられるのである。勿論、外域北方圏と南方圏とは現下の事情に於て全く異り、北方圏は日ソ中立條約によつて嚴に規定されてある所であり、さし當つて問題は生じないであらうが、南方圏は依然として英米の羈絆下にあり、現下既に何等かの打解策が講ぜらるゝ段階に直面して居り、新展開が豫想せられるのである。

### 第三節 大東亞共榮圈の面積と人口

大東亞共榮圈が如何に廣域であるか、外域を加へると大體に於て東經八十度から百八十度内にある南北兩半球に及ぶものたることを知れば、直ちに首肯し得るであらう。こゝに面積及び人口からその巨大さを大觀して見る。

先づ面積から述べるならば、大東亞共榮圈は一千五百六十一萬二千平方呎、世界の十一%八に當り、之に大東亞共榮圈外域を加へるならば、四千四百六十五萬二千平方呎、世界の三三%六に及ぶのである。即ち、大東亞共榮圈は外域を加へる時、アメリカ洲、歐洲・アフリカ洲の他二ブロックとともに略々各々三分の一を占めることとなるわけである。

次に人口について見れば、大東亞共榮圈は七億四百二十二萬人、世界總人口の三二%八と約三分の一を占め、之に外域を加へると、十一億二千三百七十四萬人となり、世界總人口の五十二%三とその半分を超へる人口を包容して居るのである。

大東亞共榮圈各地域の面積並に人口の詳細を國際聯盟統計年鑑(一九四〇年版)に據り、之に若

下の補正を加へて示せば次表の如くである。

大東亞共榮圏の面積及び人口

國名	面積		人口		摘要
	平方千米	總人口	本國人口	在外邦人口	
日本	378,100	72,522,000 (1940)	72,522,000	0	南洋群島214萬人
滿洲國	1,303,000	39,450,000 (1938)	39,450,000	0	中國本部42,082萬人 內蒙古5,799萬人
中華民國	875,500	41,170,000	41,170,000	0	
小計	1,073,900	55,637,000	55,637,000	0	
澳門	0.2	170,000	170,000	0	白人7千人
香港	1	1,011,939 (1939)	1,011,939	0	白人4萬人、安南人167,000人
佛印	670	2,350,000	2,350,000	0	白人8萬人、華僑150,000人
泰國	580	1,490,000	1,490,000	0	馬來人400,000人
馬來	136	528,000	528,000	0	白人45,000人、華僑292,000人
緬甸	605	1,595,000	1,595,000	0	印度人81,000人
比律賓	296	1,625,000	1,625,000	0	白人3萬人、印度人100,000人
英領ボルネオ	191	940,000	940,000	0	緬甸人900,000人
スマタラ島	0.6	200,000	200,000	0	白人1,500人

蘭印	1,904	6,840,000	6,840,000	0	白人24萬人、華僑120萬人
淡領新ギニア及バブア	471	950,000	950,000	0	
葡領チモール	19	480,000	480,000	0	
ナウル島	0.2	300,000	300,000	0	
小計	4,873	14,785,000	14,785,000	0	
英印(含錫蘭)	4,145	36,579,000 (1939)	36,579,000	1,300,000 (含緬甸)	白人60萬人
佛領印度	0.5	300,000	300,000	0	
葡領印度	4	600,000	600,000	0	
濠洲	7,704	693,000	693,000	180,000	土人600,000
新西蘭	268	1,611,939 (1939)	1,611,939	0	
同屬領	1.6	100,000	100,000	0	
ニューヘブリデス	12	500,000	500,000	0	
佛領太平洋諸島	23	100,000	100,000	0	
ハワイ	17	400,000	400,000	150,000	
米領サモア	0.2	100,000	100,000	0	
新西蘭領サモア	3	500,000	500,000	0	
フィジー	19	200,000	200,000	0	
ギルバート及エリス	0.5	300,000	300,000	0	

英領ソロモン島	二八	九
トンガ島	一	三
外蒙	一、六二一	二〇七(一九三六)
ソ聯邦アジア部分	一五、一九二	四、一二三(一九三九)
小計	二九、〇四〇	四一、九五二
以上合計	四四、六五二	一一二、三七四
上掲以外アジア	五、八九〇	六、二六六
米	四〇、四〇〇	二七、四一〇
歐	一一、四二〇	五三、一〇〇
アフリカ洲	三〇、三三〇	一五、五五〇
世界總計	一三三、七〇〇	二一五、〇〇〇
		一、三二一

#### 第四節 大東亞共榮圏建設の重大性

大東亞共榮圏新設計の構圖は、大東亞戦争の意義、目的から見ても瞭かなる如く、實に雄渾

且つ高遠ならざるを得ない。

之を單に人口及び面積からいふも、上述の如く世界を二分し或は三分する雄大なものであり、また經濟力よりするも頗る偉大なる力を有する。既に國際商品として生産を獨占し、歐米資本主義を培養する數多の商品が生産されてある上に、或は需要とにらみ合はせ、歐米資本主義の犠牲となつて、未開發のまゝ押へられて居る資源は吾々の想像以上のものがあると推定せられる。而も、世界の二分の一以上を占むる人口の存在は、單位當り購買力こそ小さいであらうが、包藏する潜在力は頗る大であり、その源泉たるべき勞働力は絶大である。自然資源と勞働力、この兩者の無盡藏は無限の發展を約束する。歐米資本主義の榨取下に停滯性を餘儀なくされて居た大東亞經濟は、今や自主性をとり戻し、自らの理想、自らの經營の下に新發足したのである。その規模は正に雄渾、世界史のものたらざるを得ない。と同時に數世紀に互る歴史的存在物即ち、植民地的政治、植民地的經濟、植民地的文化を新秩序の下に編成替するのであり且つ豫想せらるゝ他廣域經濟圏に比し總ての點に停滯性を露呈して居るのであるから、之が建設は尋常の事業でないことは確かである。幾多の難關、障礙にぶち當るであらう。盟主日本の鐵石の意思が要請される所以である。



大東亞共榮圈は、歴史的轉換であり、その建設には幾多の段階が劃せられる。第一期は米英蘭勢力の破砕期である。勿論作戦行動は如何なる範圍にまで及ぶかは豫測し得ないし、米英が城下の誓をなすまでは矛ををさめることは絶対に出来ない。たゞ、こゝでは一應上述の範圍に於ける作戦行動を以て第一段階とするより外ないわけである。第二期は戦争破壊後に於ける應急的處置のとられる建設期で、我が國防國家確立に重點が置かれる。英米に對抗し得る唯一の力をもつ日本の國防力の充實に専心し、東亞を彼等から防衛せねばならない。而してこの過渡的時期は相當長く續くものと豫想せられる。第三期は我が國防國家への寄與を中心とする恒久的大東亞共榮體制の建設期である。この時期に於て初めて東亞共榮圈諸地域は政治的にも經濟的にも一定の方向の上にある。第四期は他ブロックとの交通再開期である。この時期が、上記第三期後に來るか、その以前に來るかは現實問題としては斷言出来ないし、また、相手が獨伊ブロックに限られるか、或は世界的となるかも明白に豫想することは不可能である。

右の段階は理想的分析に過ぎぬが、建設の具體策を考へる場合には特に重要性を有する。これを明確に意識して考察しないために生ずる混亂を吾々は屢々見受ける。吾々の構想は大體第三期を目標とする。勿論第四期の當然に來ることを豫想し意識しつゝ考へられる。また共榮圈

の地域構成自體が發展的彈力性をもつ限り、この點からも諸種の制約を受ける。例へば濠洲が共榮圈に入るか入らぬか、或は協力するかしないかで物資の開發對象が相違することは當然である。併し、この場合も、大東亞共榮圈を以て一應考察の範圍に限定し、こゝで不足する物資について外域に之を求め、その存在を確かめるに止める。

大東亞共榮圈建設の構圖は雄渾無比である。如何に之が構想せらるべきか、この成否は日本の、而して大東亞の興廢を決する重大問題である。東條首相は既に三次に亘り大東亞經綸を宣示した。大東亞建設の盟主たる日本の全智總力がこゝに結集されなければならぬ。而も、吾々の單なるひとりよがり終る危険を極力避け、共榮圈各民族を納得せしめ、彼等が共感協力して建設に従事することが肝要である。吾々の到達した大東亞共榮圈建設の綱領は要約すれば左の如くである。

- 一 我が肇國の大理想を顯現することが窮極の目標たること。
- 二 新秩序の基礎構造に「家」を以てし、家族主義を基調とすること。
- 三 日本を權威とする有機的統一體として共榮圈を組織すること。
- 四 英米植民地政策の單なる踏襲は之を不可とするも、その長所をとるに吝ならず、且つ各

地各民族の風習、其の他の特殊性を尊重し之と調和すべきこと。

五 大東亞の計畫的自主經濟の確立。我が國防經濟の完成と適地適産主義とを基本條件とするも、暫定的には輸送力の問題から特に食糧について各地域自給自足體制を整ふることに。

六 適正なる統一的通貨金融制度を確立し、資本移動、物資交流を円滑ならしめること。各地域民族資本の蓄積、活動をはかることも重要である。

七 物資交流の計畫性に基き大東亞交通機關を整備擴充すること。

八 人口密度と生産力とを勘案して、勞働力の適正なる配分をなすこと。

九 創意を重じ、科學水準を高め、特に資源の新しき利用を圖り、謂はゆる産業革命の到來を期すること。

十 大東亞の特産物は我が統制下に他盟邦ブロックに供給すること。特に共榮圈不足物資輸入の引當てとしてその生産を確保して置くこと。

十一 宗教、教育を改善し、大東亞文化を創造、再建すること。

〔註一〕 當面の基本方策として我が當局の闡明せるもの左の如し。

一 占領地には軍政を施行し、戰爭に必要なものから工作を開始する。

二 防衛上必要な地域は帝國が把握措置するが、その他の地域に對しては民族の傳統、文化等に應じて戦局の推移と睨み合せて善處する。

三 原住民の宗教、風俗、習慣は出来るだけこれを尊重し、共榮圈の一員としてふさはしい文化に均霑せしめる。

四 資源確保、特に戰爭遂行上緊要な資源を確保すること。

五 南方の重要資源が敵性國家に流出することを防止すること。

六 作戦軍の現地自活を確保すること。

七 在來企業の我方に對する協力を誘導すること。

〔註二〕 大東亞共榮圈の根幹をなす日滿支經濟建設に關し、昭和十五年十一月に發表された日滿支經濟建設要綱を參考までに掲ぐれば左の如し。

一 日滿支經濟建設の目標は、概ね今後十年間に三國を一環とする自給自足的經濟態勢を確立するとともに、東亞共榮圈の建設を促進し以つて東亞の世界經濟に於ける地位を強化確立するにあり。

二 日滿支經濟建設に關する皇國の指導精神は、八紘一宇の大精神に基き日滿支三國の一體的協同により、共存共榮、全般の福利を増進するにあり。

三 皇國は日滿支經濟建設を推進するため、國民の氣魄を高揚し、國內態勢を革新し、國力の擴充に力め、滿支の經濟建設に對し援助育成を與へ、之がため特に科學技術の劃期的振興を圖り、又先驅工

業の開拓に任ず。

- 四 皇國との不可分關係にある滿洲國は重要基礎産業を急速に整備發展せしむることを期待す。
- 五 支那は日滿と協力し、資源を開發し、經濟を復興し、特に交通の發達、物資交易の圓滑、重要産業及び資源の開發をはかり、東亞共榮圈の確立に寄與せんことを期待す。
- 六 日滿支經濟の綜合建設計畫を調整促進するため速かに日滿支經濟の綜合計畫機構の整備を圖る。

上記は單なる綱領に止まる。具體的、實踐的方式如何。吾々は近く滿洲に於てまた支那に於て貴重なる體驗を得た。之を生かさなければならぬと共に南方圈諸地域の歴史的社會性を明確に把握して新しき設計をなし建設がなされなければならぬ。吾々は多年に亙り南方圈諸地域に於て實際に仕事にたづさはり、或は基本調査をなし續けて來た。こゝに主として南方圈諸地域を問題として取り上げ、大東亞共榮圈建設の構圖を描き、我が政策樹立に寄與したいと思ふ。

## 第二章 南方統治論

第一節	我が南方統治基本方策
第二節	歐米植民地統治の基本原則
第三節	アメリカのフィリッピン統治
第四節	イギリスのマレー統治
第五節	オランダの東印度統治
第六節	イギリスのビルマ統治
第七節	フランスの印度支那統治
第八節	南方統治實踐の要訣

## 第一節 我が南方統治基本方策

大和民族の形成されつゝあつた遠い過去に於て、既に南方諸民族と大和民族との間に血縁關係があつたかどうか、吾々は知る由もない。しかし、地理的に見て、南方諸地域と日本とは歐米諸國とは比較にならぬ程近接してゐるし、體格とか風貌とか皮膚の色などから見ると、南方諸民族の脈管中には、多かれ少なかれ吾々と同じ血が流れてゐるらしいとも想像され得る。

史蹟に残る事實は、大和民族の祖先が白人より一步先に南方各地に確固たる足跡を印してゐたことを如實に物語る。南洋の主要都市に日本人町を形成して、商業に貿易に隠然たる勢力を有し、ポルトガル、スペイン、オランダなどの強固な武力と資本とに對抗して、敢然その發展に力を盡し、幾多の武勇を發揮して、大和民族の意氣を昂揚した史實は餘りにも有名である。

しかし、徳川三百年の鎖國は、これ等大和民族南進の勢を徒らに惰眠せしめ、過去四世紀に亘り南方諸地域は白人跳梁の舞臺となつてゐたのである。しかも、その主役者は入り代り立ち代り變轉した。先づポルトガルが登場し、スペインが之に續いたが、次いで登場した商才オラ

ンダのために驅逐され、オランダは之に踵を接して鉞を進めて來た老獺イギリスのため敗北し、僅かに東印度諸島にその植民地を止むることとなつた。

イギリスはその出發點に於て立ち後れながら、スペインの無敵艦隊を撃破した勢を驅つて得意の辣腕を振ひ、東亞禍亂の基地馬來半島、香港に根を下ろして、七ツの海を支配すると豪語してゐたのである。續いてフランス、アメリカが登場、フランスは印度支那を占據、アメリカは米西戦争を惹起して無遠慮にフィリッピンを攻掠してしまつた。

南方は數多くの島嶼や半島に分かれ、そこに住む民族も夫々独自の經濟的社會的構成を持ち、風俗・宗教・慣習も夫々異つた様相を呈してゐる。従つて、米英蘭等が行ふ植民地統治の方策に自ら相違のあつたのは當然で、本國の植民地に對する要求や國民性によつてもその方策は種々に特色づけられた。

しかし、彼等は本國の利益のみを圖り、土着民族を搾取の對象とし、之を抑壓し酷使してゐたことには何れも變りがない。大和民族と同じ有色人種たるこれ等南方民族が、白人等の飽くこと無き搾取に苦悶する姿を黙つて見てゐることは出來ない。日本がこれ等民族の解放とアジア人のアジャ建設のために立ち上らねばならなかつたのは、遅かれ早かれ必然の勢だつたし、

日本自體の生命線確保の要請とも合致するものであつた。

大東亞の新秩序建設は新政治理念の實踐が根幹となる。政治は經濟の、文化の基底としてあらゆるものを制約する。政治の強弱、善惡が如何なる結果を惹起すかについては、吾々は既に大陸で貴い體驗を得た。而も、南方諸地域は米英蘭の永く統治してゐた土地である。こゝに統治の困難性と重要性とが見られる。大東亞建設の成否は一に統治の成否にかゝるといふも過言ではない。然らば大東亞の統治構想は如何。

統治の基本方策は、大東亞建設の大理想の宣示とともに、既に東條首相によつて卒直に明示された。即ち、

- 一 香港、馬來半島は帝國の大東亞防衛の據點とし、之を直接統治下に置く。
- 二 比島は、大東亞共榮圈建設に協力するならば獨立の榮譽を與へる。
- 三 ビルマに於ては、ビルマ人のビルマ建設に協力する。
- 四 印度に於ては、印度人の印度建設に協力する。
- 五 蘭印に於ては、インドネシヤ民族をオランダの壓制より解放し、同地域をインドネシヤ民族の安住の地たらしめる。

六 濠洲及びニュージールランドは、帝國に對する抗戰を續けるならば之を擊碎、若しその住民が協力して來るならば、帝國はその福祉と發展に協力する。

此の大構圖に包含される地域たるや、過去數世紀に亘り米英蘭等の極めて苛烈な搾取を受けて居つた爲め、文化の發達甚しく阻害され、壓制に壓制されたこれ等諸民族は一部を除いては民族意識を喪失し、熱帯の氣候風土から來る自然的恩恵にも慣らされて、民族共同の利益のために積極的に立ち上る氣力など殆んど無い。彼等にはアジャ人のアジャを叫んでも全く馬耳東風で、自己の生活さへ脅威されなければ誰に統治されようと、どうでも良いとさへ思つてゐるようにも見えることがある。

しかも、これ等諸民族は、地理的にも數多くの島嶼や半島に分住して居り、歴史的にも其の統治者を異にしてゐたため、比較的文化の進んだ民族もあれば、全く野蠻な原始民もあり、眞に多種多様である。

従つて吾々が新たに盟主としてこれ等諸民族を指導し或は統治して行く際には、我が鐵石の意志並に實踐力と相俟つて、これ等諸民族の民情風俗を具さに知悉し、從來彼等の生活を支配した歐米人の統治策を充分に參酌しながら、新しき統治方式を以て之に臨むことが緊要である。

南方統治の基本構圖は 述の如く東條宣言によつて筆太く書き出された。だが、一步前進して、統治の具體的施行に當つては、尙ほ多岐な問題が生ずるであらう。統治が現實を遊離し宙に浮いたら失敗を結果する。現實に即した統治、これを可能ならしめるためには、從來の統治策を回顧してその功罪を明確にし、且つ、それによつて作り上げられた歴史的特殊性をはつきりと把握することが肝要であり、之に先づ力が注がなければならぬ。

## 第二節 歐米植民地統治の基本原則

歐米人の植民地統治の基本原則は同化主義と協同主義とに大別される。同化主義は被統治民族の傳統・慣習・宗教その他の社會制度を全く無視して、統治者本國の文化・宗教・法制をそのまま被統治者に強制する方策である。初期に於けるフランスの印度支那統治方策は同化政策であり、又アメリカのフィリッピン統治も同化政策であつた。

之に反して協同政策は、被統治民族の傳統及び個性に應じ、之をそのまま認容し、統治者は

唯その中樞を押へて之を利用する統治の方法である。この場合の統治機構は普通間接統治の政治形態をとる。

直接統治は同化政策を強行する場合にとられる一つの政治形態で、この形式をとる場合は、原住民を地方行政にも參與せしめず、總て統治者側の手に於てする。従つて租税制度なども統治者側の官吏が直接原住民より徴税する。故に原住民古來の社會制度を基礎とする傳統的な徴税制度などは完全に破壊され、無視される結果、原住民の不滿を買ひ失敗に終ることが多い。

間接統治に於ては、統治者は原住民の會長や土侯を通じて住民を統治する。従つて住民は昔ながらの慣習に従ひ、土侯や會長の命するまゝに動き、徴税なども從來通り原住民官吏によつて行はれる。従つて住民は多少の無理も忍ぶ。不滿があれば會長や土侯に對して不滿を感じるだけで、眞の統治者には反感を持つに至らない。即ち異民族の統治形態は主として間接統治が成功するのである。

同じ間接統治でも、フィリッピンの場合に於ける如く、大統領や中央政治機關に對する高等辨務官や顧問のみで監督し、他は殆んど自治制を敷く場合もあり、又、イギリスの馬來統治に於ける如く、更に各州の土侯や會長に辨務官や顧問をつけて干渉する場合もあり、又、オラン

ダの蘭印統治の如く、更に深く原住民社會に喰ひ入つて、各州の郡長や村長迄も支配するコンローラー制の如き場合もある。中央の意志を最も深く原住民に徹底させるにはその喰ひ入り方が深ければ深い程効果的である。

間接統治、直接統治の如何を問はず、凡そ南方統治に於ける歐米人の態度は、總て原住民を劣等民族として取扱つた。統治者は原住民に對して絶對的な權威者として君臨し、原住民は歐米人には近寄り得ないもの、全然階級の違つたものと觀念せしめた。従つて何れの植民地に於ても歐米人は一種の貴族社會を形成して、原住民社會と確然と區別され、歐米人と原住民との結婚は禁ぜられてゐた。禁ぜられてゐながら事實上は混血兒は生れてゐるが、混血兒は多くの場合貴族社會には入れられない（蘭印では之が一時問題となり、現在では法律上は歐米人の仲間に加へられてゐる）。

原住民古來の社會構成は主として宗教を基礎とした階級制度の社會をなしてゐたため、原住民に權威を押し着ける此の歐米人の態度は、或る場合は準宗教的な神聖ささへ持つやうに原住民には思はれたのである。この權威の原則こそ、歐米人をして數世紀の長きに亘つて南方統治を維持させ、搾取を擅いませ得た根源であらう。

而も、統治の一般的特色としては分離統治、現状放任主義もあげられる。分離統治策は特にイギリス植民政策の基調をなして居り、イギリス植民地の全部に亘つて見られる。現状放任主義は自己の利害に反しない限り、原住民の宗教、生活、慣習にあまり干渉せず、反感の激成を極力防止せんとするにある。初期のフランスを除いて、イギリス、オランダの方策に特に顯著に見られるところである。

以下各植民地に分つて、その統治機構及びその運用状態を考察しよう。

### 第三節 アメリカのフィリッピン統治

フィリッピンは一八九八年米國の領有に歸する迄、三百年の長きに亘りスペインの統治下にあつた。スペインの植民活動は國王の利益と商業資本の原始的蓄積とを目的とするもので、植民地そのものの利益などは問題にしない、徹底的な從屬主義であつたから、原住民族の生活などは、スペインの利益のためにのみ考慮が拂はれてゐた。歐米人の植民政策は全て之と軌を一

にするとも言へるが、スペインはそれが特に露骨だつたのである。

三百年の中最初の二百年間は直接スペイン本國の監督下に立たず、同じくスペインの植民地たるメキシコを通じて統治され、總督もメキシコより派遣されてゐたし、統治制度もメキシコの莊園制度(Encomenderos)が採用されてゐた。莊園制度とは各土地を數區に分割し、一區域に一人のスペイン人莊園主を任命する制度であつて、莊園主はその區域内の治安を維持し裁判を司り、課税権を有してゐた。

莊園内には多くの村があり、税金の徴收はその村長(會つての會長)に請負はせ、未納者があれば村長をして代納せしめた。莊園主は原住民に重税を課し、支拂不能者は財産を沒收され拷問を受け或は奴隷に賣られた。造船や鑛山開發のためには強制労働が行はれ、原住民は恰も奴隷の如く酷使された。激務と飢餓とのために死亡する原住民の數も決して少くなかつたと言はれ、食料の豊富だつたフィリッピンもこれがため生産が激減し、物價は上昇して原住民は苦しみ、町を捨て山中に移住する者も多數にのぼつた。

たゞ、スペインの統治に於て宣教師の功績は特筆すべきである。彼等は軍隊より先に未開の地に乗り込んで布教に努め、有力なる原住民宣撫の役割を果たした。宗教以外の社會事業に於て



も、献身的に原住民を教育し、原住民からは恰も父の如く尊敬された。道路や橋梁を開き、建築法、甘蔗栽培法、織布法、氣象學等を教へ、原住民の文化向上に幾多の功績を残してゐる。

しかし、スペイン王と本國の目的は、元々奪掠にあり、キリスト教は唯その手段として用ひられたに過ぎない以上、初期に於て幾多の功績を残した宣教師も、次第に墮落し、徒らに政治に干渉するやうになり、官吏は眼前の利益のみを追求するし、軍隊は軍隊で原住民の文化を破壊し、徴兵制度を強ひて家族制度を攪亂した。斯くて各地に擾亂が數知れず起つた。

更にスペインの統治を失敗に終らしめたのは、十九世紀後半以後に於て、自由主義思想を原住民に吹き込んだ事である。スペインは直ちにその非を悟り、保守的な專政制度を之に代へたが、時既に遅く、一度自由思想に感染したフィリッピン原住民はそれに黙従するよしもなく、抵抗は次第に大規模となつて遂に獨立戦争を惹起するに至つてゐる。

スペインの統治策失敗の有力な一因として、統治者が頻繁に更迭した事實も挙げられる。三百年の統治期間中に實に九十人の總督が交代し、一年間に三回も更迭したことが屢々あり、稀に十年位續いた善政總督もあつたが、任期が一年未滿の者實に二十四人に及ぶ。斯くては、民情風俗の全く違ふスペインから遙々やつて來て、適切なる政治など行ひ得べくもない。勢ひ政

治は原住民より遊離し、官吏の不正が横行したのも故なしとしない。

スペイン失政の後を引き繼いだアメリカは、之がため先づ原住民の懷柔に狂奔しなければならなかつた。領有當初から將來獨立を許容する旨の宣言をしたのも、當時さういふ事情にあつたことがその一因と見られる。

しかし、アメリカが一旦領有したフィリッピンに獨立させる約束をした理由には、別に新たな事情がある。それはアメリカの領有に歸したフィリッピンから農産物（殊に砂糖）と労働者が無制限にアメリカに輸入され、さなきだに生産過剰に悩む米國糖業者を困却せしめ、生活程度の高い米國労働者に一大脅威を與へるに至つたことである。

元來、フィリッピンはアメリカにとつて少くとも數年前までは資源的にそれ程重要性を有せず、むしろ軍事的基地として、又、同時に自國工業の生産する過剰商品の吐口として、東洋及び南洋に進出する足場とさへすればよいのであつた。この目的の達せられる限り、この厄介物は寧ろ獨立せしめるにしかなかつた。之がために、五億比の資本を投じて居るフィリッピン人の糖業が衰弱して百五十萬の甘蔗耕作者が困窮することなどは、問題視する必要がない。寧ろさういふ弱點があつて、一本立ち出來ぬことを見抜いたからこそ獨立を約束したと見るのが妥

當で、之がアメリカの本當の腹でもあつたであらう。

斯くてケソン等の要求が容れられ、一九三四年米國議會を通過したタマ法（タイディングズ・マгдаフイ獨立法）により、フィリッピンは一九四六年七月四日を期してアメリカより獨立し得ることとなつた。そして一九三五年には新憲法が制定され、現在のフィリッピン・コンモンウェルスが誕生した。

しかし、アメリカは自己本來の目的を勿論忘却しなかつた。一九四六年迄は法律上米國の領土であり、外交權は依然米國に存する。従つて新政府が誕生して一國を成すと雖も國際法上の獨立主體とは未だなり得ず、フィリッピン統治の最後の決定權は依然としてアメリカ合衆國議會に存し、一九四六年七月四日以前に合衆國議會が何等かの理由を附して國內法たるタマ法を修正するときは、フィリッピンの獨立は完全に無効になつてしまふのである。

フィリッピン議會が起草し一般投票によつて効力を發生した新憲法も、一見フィリッピン人自身の發意によるものの如くではあるが、實はその憲法も、米國の國內法たるタマ獨立法に制約され、米國大統領の承認を得て始めて成立したものである。従つてフィリッピンの憲法は之をフィリッピン側から見ると國家最高の法であるが、米國の側から見ると法律に準據して

制定された地方法であり、單なる行政命令に過ぎない。

凡そ國家が如何な政體を持つべきかといふことは、その國自身の意志によつて定むべきであるのに、フィリッピンの政體は獨立法によつて、頭から共和民主制（Republican State）たるべきことを強制されてゐる。獨立準備期間中、軍事外交が一切米國の手に委ねられるのは勿論、獨立後と雖も海軍根據地及び燃料補給地は保留される。日本軍の占領迄は米國大統領の代表者として米國高等辨務官（High Commissioner）が派遣され、新憲法及び獨立法の施行を監視し、政府の義務履行のために内政に干渉し、政府及びその從屬機關の凡ゆる記録を檢閲し、フィリッピンが米國に對する一億五千萬比の債務を履行しない時は税關を接收する權限をさへ附與されてゐた。

アメリカへの移民は從來年平均一萬人を超えてゐたのに單に五十名に制限され、獨立後は完全に禁止される。砂糖、椰子油、綱索の割當制限が行はれ、獨立後には特惠關稅が全廢される。學校は英語を以て教育するを條件とし、フィリッピン人は米國に對して忠誠と服従とを誓ふ旨の規定が定められてゐるのである。

與へられた準備期間は要するにフィリッピンを米國化するための準備期間なのである。

従つて、出来上つたコンモンウェルス及び獨立後の政治機構が、全くアメリカ政體の直譯であることは明らかである。立法權は國民議會 (National Assembly) に、行政權は大統領に、司法權は大審院及び法律により設置される裁判所にあり、謂はゆる三權分立の形態を取り入れてゐる。

國民議會は二院制で、通常議會は毎年一回召集され、議員數は上院二十四名、下院百二十名以内で任期は三ヶ年である。選舉權は滿二十一歳以上の読み書きの出来る男女に附與される(全人口の三―四割)。大統領及び副大統領は人民の直接投票により選舉され、任期は共に四年で再選が許されてゐる。

中央行政機關としては、大統領、副大統領の下に、内務、大藏、國防、司法、農商務、工務、逓信、勞働、教育、厚生、の九省あり、大統領の直轄機關として、書記官長、行政補佐官、文官任用局長官、會計検査院長、豫算局長官、國勢調査院長、砂糖管理局長官、國立病院長、國語院長、國防審議會長、國家經濟審議會長、國家教育審議會長、國家資源調査會長、駐米委員がある。

地方行政は、全國を四十九州、二市(マニラ及びバギオ)に分割し、州知事又は市長を置き、

州知事は一般投票により選舉、市長は大統領により任命、市參事會員は一般投票によつて選舉されることになつてゐる。

米國大統領の目付役たる米國高等辨務官の他に、政府の軍事、外交、森林、農業、鑛山、内務、警察、教育、開發、船舶、航空等の各部門には多數のアメリカ人が政府顧問として任命され、各種政策の有力な推進力をなしてゐる。

フィリッピンの財政は一九三九年税制改革が行はれ、最近の歳入歳出は共に約九千萬比内外で、收支は均衡してゐる。収入は主として所得税(歳入總額の約二五%を占む)、賣上税を含む營業税(約二三%)、輸入税(約二七%)等の租税収入でこの歳入を以て、教育費(歳入總額の約三三%を占む)、國防費(約一七%)、産業開發費(約一七%)等を賄つてゐる。

教育費が全支出の約三三%を占める事實を見ても解るやうに、フィリッピンは南方諸國中最も教育の發達した土地である。現在フィリッピンの學制は小學校、高等小學校、中學校、大學より成り、小學校は四年制で最近義務教育となり、普通小學、工業、商業、農業の四部に分かれ、一九四〇年現在の小學校數は一萬九百五十校(一九三五年は七千七百六十校)に達し、全國就學兒童數百七十四萬六千名に及ぶ。高等小學校は二年制で小學校と同様四部に分かれ、中

學校は普通中學、師範、農業、商業、工業、航海の六種とし、大學は主として男女共學で文科、法科、教育科、醫科、農科を含む綜合大學（官立一、私立四）を初め、女子大學、高等專門學校程度のもの十四を數へる。

スペイン統治の三百年は悪政の連續ではあつたが、唯一つ、この教育事業に於ける功績だけは認められる。しかし、それは一部上流社會に限られ、飽くまでスペインのためにする政策であつたことは勿論である。宣教師が布教の旁ら教育の任に當り、早くから中學校、大學が設立され、主として宗教を中心とした精神教育が施された。スペインの目的は或る程度達成され、フィリッピンの知識階級は非現實的な實行力のない浪漫的性格を既にこの頃から作り上げられてゐた。

しかし、この後を受継いだアメリカは、スペイン語を以てするキリスト教中心の教育を廢止し、米國語を以てする物質文明崇拜思想の教育を施し、フィリッピンを徹底的に米國化しようとした。この政策は飽くまでフィリッピン人の米國依存心を保持し、同時にフィリッピン人をしてアメリカの物質文明を享受させ、アメリカ製品の良き消費者たらしむるを目的としたものであることは疑ひない。かくて多くのフィリッピン人はスペインによつて作り上げられた非現實

實的な薄志弱行の性格に、更にアメリカの現實主義的物質偏重の教育を吹き込まれたのである。

フィリッピン人がやゝもすれば輕佻浮薄で、徒らに流行を追ひ、虛榮心と物質慾しか持たず、自由と權利のみを主張する洵に御し難い性格の持主のやうに言はれるのも、總てアメリカの政策が然らしめた所なのである。

宗教は何等の干渉を受けず、自由放任である。それは既にスペイン統治時代にフィリッピン人の九割迄キリスト教徒化されてゐたので、アメリカとしては干渉する必要が無かつたからでもある。

病院や衛生設備は整へられ、水道は敷設され、井戸は掘られて、流行病や悪疫は一掃される、飢饉はなくなる、更に青年男女はスポーツを樂しめる。この邊まではよいとしても、都會の外観はアメリカ色一色で塗りつぶされ、街路には自動車走り、若い者は流行の洋装をして米語をしゃべりながら舗道を濶歩する、家庭では女が天下をとり、夜ともなればナイトクラブでダンスをやり享樂に耽けるといふ所にまでなつて來た。かくてアメリカ文明を享受し得る階級は全くそのとりこになつてしまつた觀がある。

農民も亦アメリカの毒手により、二毛作、三毛作の出来る自然的條件に恵まれてゐながら一毛作しか行はず、米は不足でアメリカより小麦を輸入し、又輸出貿易額の九〇%を農産物が占めるといふ農業國であるにも拘らず、可耕地面積の三分の二は處女地である。

労働能率は南方諸國に共通する如くやはり低いにも拘はらず、勞賃は他に比し、二倍も三倍も高く、しかも労働争議は先走つた社會政策の結果絶えない、即ち最近に於けるフィリッピン人の生活を要約すれば、アメリカが麻及び非鐵金屬を除き、フィリッピンの資源に求めるところは餘りなく、従つてオランダの如く、之より低廉な原料資源を收取する必要を認めず、寧ろ一途にその生活程度を高めて商品販賣市場化することに努めた結果、原住民の生産性は低下する一方それとは跋行的に都會地等に於ける消費生活のみ高度化したのである。

従つてアメリカから引繼いで之を指導すべき使命を持つ日本人には、頭初から幾多の困難が豫想されてゐる。即ちアメリカ的物質文明の浸潤せるフィリッピンに如何にして共榮圈建設の大業を分擔せしむべきかの課題が提起されるのである。

#### 第四節 イギリスのマレイ統治

イギリスのマレイ半島に於ける勢力擴張の歴史は、そのまま、今日の統治機構に反映されてゐる。その侵略の仕方は眞に巧妙で、或は脅迫を以て、或は保護の名の下に、或は海賊跳梁の名を藉りて所謂廟を借りて母屋を奪ふ式につき、にその勢力を伸張し、何時の間にか自己の統治下に置くのである。従つて領有後の統治機構も自ら開拓した海峽植民地は別として、從來の政治形態を原形の姿で残し、その要點だけを押へる間接統治の形態をとる。従つて各州は同じくイギリスの統治下でありながら、夫々獨自の形態をもつて分離してゐる。間接統治から來る當然の複雑性であつて、イギリスの植民地統治は、全て此の分離の上に統治することを原則としてゐる。

この事實は英領ボルネオに就も、ビルマに就いても、また、印度に就ても同様に認められるところである。

マレイの行政區劃は、シンガポール、ピナンを初め九つの島及び地域よりなる海峽植民地

(Straits Settlements)、四つの保護國(ペラ、セランゴール、バハン、ネグリスンピラン)より成るマレイ聯邦(Federated Malay States)及び六つの非聯邦保護國(Unfederated Malay States)(マヨホール、ケダー、バリス、ケランタン、トレンガス、ブルネイ)に分離されてゐるが、海峡植民地の總督(Governor)は、單に海峡植民地の最高行政官であり、最高軍司令官(Commandant-in-Chief)であるに止まらず、同時にマレイ聯邦及び非聯邦の諸保護領に對する高等辨務官(High Commissioner)であり、更に英領北ボルネオ及びサラワク王國に對する統監(British Agent)を兼ねてゐるのである。

マレイ行政は、當初は印度事務大臣(Secretary of State for India)の管轄下に在つたが、一八六七年英本國植民大臣の直轄に移され、親任狀(Letter Patent)により總督が任命され、總督は同時に軍司令長官を兼ねることとなつた。従つて、總督は立法、行政、司法は勿論軍事に至る迄總轄する廣範圍の権限を有し、更に皇帝の名を以て官公吏の任免を爲し、又犯人の特赦及び國外追放の権限をさへ有してゐた。

斯くの如く一見複雑多岐な組織に見えるマレイ及び英領ボルネオは唯一人の總督によつて統括されて居るのであつて、實質的には同一統治區域をなしてゐる。併しイギリスは之を敢へ

て劃一的に統合しようとはしなかつた。そこにイギリス統治政策の巧妙さがある譯である。

立法、行政、司法の各機構は、海峡植民地とマレイ聯邦、非聯邦によつて夫々異なる事は勿論であつて、以下その各々に就て略述する。

海峡植民地の立法機關は、總督によつて召集され、總督を議長とする立法參議院(Legislative Council)である。議員は英皇帝の任命する十四名の官吏議員、總督の任命する十一名の非官吏議員及び民選議員二名合計二十七名より成る。參議院の権限は主として安寧秩序に關する取締規則、行政、財政、司法等に關する法規の制定にあり、ここを通過せる法律案(Ordinance)は、一部の除外例を除き、本國の法律又は條約に牴觸しない限り、總督の自己判断により効力を發生せしめることが出來、同時に之を拒否し、又改訂を命ずることも出來、又批准を得る迄保留することも出來るやうになつてゐる。要するに立法機關ではあるが、總督が自ら召集し、議長となり、議決権を有し、自己の判断により法律案の効力發生の成否を決定すると言ふのであるから、實質的には總督の諮問機關に過ぎぬ。

マレイ聯邦及び非聯邦の立法機關も同様無力であることは述べる迄もない。マレイ聯邦に於ては、聯邦會議(Federal Council)及び州會議(State Council)があり、聯邦會議は聯邦共通の事

項、州會議は自州のみの事項に就て審議制定する。聯邦會議の議長は總督が高等辨務官の資格を以て之に當り、十七名の官吏議員と總督の任命する十二名の非官吏議員より構成される。州會議の議員は州のサルタン (Sultan)、英人知事、同秘書、マレイ人高官、支那人及び非官吏議員より構成されてゐるが、州會議は聯邦法規に牴觸せざる範圍に於て各州自體の事項のみを審議することとなつてゐるので、實際の立法審議は甚だ少なく、單なる行政協議機關である。

非聯邦の州會議も聯邦の州會議と同様であるが、非聯邦には聯邦會議なるものがない。

行政機構に就ては、海峽植民地と其他とは形式的には甚だ相違してゐる。

海峽植民地の中央行政機關には總督の諮問機關として内閣に相當する行政參議院 (Executive Council) がある。議長は總督、議員は軍司令官、民政長官 (Colonial Secretary)、ピナン及びマラツカ知事 (Resident Councillor)、檢事總長 (Attorney General)、財務長官 (Treasurer)、土木局長、支那人事務局長及び三名の非官吏議員より構成されてゐる。總督の職權執行に當つては必ず同院に諮議し賛同を必要とするが、總督が行政上諮議することを不可と判断する場合及び緊急の場合には諮議を経ずに職權を執行して事後報告に止むる事を許されて居り、又總督の判断に於て參議院の勸告を退け又は決議に反した處置をなし得ることとなつてゐる。従つて、殆んど

總督の獨裁權が認められてゐる譯である。

地方行政は、新嘉坡地區、彼南地區、馬拉加地區及びラプアン地區に分れ、各地區には理事廳を置き、知事が之を管轄する。更に新嘉坡及び彼南の特別市とマラツカ市には總督の任命する市政委員 (Municipal Commissioner) を置き、委員長は市長として市政を掌る。

マレイ聯邦の行政權は高等辨務官たる總督にあるが、中央行政の實際の事務は聯邦長官 (Federal Secretary) が之に當り、地方行政たる聯邦各州に對しては英人知事 (British Resident) を置いて、各國王サルタンを助け、以て行政の實を擧げてゐる。各市には知事によつて任命される衛生委員を置き、委員長は市長の役目を果す。

非聯邦の各州の行政は、夫々州會議を機關として形式上の統治はサルタン又はラジャヤが自ら行つてゐるが、英人顧問 (British General Adviser) が必ず參與して實權を握つてゐる。

財政は、行政機構に従つて、海峽植民地、聯邦及び各非聯邦各々獨立して別々に編成される。海峽植民地の財政は、財務局が豫算を編成し、立法議會の協賛、總督の裁決を経て本國に回送され、植民大臣の決裁によつて施行される。歳入歳出共三千萬乃至四千萬海峽弗で、最近は多少の赤字である。經費の主なるものは一般行政費が六〇―七〇%、軍事費が約一二、三%、

公共事業費が一二、三%を占め、一般行政費の三分の一は治安、衛生、教育費として支出される。

これ等経費は阿片収入(總額の約二五%)、酒、煙草、石油の輸入品消費税(合計約三〇%)、利子収入、郵便電信収入、官有財産収入(三者合計約二五%)、印紙税、免許料(兩者計約一〇%)等によつて賄はれる。

マレイ聯邦州の財政は歳入六千萬、歳出五千萬海峽弗程度で黒字財政である。支出の主なるものは、公債費を主とする財務費(約三〇%)、官吏俸給、警察費等の内務行政費(約三三%)、教育、衛生等の社會費(約一三%)、公共事業其他の拓殖費(約一二%)であつて、之が錫輸出税を主とする關稅(約四三%)、阿片消費税(約一二%)、免許料及び内國稅(約五%)、農墾用地よりの収入(約一〇%)の財源によつて賄はれてゐる。

従つてマレイ聯邦の財源は、錫、ゴムの市況の盛衰によつて左右され、之によつて鐵道、電氣其他の土木事業に投ぜられた公債約九千四百萬弗(一九三五年末現在)の利子等を賄つてゐる勘定である。

非マレイ聯邦州の財政は、各州によつて多少の相違はあるが、歳入歳入の額に於てはジョホ

ール州の一千七百萬海峽弗程度を最高とし、ケランタン州二百萬、パリス州十萬、ケダー州五、六百萬、トレンガヌ州二百萬海峽弗程度の財政である。内容も夫々異なるが、何れも俸給支出が四〇%乃至五〇%を占め、其他の行政經費と共に、殆んど大部分關稅、消費税収入(三〇%乃至八〇%)及び土地鑛山森林收入(一三%乃至二六%)によつて賄はれると見て大差ない。教育費とか衛生費の如き支出は一般に少なく、大部分は英人官吏の俸給に充當されてゐる譯である。

右によつても諒解出来るやうに、イギリスは先づ政治・經濟・軍事の要衝をなす地域をがつしりと押へ、之を逸早くイギリス化することに凡ゆる努力を惜しまなかつた。イギリス化すると云つても原住民の宗教や日常生活などは殆んど自由放任であつて、唯イギリス人の統治が完全に徹底することを主眼とした。

直轄地に生れた住民は、マレイ人たると支那人たると印度人たるとを問はず、全て英國臣民(British Subject)たるの資格を與へ(英本國人と區別されてはゐるが)、その誇らしい名前を以て住民を満足させ、事實上に於ても充分の保護を加へて、種々雑多な人種によつて構成されてゐる此處の住民懷柔策とした事は、一見極めて巧な統治策とも見られ得よう。事實、直轄地の



人口構成は誠に複雑で凡ゆる人種が雜然としてゐるが、最も多いのは華僑である。シンガポールは約七割五分、ピナンは約五割、マラツカは約三割五分が支那人である。イギリスはこれ等華僑を彈壓する代りに、之を利用した。その功利的性格を見て、彼等に自由な經濟活動を可能ならしめ、商業機構及び産業開發に重要な役割を演ぜしめたのである。支那人の人口が斯く増大したのも之がためであるが、この經濟的實力を有し最も多數を占むるに至つた支那人には武器を與へることを絶対に避け、軍隊や警官にはインド人（バンガリー人）を使用した。バンガリー人は、智能的には極めて低級であるが、實に勇敢で且つ從順であり、兵隊や警官になることを己が天職と心得て居り、最も忠實なるイギリスの番犬となつてゐる。

知識階級は何處の植民地に於ても民族運動の温床をなすものだが、イギリスの之に對する對策も、矢張り之を逆用する態度であつた。頭の良い混血兒、インド人、支那人、馬來人は何れも事務員、就中下級官吏に使用し、他の職業に於けるよりも遙かに多くの收入を與へて、之をイギリス化した。生活に不安なく、各自の才能に適應した仕事を與へられて、彼等は何の不満もなく、イギリスの官吏であることを誇りとして働いてゐたようである。

住民に對する教育には、餘り力を用ひず、必要限度内に於て職業教育を施したのみである。

フィリッピンと違ひ、マレイには高等教育機關と稱すべきものは三校しかない。それも醫科大學が最高で資産家の子弟教育が主である。職業教育は相當整備して、主として英語を以て教育され、初等中等の教育も比較的完備はしてゐるが、住民に教育を獎勵することは避け、入學は住民の自由だが、マレイ人など之を利用する程の知識慾もなければ經濟的餘裕もないのである。斯くて直轄地にはイギリスの統治が徹底した。直轄地特にシンガポール、ピナンはマレイの頭であり心臓である。頭と心臓を押へられたマレイがイギリスの思ふままにならぬ筈はない。聯邦州も非聯邦州も何の苦もなく、彼等の自由になつたのである。眞に勞少くして効多き巧妙なるイギリスの政治的手腕である。

保護領に於ては、住民の宗教とか慣習に干渉せざるは勿論のこと、一切サルタンにその主權を一任してゐたから、其の統治も極めて無理がなかつたし無駄がない。イギリスは少數の官吏を以て最も能率的な行政を行つてゐる。フランスの佛印統治初期に於ける行政官のやうに多數にしてしかも非能率的な行政はやらなかつた。イギリス人官吏はその現地在任期間が相當長期である。法的任期は蘭印に於ける如く五年六年の長期ではなく、せいぜい三年位であるが、彼等は歸休後再び渡來して重任する。任地は同じマレイ各地を轉々しても、マレイで經驗を積ん

だ官吏が腰を落着ける間もなくインドへ廻されたり本國へ歸へされたりすることは殆んどない。

彼等は長い間其の土地にあつて其の土地の民情、風俗、慣習に精通し、其の土地の經濟的社會的特質に明るかつた。従つて行政能率も良い。蘭印にも多く見られるが、マレイに於ては特に官吏一人當りの行政區域が廣く、他の國の官吏なら數人居つても不足するやうな廣大な區域を、住民官吏を備つて一人で立派に擔當してゐる事實が到る處に見られるのである。

行政能率が良いばかりではない。その土地の住民の社會的な傾向を知悉するやうになり、サルタンやラヂヤの個人的性格なども良く呑み込み、住民統御の要領などもすつかり心得てしまふことが出来たのである。彼等は住民の急所が何處にあるか、何處を押へれば思ふまゝになるかを知つてゐるので、叛亂など起るべくもなかつた。統治上の問題だけでなく、他の全ての問題に就て甚だ有利な地位に置かれる譯である。

この事實はマレイのみでなく、イギリスの植民地官吏に共通の長所であるが、日本が南方民族の指導者として現地に臨む場合に一應心得置くべき事と思ふ。

## 第五節 オランダの東印度統治

初期に於ける植民は別として、オランダの統治策、特にジャバに於ける植民は、その統治の巧妙なる意味に於て賞讃されることが多い。七千萬の原住民、而も大きく分けて六十餘種、細分すれば數百種族にのぼると言はれてゐる種々雑多な諸民族を、本國の五十六倍もある廣大な土地で、僅か二十萬のオランダ人（内十八萬は混血人）が三百年に亘つて統治し、その間巧妙なる搾取によつて本國の繁榮を培ひ、旁ら植民地經濟自身をも、古來の族長的な共同體を保持せしめつゝ漸次近代化せしめて搾取の源泉を培養して來た事實は注目し値する。

産業資本の發達不充分で本質的には商業國家であるオランダとして、その植民地事業のうち輸出原料品の生産と販賣には殊更に努力が拂はれた。本國資本の不足のためにゴム、珈琲、煙草、茶、砂糖等の輸出農産物に對する門戸を外國資本殊に英米資本に開放しながら、更にかゝる生産物の生産能率や收穫量や品質の改善には並々ならぬ努力を拂ひ、錫や石油の鑛産物に對しても同様の成果を擧げ、更に植民地内に於ける諸施設に就ても原料供給地として整備し、又

白人の活動を快適ならしむべく非常な努力が拂はれた。ジャヴァには清潔で快適で正確に動いてゐる鐵道があり、手入れの行届いた素晴らしい道路網が文字通り網の目のやうに張りめぐらされてゐる。郵便電信事業の機能も優秀である。旅客機はジャヴァ内に於ては毎日二回づゝ往復してゐたし、島々の往復も四通八達である。

オランダ本國に見られるあの清潔さが、ジャヴァや外領の公の場所や道路にも見られる。國内は表面上平穩、安全であり、到る處注意が配られ、到る處秩序が保たれてゐる。ジャヴァが堅固で、耐久力ある一つの建物である事は凡ゆる處に感ぜられる。

ジャヴァが如何に住み良く、その資源が如何に開發されてゐるかは、十九世紀の初頭以來今日までジャヴァの人口が約十倍になつたことが何よりも良い證據である。無秩序には秩序が、内亂には平和が、積職買収には清廉潔白がとつて代つた。公共事業は國內に限なく行はれ、保健設備の完備によつて傳染病は殆んど消滅せしめられた。植民者の立場からこれほど快適な植民地は他にないかも知れぬ。

オランダが自己の樂天地を建設することに成功した理由は種々あるであらう。オランダ人がその植民政策に天才的な巧妙さを持つてゐたことも認められるし、開發時代は偶々資本主義の

隆盛に當つて其の門戸開放が効を奏し、私的企業を極めて有効に利用し得たことも原因を爲すであらう。又、その植民地支配の中心地が反抗性の強いアツチエ人の住む北部スマトラではなく、初めから最も穩和な人民と稱され柔順で服従的なジャヴァ人の住むジャヴァ島であつたことも、成功の原因に數へられるであらう。彼の有名な強制栽培制度を強行し得た理由の一つは確かに此處にあつた。而も初めに斯かる壓制を敢へてして之を徐々に緩和して來たことも原住民の反抗心を宥和するに與つて力があつた。更に、原住民の民族運動は、多くの部族をその習性に従つて與ふる限り分割して統治することによりその展開が防止された。また、普通ならば民族主義運動の温床ともなるべき中産階級が、原住民の搾取に熱心な支那人によつて大部分を占められてゐて、之が寧ろ民族主義に反する一つの勢力となつてゐたことも一因として數へられる。オランダ人の華僑對策は彼等の功利的性格を巧みに利用して之に充分甘い汁を吸はせ、原住民からの搾取を公然と見逃がしてゐたところに、その重點があつた。蘭印に於ける華僑の役割は、原住民の生産するゴム其の他の農産物を國際的市場に持ち出す重要な役割であつたから、斯かるオランダ人の政策は一舉兩得であつて、事實オランダ人は原住民のゴムやその他の生産物を國際的な機構に聯繫する仕事に華僑にまかせ、自らはこれに何等與つてゐない。

しかし、此の植民政策を成功せしめた最も大きな原因としては、オランダ政府及びその優秀な官吏の努力を擧げなければならぬ。そして、その努力の結果、前に掲げた種々な理由と後述する巧妙な統治組織とによつて、原住民に對して反抗を買ふことなしに極めて苛酷な壓制を課することに成功したのである。

オランダの官吏は採算に細かく、慎重で事務には良心的義務的であり、又優れた行政技能をも持ちあはせてゐる。元來、オランダ本國は小國であつて、植民地の役人になる優良な人材を集めることは、大國に於けるよりも困難な筈であるが、しかし本國にとつてバンでありバターである蘭印を保持するためには最も優秀な人物を送らねばならなかつたのである。しかもその官吏達は原住民官吏に同様な爲政者精神を植付けることに成功し、其の統治振りに對する讚辭は民族主義者自身からさへ發せられる位でもある。

## 〔註〕 和蘭の植民地官吏任用法

蘭印官吏は全て文官試験に合格したる者のみを選抜する。文官試験の科目は、第一試験に於て地理學、一般立法論、蘭印宗教法及び宗教制度、マレイ語、ジャヴァ語の五科目で、これに合格した者が、一定期間を置いて第二試験の受験資格を有することとなる。第二試験の科目は、歴史、地理

學及び人種學、宗教法・宗教制度及び宗教風俗、蘭印の制度、マレイ語、ジャヴァ語の六科目である。和蘭政府が法制と言語とに力を用ひてゐるのは、言ふまでもなく、オランダ植民政策の基本原則たる所謂協同政策の徹底を期するためである。更に蘭印の官吏は報酬が非常に潤澤である。之は過去に於て薄給のため官吏の腐敗せるにこりて、善良にして才幹ある官吏を選抜する爲めに政府が特にこの點に意を用ひた結果によるものである。

オランダ人はあらゆる仕事に於て自分等の意志を原住民達に強制した。この意味で住民の個人的活動に餘り干渉しなかつたイギリスの政策とは本質的に相違するが、フランス人の如く自國の文化を原住民に強制する同化策では勿論なかつた。オランダ行政官は原住民をまるで子供の如く見做して彼等の生活の極めて細部にまで干渉した。後述の如くさういふ細部にまで干渉し得る組織を作つたのであるが、ジャヴァの或る地方では裸馬に原住民が乗ることさへ禁ぜられてゐる。原住民の主産業である米作は自由耕作であつたが、彼等は原住民達に播種の方法を教へ込むばかりではなく、一度植ゑられたものを一定間隔に植替へをさへ命するやうなことも屢々あつた。オランダ語に *zachte dwang* と言ふ言葉がある。穩やかな強制と言ふ意味であるが、原住民達は此の穩やかな強制によつて、本國の利益に反せざる限り、オランダ人の正しい

と思ふ方向へ極めて善意に干渉されて来たのである。

此の言葉は或は良過ぎるかも知れぬ。しかし少なくとも後期に於ては原住民に對する殘酷な行爲は表面上は少なかつた。原住民の舊習とか制度とかは傳統を重んじ、出来るだけ破壊せず、寧ろ保護助長することによつて彼等の反抗心を緩和するに努めても来た。統治の障害とならない限りに於てである。バタビヤの中央を流れるあの汚い川の中で原住民が洗濯をし水を浴び、その同じ場所で用便もし口を漱ぐのさへ、見ない振りをして黙認してゐる事實は、日本の視察者を一驚せしめる光景である。

更に重要なことは、オランダ人と原住民とは完全に身分の違つた人種として取扱はれてゐることである。オランダ人と原住民との個人的な接觸は可及的に忌避されてゐて、汽車の中も截然と區別されてゐる。此の權威に基く區別を原住民に確認せしめたことが彼等の統治を容易ならしめた事は疑ない。月給や其の他の収入に格段の差があつて、生活程度が原住民などの及びもつかぬ程高いことは勿論で、オランダ人は原住民に對しては常に威嚴を保持する。滅多に笑顔など見せないし、原住民の前で醉態を演ずることなどは絶対に無く、常に優秀民族としての矜持と體裁とを保つ。ジャヴァの町で原住民のタクシーに乗つても、其の料金の決定に對して

住民の運轉手は抗議することが出来ないことにさへなつてゐる。實に日常生活そのものが統治の延長であつて、オランダ人はよくそれを實踐した。

原住民との間にさういふ隔りを置きながら、他方混血兒や原住民の知識階級をうまく使用してゐる。これ等は主として下級官吏や會社の事務員に雇傭して、相當の待遇を與へ、色々知的な仕事をさせ、恩給制度を設けて生活の不安を與へず、ために、一般の住民に對する優越感も手傳つて、若干の不滿が生ずることがあつても、ともかく眞面目に働いてゐる。

宗教政策も特に慎重を極めてゐる。蘭印程回教徒の占むる割合の多い植民地は世界に類がない。しかるに人も知る通り本國は新教の一派と頑迷な舊教徒との集まりであるにも拘らず、蘭印内に於て回教は絶對的に布教の自由を享受してゐる。地方へ回教を普及することは勿論、キリスト教を信ずる地方に對してさへ回教を流布することを妨げない。之に反し、東印度統治法第七十七條は、キリスト教傳導師は其の職分を實行するのに特別の許可を必要とすること、及び其の資格者が自己に課せられた諸條件を遵奉せず或は其の行爲が政府の忌諱に觸れた時は許可を取消すことあるべしと規定してゐる。

ジャヴァ其他のオランダ人の理事官が回教祭典の首長と仰がれたり、式典説教がその理事官

によつて行はれたりする事さへある。信者の献金はジャヴァ及びマヅラのみで年約四十萬盾の巨額に達するが、政府は之を單なる私的事務と看做して何等の干渉をしなかつた。宗教教育に對しても規制を加へず、宗教學校に對する制限も一般學校に對するものと何等變る所なく、傳道や學外活動にも何等の適用規定がない。回教祭日には日曜や本國の祭日と同様に役所を休むし、民衆の喜捨とか宗教課税とかに關しても、地方官憲は何等の強制をしない。回教徒の法律や慣習に關しても殆んど干渉がましい舉に出なかつた。否、能ふ限り之を尊重した。

回教徒が一生の念願とするメツカ巡禮は、宗教對策上種々な意味で頗る重大な問題を提供する。巡禮者は、年によつて其の數を異にするが、年十萬を超えることさへある。巡禮者が一旦郷里に歸へると狂信的な信者となつて政治的危険分子になる惧れがある。初めはオランダ人もそれを恐れ、<sup>〔註一〕</sup>ハチに對して制壓的な處置をとつたこともあつたが、オランダ官吏が例の慎重さを以て、直接メツカに行つて巡禮に來る原住民の信仰状態や心理的變化を綿密に研究した結果、大衆に及ぼす巡禮旅行はそれ程精神的効果のあるものでないことが解り、寧ろ彈壓こそ有害なりとして現在では殆んど干渉してゐないと言つてもよい。<sup>〔註二〕</sup>

〔註一〕 メツカ巡禮を行つた回教徒のことをハチと言つて尊敬する。

〔註二〕 蘭印の回教政策には三つの原則があつた。宗教上には寛容を以て臨み、進歩には好意的中立を持ち、政治運動には彈壓する。之がオランダの回教政策を支配した考へ方である。

宗教對策は土人事務局が之に當るが、この機關こそオランダの宗教政策を誤らしめなかつた存在だつた。この長官は總督に直屬し、原住民社會の宗教的・政治的・文化的動向を特に研究し、蘭印の内外を問はず回教徒の傾向を絶えず注視する外、蘭印各地の方言及び土俗に就ても詳細なる調査をしてゐる。この學問的研究によつて本國政府を啓蒙し、政府の實際的方針を誤らしめなかつた功績をもつ。

斯ういふ土人事務局の特徴も、獨り土人事務局のみの特徴に止まらず、蘭印の役所や官吏全體に通ずる特徴である。其の政策は非常に慎重で明確であり、毫末も忽せにせず、また原因や理由を明らかにしなければ行動に移らない。完全にして正確な資料を整備して、科學的な政策を実施するに努めたことは多に學ばるべきである。

原住民の教育に就ても爲政者の慎重さが如實に窺はれる。蘭印に住んだことのある者は誰でも氣づくことであるが、三百餘年間オランダの支配下にあつたにも拘らず、原住民の殆んど總てはオランダ語を知らないのである。臺灣や朝鮮或はフィリッピン、佛印等に於けるやり方と

は全く事情が違ふ。しかし斯かる事實こそ蘭印植民政策の最も典型的な表れなのである。勿論、下級官吏の如き一部の住民は必要上オランダ語の読み書きが出来るが、それも極く少数で全住民の〇・二%に過ぎない。原住民に對する教育は土地土地の土語を以てし、共通の言語を以て教育することを避けた。之は民族主義運動を出来るだけ阻止しようとする策でもあつたし、白人と原住民との階級性を確然とするためでもあつた。

蘭印の教育制度の發達は、右の如き精神が支配してゐる結果、甚だ不充分である。小學校の生徒は現在約二百萬で大多數は土語で読み書きと四則とを教へられるに過ぎず、原住民小學校數二萬に對して教師の數は僅かに四萬、一校に付たつた二人の教師である。僅か三年間の修業であるにも拘らず、全課程を修了する兒童は極めて少なく、しかも小學校の全部が有料なのである。

中等教育に至つては、極めて不充分で、現在九十七校あるが内六十二校は單なる高等小學校程度に過ぎぬ。日本の如き五年制の中等學校は、單に十一校あるのみ。その生徒も原住民は僅かに四九六六人（一九三九年）と言はれる。外領に至つては中等學校と稱すべきものは僅かに一校あるのみである。しかも蘭印の中學校はその半數は補助金を受けてゐる宗教學校である。

要するに原住民に對して西洋文化を吹込むことは危険なため、原住民は彼等独自の文化の埒内に放置すべきであるとするのが、オランダ人の教育方針であつた。

最後に蘭印の統治機構に就て述べ、参考とすべき點の多いオランダの統治策を結ぶこととする。

蘭印の最高統治機關は和蘭國王 (Koning) で、立法・司法・行政・外交・軍事の一切を總攬するが、蘭印總督 (Gouverneur General, Landhoofd) にその廣汎な權限を與へて之を統治せしめてゐる。總督は國王によつて任命され、任期は五ヶ年である。總督は職務執行上直接國王に對し責任を負ふもので、本國政府又は議會に責任を負ふものではなく、植民大臣 (Minister van Kolonien) に對しては單に説明書提出の義務を負ふに止まり、直接指揮命令を受けるものではない。

立法權は一部は國王と本國議會 (Staten General) に、一部は總督と國民參議會 (Volksraad) に在る。蘭印統治法の最も根本的なものは、法律 (Wet) であつて、蘭印立法行政法を始め、鑛業法、會計法、ジャヴァ銀行法、貨幣法等の重要法規はすべて本法を以て制定されてゐる。之は本國立法機關によつて制定され蘭印立法機關による改變を許さない。

第二は一般行政法 (Algemeen Maatregel van Bestuur) であつて、本國國王が國務大臣に諮詢して制定する勅令である。第三は總督令 (Ordonnantie) で、之は總督と蘭印國民參議會とによつて制定されるもの、第四は政府條令 (Regeringsverordeningen) で、總督が蘭印評議會に諮詢して總督の權限に於て制定するものである。

蘭印評議會 (Raad van Nederlandsch-Indie) は總督に對する最高の諮問機關であり、議長・副議長及び四名乃至六名の議員より成りうち二名は原住民である。議員は國王によつて任免され、議長は普通副總督が之に當る。

國民參議會は謂はば蘭印に於ける議會であつて、蘭印の原住民は之によつて立法に參與し得る譯であるが、議長は國王より任命され、六十名の議員の中三十名は原住民、二十五名はオランダ人、四名は支那人、一名はアラブ人となつてゐる (中オランダ人十五名、原住民二十名、東洋外國人又は支那人三名は選舉)。議決は多數決で總督にして參議會の意思に反して自己の意思を強行せんとすれば國王に奏請して總督令に代り一般行政法を制定して貫ふことができる。

司法權は本國國王に直屬する蘭印高等法院 (Hoogerechthof) が最高機關で、その下に六つの地方裁判所 (Raad van Justitie) があり、二審制度である。總督は高等法院の意見聴取の後刑法

上の罪人に對し特赦の權能があるが、それ以外の司法權そのものは完全に獨立してゐる。その他原住民社會の宗教慣習に基く特殊裁判所、僧侶裁判所及び歐洲人の民事裁判としては理事州裁判所等がある。

蘭印の中央行政機關は總督の下に總督官房 (Algemeene Secretarie)、會計検査院 (Algemeene Rekenkamer) 及び一般行政各部がある。行政部門は、行政部・司法部・財務部・内務部・教育宗教部・經濟部・交通土木部・保健衛生部・陸軍部・海軍部の九部に分かれ、各部長官は總督の命令によつて夫々の事務を遂行するが、軍部長官は國王によつて直接任命され、その他の長官は總督によつて任命される。

蘭印の地方行政組織は極めて複雑であるが、先づジャバ及びマヅラ (Java en Madoera) と外領 (Buitengewesten) とに大別され、ジャバは西部・中部・東部の三省 (Provincie) とジョクジャカルタ、スラカルタの二土侯領 (De Vorstenlanden of Java) に分れ、外領はスマトラ、ボルネオ、大東州の三知事州 (Government) (別に各知事州下に二百七十五の土人自治州 (Zelfbestuurend gebied) あり) に分れてゐる。

地方行政の特色は原住民の慣習に従つて各村落を行政單位としてゐることである。即ち、左



の如く極めて集約的組織系統となつてゐる。

一、ジャヴァ直轄地

(區劃) 省<sup>註1)</sup>三——理事州<sup>2)</sup>(一七)——土人理事州<sup>3)</sup>六七——郡<sup>4)</sup>(三五〇)——分郡<sup>5)</sup>(一、二〇五)——村<sup>6)</sup>(一八、三四四)——區<sup>7)</sup>

(長官) 知事<sup>8)</sup>(蘭人)——理事官(蘭人)——土人理事官<sup>10)</sup>——郡長<sup>12)</sup>(土人)——分郡長<sup>14)</sup>(土人)——村長<sup>15)</sup>(土人)  
——區長<sup>16)</sup>(土人)

(目付役) 副理事官(蘭人)——内務監督官<sup>13)</sup>(蘭人)

二、外領直轄地

(區劃) 知事州<sup>17)</sup>——理事州(一七)——分州<sup>18)</sup>(六〇)——副分州<sup>19)</sup>(二四〇)——郡——分郡

(長官) 知事(蘭人)——理事官(蘭人)——副理事官(蘭人)——内務監督官(蘭人)——郡長<sup>21)</sup>(土人)——分郡長(土人)  
——村長<sup>23)</sup>(土人)

(目付役)

——内務監督官(蘭人)——副監督官<sup>24)</sup>(蘭人)  
——執行官<sup>25)</sup>(蘭人)——副島司<sup>6)</sup>(蘭人)

【註】 1) Provincie 2) Residentie 3) Regentschap 4) District 5) Onderdistrict

- 6) Dessa 7) Kampung 8) Gouverneur 9) Resident 10) Regent
- 11) Assistant Resident 12) Wedono 13) Controleur 14) Assistant Wedono
- 15) Desahooqd 16) Kapara Kampung 17) Gouvernement 18) Afdeling
- 19) Onder-afdeeling 20) Kampung 21) Hoogd van District 22) Hoekom boesar (Kiai)
- 23) Pompokal 24) Adspirant-Controleur 25) Gezaghebber 26) Onder-gezaghebber

この組織系統から理解され得る如く、蘭印の行政組織は原住民の社會組織を利用して之をそのまま繼承したものであるが、馬來の聯邦州や非聯邦州に於けるよりは遙かに手がこんでゐて而も極めて集約的である。

同じ事實がジャヴァの土侯領及び外領の土民自治州に就ても見られる。

一 ジャヴァ土侯領

(區劃) 土侯領<sup>1)</sup>(二)——土人自治州<sup>2)</sup>(四)——土人理事州(二)——郡(四)——分郡(一八一)——村(三、四九〇)  
(目付役) 知事(蘭人)——理事官(蘭人)——副理事官(蘭人)

二 外領土人自治州

(區劃) 知事州——理事州——分州——土人自治州(二七五)——郡(四四七)——分郡——村

(長官) 知事(蘭人)―理事官(蘭人)―副理事官(蘭人)―内務監督官(蘭人)―郡長(土人)―分郡長  
―村長

[註] 1) Government 2) Zelfbestuur

直轄地たる自治州たるを問はず原住民に對する行政は何れも間接統治である。即ち土侯、土會或は住民官吏、住民郡長、住民村長をして地方原住民を治めしめ、オランダ人は之を傍らから監督し、しかもその中樞を握り、オランダ政府乃至蘭印政府中央部の政策を領内の隅々迄徹底させ得る様にしてある。原住民は同種族の首長又は官吏によつて統治されるので、安心して極めて平穩な状態を保つ譯である。首長や原住民官吏には恩給制度を設け、或は高い俸給を與へて優遇するから、オランダ人の長官や目付役の爲めには、誠心を以て働き自己の官職を保たんがために極力原住民を鞭撻する。従つて若し原住民が負擔過重等から反感を爆發せしめても、それは住民官吏又は首長に集中されるに止り、オランダ人にまでは及ばない。従つて土侯又は首長とオランダ人の間に争ひが起ると、原住民の同情は寧ろオランダ人の目付役とか、長官に集まるといふ風であつた。

オランダ人が原住民に對して極めて過酷な壓政を施しながら、その搾取を搾取と感ぜしめず、

三百年の長きにわたつて本國の繁榮を計り得た眞髓は實にこゝにあつたのである。

原住民の村落制度は、各村の田畑を村民共同して耕作し、收穫作物は之を土侯、僧侶、耕作者に分與する慣習であつた。即ち土地は土侯の所有に屬し、村落共同の力で耕作すべきもの、田租も村落共同の責任に歸すべきものといふ觀念に貫かれてゐるのである。オランダ人は之を其の儘繼承して、更に組織的に更に効果的に運用した譯である。彼の強制栽培制度が成功した最も根本的な理由はこの制度を巧みに利用したためであつた。現在の徵稅の方法も此の機構を巧妙に利用してゐるのは言ふ迄もない。

最近は大第に減少の傾向にはあるが、蘭印各地には今尚ほ、夫役なる勞働課稅又は之に代る人頭稅が存する如き、國稅としては日給三十五仙足らずの賃銀生活者に迄給料稅を課する如き(毎月雇主が給料より差引いて納付する)、原住民に對する地租は收穫量を標準とせず、收穫額を標準にして不作の場合に於ても財政收入の減少せざる方策を採つてゐる如き、住民の負擔は眞に重いのであるが、統治の巧妙なるために、住民はそれを搾取と感ぜない。

蘭印の財政は一九一二年に本國より獨立して、自治財政となつたが、豊富なる租稅收入のため過去に於ては眞に健全なる財政であつた。一九四一年度豫算に就て見れば經常部臨時部合計

額は歳出八億二千九百萬盾、歳入六億九千四百萬盾で一億三千五百萬盾の赤字であるが、之は最近に於ける軍事費膨脹のためであつた。

經常部支出の大部分（約九〇％）は一般行政費で、一般行政費の主なるものは、軍事部（約三三％）、國債費（約八・五％）、財務費（約一八％）、内務行政費（約二一％）、教育宗教部（約七％）である。財務費の中の約七五％は恩給費であつて、約六千萬盾に達し、租稅收入總額の約二〇％は此の恩給費に當てられる。恩給費は内務行政費と見做し得るから、蘭印財政支出の三五％は内務行政費に占められ、如何にその統治に力を入れてゐたかが肯かれる。

収入の内譯は租稅收入（約八〇％）、官業收入（約十五％）其他收入（約五％）である。租稅收入は三億盾を超え、主なるものは消費稅（約二二％）、輸入稅（約一五％）、會社稅（約一四％）、所得稅（約一二％）、給料稅（約八％）、輸出稅（約九％）、地租及其他土地稅（約七％）等である。

輸入稅消費稅の如き間接稅が租稅收入の約三五％を占めてゐる事實は、大衆課稅に力を置く蘭印の眼に見えざる搾取政策の表はれであらう。

## 第六節 イギリスのビルマ統治

ビルマは近々六十年前にイギリスに征服された國であるが、イギリスの統治下に入つてから今日の政治組織となる迄には幾多の變遷を辿つて來た。

占領直後は印度總督 (Viceroy of India and Governor General) の直轄地として各地に辨務官 (Commissioner) を置いてゐたが、其の後印度の一州として辨務長官が置かれ、現地域が完全にイギリスの支配下となるに至つた頃は、印度の地方政府として副知事が置かれた。之は更に知事州に昇格、最近に至つて（一九三七年）印度より分離して英國皇帝の任命にかかるビルマ總督 (Governor) が駐在し、英本國のビルマ事務大臣 (Secretary of State for Burma) に直屬することとなつた。

印度とビルマはその土地關係、金融關係、勞働力關係及び食糧資源關係から言つて全く密接不可分の關係にある。従つて、イギリスのビルマ統治策を見る場合には、このビルマと印度との關係を知悉して置く必要がある。

イギリスが下ビルマを占領する迄は下ビルマの土地も大部分放任されてゐたが、イギリスが之を占領するや先づこゝの農業開拓をめざし、生産奨励のため巧妙な耕地擴張政策をとつた。蓋し、イギリスは行政費の捻出を求めたが、原住民は貧困で徴税不可能であつたため、原住民の擔稅力を培養する必要があつたからである。斯くして、先づ原住民に土地の取得を容易にし、占有した者には殆んど無償でその所有權を與へて之を開拓せしめた。従つて原住民は先を争つて土地を占有し収入の増大を期して益々増産を計つた。當時、下ビルマは人口稀薄なりしため、勞働不足を補ふため、先づ上ビルマより移住を計つたが、元來勞働を蔑視する傾きのあるビルマ人に大なる期待はかけられなかつた。よつてイギリスは人口過剰と貧困に悩む印度人の移民を計畫した。衣食に窮せる印度苦力がイギリスより補助金を貰つて大舉ビルマに流入したのは極めて自然なことで、占領直後の下ビルマの人口は僅かに十七萬に過ぎなかつたのに、その後十年間に實に百三十五萬に増加した。イギリスにとつては印度の人口政策より言つても真に一舉兩得、一石二鳥の方策であつた。

一方、一旦土地の占有を許された原住民は、先を争つて貸下げを受けたが、これが開發維持に必要な資金の調達が出来ないので、次々とこれを手放す事となつた。之に着目したのが、

早くから海外貿易に従事して充分な資本を持つてゐたチエツテイヤーと呼ばれる印度人金融業者である。彼等は仲買人を通じて、原住民の土地をどしどし買ひ占め、農業勞働者を備つて之を耕作させたのである。現在ビルマに不在地主の多いのはこの理由に基くのであるが、かくして印度とビルマとは一層不可分の關係に立つこととなつた。これが又、イギリスの思ふ壺でもあつた。蓋し、イギリスは農業増産奨励のため、從來の自給的生計農業より商品化農業へ轉化するに適切なる土地制度、即ち、小規模の土地所有者を整理して大地主制度に移行することは、全く望む所であつたからである。更に、これ等印度金融業者は、イギリス銀行の信用も厚く、イギリス銀行にとつては直接ビルマ人に融資するよりは、之を通じて貸付けた方が確實だつたし、ビルマ人の立場からも、地方農村の奥深く代理店や出張所を持ち、簡単な手續で融通して呉れる印度金融業者を利用した方が遙に便利であつたので、三割以上の高利にも甘んじた。斯かる農民の負債が今日では實に七億五千萬留比に達してゐると言はれる。

更に食糧問題からも、印度はビルマ無しに存立不可能の立場にある。と云ふのは、印度は人口過重のため、彼等の主食たる米の自給自足が出来ず、年々百五拾萬噸乃至二百萬噸の米をビルマから輸入しなければならぬからである。印度が若しビルマより米の供給が絶たれるならば

實に容易ならざる死活問題を惹起するのである。

印度獨立運動の激化に惱むイギリスは、この點に着目し、印度の民族運動牽制のためにビルマを利用する政策をとり、先づ、印度よりも統治の容易なビルマのイギリス勢力強化策をはかった。イギリスは、ビルマを印度統治法による知事州とし、ビルマに自治権を與へ、所謂兩頭政治に改革した。ビルマが印度なみに取扱はれたことは、ビルマにとつては、政治的に格段の進歩を示す。併し、ビルマ人は政治的にも經濟的にも未經驗であつたため、却つて混亂状態となり、ビルマ内は小黨分立して、ビルマ人自ら各々その勢力争ひの渦中に投ぜられた。イギリスは之を逆用してビルマに於けるイギリス勢力の強化を計つたのである。

前述の點だけでも印度はビルマなしで存立出来ぬが、その後には於て急激に發展した印度産業の工業化は、更に米・石油・チーク材等のビルマ資源を必要とするに至り、ビルマに對する印度の依存性は益々大となつた。従つて、之を分離せしめることは、印度を抑へ、印度民族運動を制扼する手段となつたのみならず、ビルマ内部に於ける民族運動の要望に應へて、ビルマの統治を安定せしめる結果ともなつたのである。といふのは、ビルマ人は印度人とは言語・宗教・風俗を異にし相互に相容れない關係にある上に、ビルマの經濟は前述の如く殆んど印度人によつて

掌握せられてゐたので、ビルマが印度の一州として統治されると云ふ事は、政治的にも經濟的にも、ビルマ人に取つて不利であつたし、更に印度苦力の移住はビルマ人に一大脅威となり、ためにビルマ人の印度人排斥の聲が増大して居た折からであつたので、兩者を分離せしむることは、ビルマ人の氣持に満足を與へ、ビルマ安定策にもなつたのである。

更にイギリスにとつて有利に展開した事はビルマと印度を分離せしめ、從來ビルマに於て重要な地位を占めてゐた印度人の勢力を英國の支配下に置き或は之を驅逐してイギリス自身が之を掌握するに至つたことである。ビルマの沿岸及び印度近海の海運業の三分の二を占めてゐた印度人の海運勢力を印度・ビルマの通商分離によつて、イギリスの手に奪つて仕舞つたことはその一例である。

斯くて今日の如く印度とは全然獨立した政治が行はれることとなつたが、要するにイギリスの統治原則たる「分離政策」がここでもその姿を現はしたのである。

さてここで從來のビルマ政治機構を略述する。

英國皇帝より任命される總督 (Governor) は皇帝に代つてビルマに於ける統治権を行使する。總督の補佐機關に内閣があり、大臣は總督によつて立法府議員より選任され、内務・財務・農

林・商工・稅務・教育・勞働の七大臣によつて構成されてゐる。内閣の外に總督の直轄する國防部があつて、國防事務を掌る外、國防上の重要地點たるシヤン聯邦州を直轄する。

内閣は政府機能の全部を掌握するものではなく、國防、外交、宗教、貨幣政策、通貨、造幣及び除外地域に關する機能は總督の限に屬して居り、これ等の事項に關しては大臣は一切容喙する權限を有しない。總督はこれ等の事項に關する補佐機關として三名の總督顧問 (Counsellor) を任命する。總督顧問は立法院の議員ではないが、兩院何れの會議にも出席し、如何なる議題に關しても發言する權限を有してゐる。但し議決權はない。

總督顧問の他に財政顧問があり、ビルマの財政一般、貨幣政策、通貨、造幣等に關して總督を補佐する。但し、之は立法院に議席はない。更に司法に關する總督の顧問機關として法務部長があり、司法大臣の役目をなす。之は兩院に於ける議席及び發言の權限を有する。

ビルマの立法機關はビルマ總督と兩院とから成る。下院 (House of Representatives) は總て民選で一三二名、選舉は種族別團體別の普通選舉によつて行はれる。即ちビルマ人九一名 (地方七七、都市一四) カレン人一二名、印度人八名、英緬混血人二名、英國人三名、及び勞働團體、ラングーン大學、商業會議所、貿易協會の特殊團體より一六名である。下院議員の任期は五ヶ

年、總督は何時でも之を解散することが出来る。代議員選舉の有權者は總數約二七五萬、その中女子約六〇萬に達し、選舉施行地域全人口の二五%を占めてゐる。

上院 (Senate) は三六名の議員より成り、その中一八名は下院議員の互選により他の一八名は總督の指名によるもので、任期は七ヶ年である。

立法院は少なくとも年一回召集され、兩院は夫々議長を選舉又は退任せしめることが出来る。立法院を通過した法案に對しては、總督は之を拒否するか、再考を促す爲めに之を返附するか又は英國皇帝の裁可を仰ぐかの何れかをとる事が出来る。

ビルマの行政區劃は、七つの自治州、五土侯領より成る一聯邦州 (直轄地)、一獨立國、支那よりの租借地及び未統治區域とに分割され、各々の住民の文化程度或は國防的見地より全然別個の統治方法がとられてゐる。之はマレイに於けると同様イギリス植民地行政組織の一特色である。

最も開發され文化の高い下ビルマと上ビルマの一部は之を七つの自治州に分ち、所謂ビルマ本州となし、ここに前述のビルマ人の内閣を組織せしめて行政を司り、上下兩院の立法機關を設けて自治制度を施してゐる。

この七州（七管區）には夫々辨務官が置かれ、行政部門の一般的監督に當り、管區（Division）は更に三八縣（District）に分れ、各縣には縣長として副辨務官が置かれ、刑務・收税・辨務を司る。縣は更に分管區に分れ、之は更に小區に分れ、小區は更に村落を單位として構成されてゐる。

直轄地は五つの土侯領よりなり、各土侯は總督より直接統治されるが、その領内に於ては、一定の制限の下に、民事裁判、租税及び其の他の一般慣習事項に就ては、各土侯に一任されてゐる。

各土侯領は一つの聯邦（Federated Shan States）を形成して、ビルマ政廳の一部門となり、政廳よりは聯邦全權辨務官が派遣され、各土侯は事實上その意思に左右されてゐる。

ビルマの財政は、一九三八年の決算に於て歳出は約一億四千萬留比で、行政費（約二六％）、國債元利償却（約一四％）、國防費（一三％）、ビルマ助成費（約一二％）、徵稅費（約一二％）、公共事業費（約一一％）、恩給（約七％）等よりなる。國債元利金は英國投下資本の回収に外ならず、恩給は大部分英國官吏の所得であり、其の他人件費等を含み、全支出の三割位は英國人の収入となつてゐる。

この支出は主として、地租（約三〇％）、關稅（約二一％）、内國消費稅（約一〇％）、所得稅（約一〇％）、森林稅（約八％）、國產稅（約七％）によつて賄はれ、地租が最も重きをなしてゐる。

ビルマ人の宗教は佛教で、僧侶は非常に尊敬され、寺院と佛塔は獻金によつて到る處に建立されてゐる。男子は十二、三歳になると必ず僧院生活を送り、讀書を習ひ修業する。従つて人民の教育程度は比較的高く、文盲者が少ない。初等教育の普及状態は植民地としては良い方で學校數二萬五千、學生生徒數七十五萬に達してゐる。

教育政策に於てもイギリスは、イギリスの權威を原住民に認識させる方策をとつた。ビルマ原住民の佛教生活は即ち彼等の社會生活である點を考慮し、教育行政擔當者には佛教徒の學者を置き、佛教とイギリスの精神や道徳と一致する點を研究し、之を強調してイギリス化を計つた。中、高等教育は、印度の失敗にこりて社會科學や物理化學等の如く、ビルマ人の獨立心や發達を促がす如き種類の學問は極力回避し、農工林業教育に力を入れる政策をとつた。大學はラングーン大學あるのみである。

知識階級の青年は政廳官吏として就職せしめ、他の職業に比して格段とよい待遇を與へて生活を保障し、之をイギリス人の味方とすることを忘れなかつたのは勿論である。更に、イギリ

ス人は住民の大半を占むるビルマ人には武器を與へず、シャン族を軍隊や警官に採用した。シャン族はビルマ人に比し、平和的で良く法に遵ひ、服従心に富み、組織的な民族であるため、イギリス人は良くその特性を利用して、之を忠實なる部下とした。

要するにイギリスのビルマ統治はその印度統治と關聯して重要性を持つてゐたことが特に注目されるのである。

### 第七節 フランスの印度支那統治

フランスの佛印政策は過去に於て極端な同化政策を施して失敗し、最近は漸次協同政策に變つてゐる。フランスの安南攻略開始以來未だ八十年に過ぎず、植民地經營の經驗も淺く、之までは未だ試験時代であつたから政治機構も幾多の變遷を経て今日に至つてゐる。

佛領印度支那聯邦 (Union de l'Indochine Française) を總括して統治する最高機關は總督 (Gouverneur Général) である。總督は佛國閣議を経て大統領令を以て任命され、本國の植民大臣に隸

屬する。總督は立法權に關しては、本國の法律または大統領令等により規定された事項以外、廣汎なる範圍に亘つて總督令を發する權限を有し、且つ本國法令も總督令を以て更に之を佛印に公布することによつて始めて効力を發する。其の他一般行政の實施及び各官廳に對する監督權を有し、また司法行政事務を總括し、軍事に關しては軍隊統帥以外は内外防備の責に任じ、財政等に關しても、夫々の權限を持つてゐる。

總督に附屬する會議機關としては、總督府會議 (Conseil de Gouvernement) 及び財政經濟高等會議 (Grand Conseil des Intérêts Economiques et Financiers) があり、前者は高級官吏、交趾支那選出の佛國下院議員及び植民地最高會議代表者より成り、一般行政及び財政問題に關する審議を行ひ、後者は佛人及び原住民よりの選出議員及び總督指名の佛人及び原住民議員より成り、財政及び經濟問題 (總督府豫算) を審議する。いづれも總督の諮問機關であるが、後者は間接税の設定等に關しては議決權を持つてゐる。尙ほ右の外に若干の専門事項に關する諮問機關もある。總督はその補佐として總務長官 (Secrétaire Général) を有し、また總督の内局として官房其の他の部局があり、外局として多くの傍系の中央官衙を有してゐる。

佛印の地方行政區域は六區域に分れ、之を邦 (Pays) と稱し、各邦には總督に直屬する行政



長官が置かれてゐる。交趾支那（首府西貢）は佛國の領土であり、この長官を知事（Gouverneur）と稱する。東京（首府河内）、安南（首府順化）及び柬埔寨（首府プノンペン）は保護領で、この長官を理事長官（Resident Supérieur）と稱する。老撾（首府ヴィアンチャン）は正式條約によるものではないが、佛國では之を領土と見做して居り、行政上は保護領と同様理事長官を置いてゐる。廣州灣は租借地で、長官は行政長官（Administrateur en Chef du Territoire）と稱される。

各邦は何れも法人格を有し、夫々獨立した地方豫算を編成する。廣州灣租借地のみは總督府豫算に附屬して編成される。

各邦長官の権限は行政上は頗る廣況で、一般行政及び保安警察に關する全事項に及んでゐる。之は各地方が法律上及び實際上各々事情を異にしてゐるため、各地域の長官をして夫々の地方に應じた施政を行はしむる必要があるからで、この意味で現在の佛印統治は比較的、地方分權の色彩が多いと言ひ得るのである。

更に各邦は法律上の性質が異り、交趾支那は佛國領土として専らフランス國內法により權力を行使し得るが、保護領たる地域に對しては佛國の有する保護權を行使し得るに過ぎず、理論

上その範圍を越えることは出来ぬこととなつてゐる。従つて、各長官相互の間には其の權限に差異があり、土着君主と理事長官との權限の限界は條約によつて定められてゐる。しかし、其の解釋及び適用は事の性質上本國たるフランスの一方的意見によつて左右され、保護權を廣汎な意味の指導監督權として行使するから事實上領土と大差ないことは言ふ迄もない。

各邦長官に附屬した會議機關としては、交趾支那には機密會議（Conseil Privé）及び植民地會議（Conseil Colonial）がある。機密會議は知事の諮問機關で、議長は知事、議員は總督指名の佛人二名、原住民二名、及び特定高官より成り、行政、財政及び特定の司法事項に關して審議をなす。植民地會議は、佛人議員十名、原住民議員十名（各選舉團により選出）及び西貢商業會議所の代表として、佛人原住民各一名より成り、邦豫算、租税、財産の收得又は讓渡其の他や、廣汎なる事項に亘つて議決權又は答申權を持つ。

東京、安南、柬埔寨、老撾には、保護領會議（Conseil de Protectorat）及び佛人財政經濟會議（Consil des Intérêts Français Economiques et Financiers）があり、更に東京、安南には人民代表會議（Chambre des Représentants du Peuple）、柬埔寨、老撾には土民諮問會議（Assemblée Consultative Indigène）がある。何れも長官の諮問機關である。

各邦長官の下には夫々直屬の各局課の外に更に各専門事項を所管する傍系の地方官衙がある。

尙ほ、安南、東埔寨、老撾のルアン・ブラバンには各君主及び其の政府がある。

安南の君主は之を皇帝と稱し、その下に内務・文部・財務・厚生・司法・土木・祭祀の七大臣があるが、閣議は安南理事長官が議長となつて之を開催し、各大臣には何れも佛人専門委員が附屬して顧問格となつて居る上に、政府の施政及び法規の布告には一切理事長官の査證を要するので、實質的には全て理事長官の意思によつて左右され、その關與指導の下に行はれてゐる。

東埔寨の君主は之を王と稱し、政府は内務・宗教・司法等の各省より成り、閣議は矢張り理事官が議長である。一般行政には佛人官吏が直接間接殆んど全て關與し、國王の國務遂行にはすべて理事長官の副署及び効力附與を必要とするので、國王及びその政府は單に形式的存在に過ぎない。

老撾のルアン・ブラバン王國にも、國王及び三人の行政長官があつて、國事會議を組織して國務を議してゐるが、こゝに於ても國王の決定はすべて理事長官による執行力附與を必要とする。

各邦は更に次の如き行政組織となつてゐる。

一、交趾支那

(區) 劃 邦(一)——省(二)——總——村  
(長) 官 知事——省事務官——該總——社長(原住民)  
(佛人) (佛人) 又ハ 副總(原住民)

(諮問機關) 機密會議 省會 村會  
又ハ 決議機關、植民會議

二、安南(東京)

(區) 劃 邦(一)——省(一八)(東京二三)——府、縣、州——總——社、村、廓  
(住民官署) 皇帝——總督又ハ巡撫——知府、知縣、知州——正總——里長  
(佛人官署) 理事長官——理事官 副總 副里

(諮問機關) 保護領會議 村會  
又ハ 決議機關 佛人財政經濟會議 省會 人民代表會議

三、東埔寨(老撾)

(區) 劃 邦(一)——省(一四)(老撾一〇)——縣——郡——村

(住民官署) 王——省長——縣長—郡長—村長  
 (佛人官署) 理事長官—理事官  
 (老撾、行政辦務官)  
 諮問機關 保護領會議  
 又ハ 佛人財政經濟會議 理事官會議  
 決議機關 出張所  
 原住民諮問會議 村會

右によつて諒解される如く、佛印の統治機構は最近蘭印や馬來と同様間接統治となつて居り、各地方の村落を單位とし縣以下を原住民の自治乃至原住民の官吏を以て治めしめてゐる。

元來、フランスが佛印統治の初期に於て採用した同化策は誠に極端なもので、安南の住民にナポレオン法典を適用したのである。通譯官が各地に派遣され、原住民の説得に當つたが、住民は疑念と不安を増すに過ぎず、各地に暴動が頻發した。原住民の高官は悉く逃亡し、下級官吏を雇傭することも出来なかつた。

印度支那の社會、特に安南は、支那古來の制度の影響を受け、皇帝に對する觀念も天子の尊稱が示すやうに天の最高代理者であり、天命の委任者である。行政も支那と殆んど同様で、天

子の側近には宰相及び諸大臣が侍べり、諸大臣の下に地方官吏があつて各地方を治め、その下に市町村の行政を司る官吏が置かれ、行政官は同時に立法者であり、訴訟手続きも裁判の制度も相當進歩したものであつた。原住民の生活は全て家族集團制度を基礎とした慣習に貫かれ、村落共同體をなしてゐた。

斯かる社會に強制される萬民平等の思想、三權分立の制度が油の中に注ぐ水の如く融合しないのは當然である。斯くてフランスの同化策も遂に變更を餘儀なくされ、イギリスやオランダの如き間接統治を採用せざるを得なかつたのである。

佛印の財政は政治機構に従つて多數の豫算が併立してゐる。東京、安南、交趾支那、東埔塞及び老撾の五邦は各々その特殊事情に基き別々の豫算を編成する。この各邦豫算の上に聯邦豫算があり、聯邦の一般經費は聯邦豫算及び各邦豫算にて大體折半することになつてゐる。

聯邦豫算總額は大體約九千萬比弗(一九三八年)乃至一億三千萬比弗(一九四〇年)を以て編成され、各邦豫算は總計約六千七百萬比弗(一九四〇年)を以て編成される。

聯邦豫算の支出の主なるものは、一般行政費(約四八%)、公債利子(約一九%)、土木費(約一二%)、本國分擔(約五%)、地方豫算補助費(約一五%)等で、収入の内譯は關稅及び租稅

(約八〇%)、登録税(約一三%)、官收(約七%)を以て賄はれてゐる。租税は阿片税、酒精税、鹽税、一般内國税、動産收入税等である。右財政によつても解る如く収入の三〇%位は資本利子、恩給、本國分擔金等の形式でフランス人の収入として榨り上げられる譯である。

佛印の原住民は安南族が約七二%を占め、主として東京、安南、交趾支那に勢力を張り、約一三%を占めるカンボヂヤ族はカンボヂヤに根を張つてゐる。これ等原住民に對する教育に於ても、フランス人は甚しい同化政策を採り、原住民の支那崇拜思想を撲滅するため漢字廢止を斷行し、安南語をローマ字綴りに變更した。その結果原住民は二千年の傳統を持つた漢字を解する者が少くなり、安南の歴史も古來の文化を傳へる書籍も讀むことが出来なくなつてゐる。佛印には現在五千五百の小學校があり、四十二萬の生徒が初等教育を受けてゐるが、多くは寺小屋式のもので、全般的に教育の程度は低い。

今後は兎も角として、過去に於けるフランス統治は餘り巧妙ではなかつた。佛印に於けるフランス官吏に適當な人物が少なかつたからでもあらう。初めフランスの幹部は陸海軍士官を以て組織されてゐたが、彼等は地方事情に精通してゐなかつた。精通しようとしても、直ぐ轉任させられてしまつた。二三の傑れた人物があつても、熱帯に長年月留つて生活しようとする

だけの献身的精神に缺けてゐた。原住民がこれ等役人と離間して行つたのは當然である。原住民の從來の道德律さへ破壊され亂倫、暴戾が跋扈した。

佛印の行政に斯く安定性が無かつたのは、一つには本國の國內政策に統一性がなかつたことにも因由する。海外權益は本國の海軍省と商務省の二官廳が交互にその擔當を奪ひ合つてゐた。或る交趾支那の總督の如きは、たつた半ヶ年の滯任期間に數人の海軍大臣と數人の國務次官の區處を承けたといふ。本國から出る訓令と現地軍司令官から出る指令とが矛盾してゐることも多々あつた。

現地事情に無智なフランス官吏が示す驕慢な態度は、安南人が誇る傳統の禮儀作法を完全に無視し侮蔑した。そればかりではない。彼等は仕事に對して熱意を缺き、原住民書記に殆んど全ての仕事を委せ、自らは高給をはみながら、書記を遇する道を講じなかつた。イギリスやオランダの植民地政治が極く少數の優秀な官吏によつて立派になし遂げられてゐたのに對し、佛印では白人官吏は數のみ非常に多く、しかも原住民官吏を上手に使ひ得なかつたのである。原住民官吏は眞に薄給で、蘭印や馬來の原住民官吏の給料が普通の職業で得られる収入の倍額に相當すると言はれてゐるのに、佛印では全くその逆であつた。優秀な原住民が他の職業に走つ

たのも無理はなかつた。

印度支那の奥地に住む原住民でさへ、自分達の寺院に馬や兵隊を宿泊させて自分達の神や佛を侮辱したことを頗る遺憾に思つた。自分達のささやかな懐から徴收された金を以て構築された建物や大規模な堰堤が自分達には何の幸福をも齎らさぬばかりではない。自分達の仲間の内には故山を去つて放浪し、家郷の絆をも忘れ果て、しまつてゐるものもある。斯く奥地の原住民が猜疑の念を抱くのみならず、都市に住む知識階級の原住民でさへ、フランス人の國土開發がフランス人の利益のためにのみ遂行されてゐること、全人口の八〇％に達する原住民が窮乏してゐるのに當局から充分の援助が與へられてゐないことを良く知つてゐる。初めは彼等の崇拜する支配者が白人のために追放されたことに對する反感が、次にはフランス人の態度や政策に對する反感となつた。斯くて數多くの叛亂が起つてゐたのである。

更に原住民不満の要素となつたのは、不公平な財政組織と白人の脱税行爲であつた。フランス人に使はれる薄給の官吏は、その制度の弱點に乗じて、徴收した税金の一部を着服せるのみでなく、フランス人の意を迎へようとして、從來より更に重税を課した。しかもフランス人自身は納税を怠つて居り、貴族の貴族たる所以はその脱法にあると考へてさへゐたかのやうに見える。

之を要するに、當初に於てはフランス植民政策の大原則たるフランス法の強要が、安南や其の他の土地の傳統たる家族主義とか村落共同體の諸制度を破壊し、原住民の慣習とか遺風とか文化等を無慈悲にも根こそぎにしたところに、フランスが出發點で躓いた最も大きな原因があつたのである。

## 第八節 南方統治實踐の要訣

臺灣及び朝鮮に於ける日本の植民政策の原則は同化策であつた。朝鮮は日本の大陸進出の關門、臺灣は南方發展の基地をなす、日本の存亡に關する重要地域でもあり、又、これ等の地域は日本と昔から交通があり、民情も慣習も比較的接近してゐたから、同化政策をとつたことは眞に適當であつたし、成功もしてゐるのである。

しかし、之等朝鮮・臺灣或はまた近く滿洲・北支に行はれた政治工作をそのまゝ南方統治に

適用すべきかは實に問題である。

先づ第一に注意すべきは功を急いでほならないことである。これは何も南方統治に限つたことではないのであるが、日本人はとかく潔癖で性急過ぎるといふ定評がある。朝鮮にしる、臺灣にしても、現在の状態に達するまでには三十年乃至四十年を閲して居るのである。南方諸地域に至つては更に長く一世紀乃至三世紀かゝつて、米英蘭が築いたのである。斯く長い歴史を有し、善かれ悪しかれ一定の社會を形成して來て居るのであるから、これが轉換は容易の業ではない。特に急角度に變革することは磨擦を大にするのみで、却つて結果は悪くなるであらう。漸進主義を必要とする所以である。斯く言つてもダラリダラリとやれといふことでは絶對にないし、又、現在は轉換の絶好の機會でもあるから、實行を逡巡すべきでない事は勿論である。

第二は之に關聯して、あまりに潔癖に過ぎ、日本式を強制しないことである。風俗、習慣、性質、思想等總て日本とは異なる。だから、あまりに末梢までに干渉して、彼等の協力心を喪失せしめないやうにしたいものである。米英蘭の統治策には學ぶべき點も多い。吾々は根本を押へることを以て満足し、日本社會或は道徳からは許容し得ないと思はれるものでも、或程度は土俗を尊び、角を矯めて牛を殺すこと無きを期したい。勿論、本國の利益さへあれば、植民地

住民間に於て如何なる不正、罪惡が行はれてもよいといふのでは絶對にない。

而も、南方諸地域は前述したやうに、各地に於て歴史的社會性を異にして居るのであるから、劃一方策は絶對に不可で、場所場所で統治具體策を異にすべきことも論を俟たない。地域別特殊性に應じて或は之を領有し或は獨立させるといふ東條宣言によつても、今後の我が政策が劃一的ならざることを知り得るのであるが、從來同一國家の統治下にあつた地域例へば蘭印に於けるジャヴァ、スマトラ、ボルネオ、セレベス、ニューギニア等は同一統治國下にありながらそこに住む民族も文化も甚しく相違してゐるのであるから、從來の行政區劃に制約されることなく、夫々の地域に適當な政治が實施されねばならぬ。

斯くて、第三には、現地人並に社會機構を極力利用し、總て日系官吏が行政に當るといふことは避くべきである。これは日本自體の人口對策からも同様の結論が出るのであるが、特に當該地方は當該地方人をして處理せしめ、その大綱をのみがっちり押へて行く方法が適切であらう。

第四には安價な同情或は歡心を買ふことは極力避けねばならぬ。吾々は權威を以て之に對することが必要である。と同時に、彼等に日本の理想即ち東亞の理想であることを共感せしめ、

強固に鍛錬することによつて、從來の物質文明に酔ひ、或は奴隸生活に甘んずる性格を脱せしめなければならぬであらう。

彼等が共感して協力するに至るためには、初から高邁なる理想を徒らに押しつけこれを納得せしめようとしても、彼等の現状を以てしては出来ない相談である。だから、先づ彼等の身近かに感ずる具體策を示して善導しなければならぬ。従つて、第五として吾々は手近かなそして最も有効なものから實施して、彼等をして首肯せしむるやうにしたい。そのためには、家族主義を助長し之を基底として進むべきではあるまいか。

第六には人の問題と同様、物資、資本も極力現地にて調達し、生産し、何もかも日本の厄介になるといふことは避けなければならぬ。現地で負擔すべきものはどしどし負擔せしめ、特に軍費等についても負擔せしむべきは勿論である。租税體系を如何にするかの問題が生ずるが、當分の間は間接税を主とするより外あるまい。

第七に各地域を有機的に統一する組織をつくり、從來やゝもするとその弊に陥り勝ちのセクシヨナリズムを極力防止すべきである。特にこの點最高指導者たるべき人に於て注意し、日本の、そして共榮圈全體の立場を忘れないようにしなければならぬ。これに關聯して、指導者の

更迭毎に政策が變更されることも特にしむべきで、從來自らの功を急ぐため前任者の施策が弊履のごとく捨て去られ、そのため人心に悪影響を及ぼした例が頗る多いのである。

これにつけても、第八として、官吏、開發擔當者を嚴選すると同時に彼等をしておちついて仕事に専念せしめ、度々更迭することなからしめるとともに、熱帯植民に優れたる生理的特性をもつとはいへ、定期的に日本へ歸還せしめ、日本の空氣を吸つて絶えず清新なる活動力を保持するよう努むべきことを擧げたい。尙ほ、内地で喰ひつめたような人々の渡南を絶対に防止することも必要である。

第九には住民の宗教には干渉せざる方針をとり、風俗、習慣、社會制度等も尊重して、急激な變革を加へ、住民に不安を與ふべきでない。彼等の情感を生かす文化工作も重要視すべきである。教育も漸次普及せしむべきであるが、初期に於ては普通教育を主とし、高等教育は急ぐ必要なく、且つむしろ自然科學に重點を置く方針をとるべきであらう。

最後に、南方統治に於て最も困難且つ重要な問題を提供する華僑については、原則として極力利用すべきである。勿論、抗日的華僑は徹底的に破碎し、毫も假借すべきではないが、協力を誓ふものに對しては、彼等從來の經濟力、勞働力を活用する上からも、また對支政策上から

も利用すべきである。往々華僑恐怖論者も見受けられるが、華僑を押へて行けないやうな薄力では初めから問題にならぬ。華僑の習性を明確に把握し、彼等の功利性を利用すると共にギルド的組織、即ち幫を活用して共榮圏建設に協力せしむべきである。

吾々は、世間周知の統治原則を繰返すことは出来るだけ省略した。こゝで強く主張したいことは、要するに、新理念の實施と南方の歴史的社會とが調和することであり、日本のものを何から何まで押しつける仕方では成功を期待し得ないといふことにつきる。既に、米英蘭佛の生きた經驗がある。吾々はその功罪をよく検討して、學ぶべきは何事でも一び、捨つるべきは遠慮なく捨て、作られると共に作る歴史の鐵則から逸脱しないことこそ肝要なりと認むるのである。

### 第三章 南方資源論



第一節	序	説
第二節	フィリッピンの資源	
第三節	マレイ及び英領ボルネオの資源	
第一項	マ	レイ
第二項	英領ボルネオ	
第四節	蘭印の資源	
第五節	ビルマの資源	
第六節	佛印の資源	
第七節	泰國の資源	
第八節	附・大洋洲及び印度、錫蘭の輸出概要	

## 第一節 序 説

南方共榮圈諸地域は白人支配諸國の植民政策により、又其の自然的環境並に人的條件により、何れも農林及び鑛業を主とする原始産業的地域である。

熱帯にあり、光と熱に恵まれ、一般に多雨であり、而も地味は概して豊沃、施肥をなさずして各種熱帯作物の豊饒な收穫を見得る。地下資源に於ては一般に開發が後れてゐるが、石油、錫、鐵、石炭等を豊富に埋藏してゐる。人的資源に於ては其の量的要素に缺くる事は無いが、質的には極めて低劣である。英、米、蘭、佛等白人諸國の永年に亘る搾取、約八百萬と稱せられる華僑の經濟的實力を不拔ならしめたのは之が爲めである。従つて南方共榮圈諸地域は全く白人の植民地的地域であり、而も専ら原料資源供給を任務とする地域であつた。即ち從來の支配國の開發政策は母國資本の企業利潤を目標として樹立せられ、原住民の福利は唯此の目的の達成を妨げざる範圍内に於てのみ考慮せられ、領内に於ける各種産業の並行的發展を阻碍した結果、工業としては農産原料の仕上げ乃至簡単な加工を除いては何等見るべきもの無く、又原

始産業の内容に於ても、蘭領東印度を除く他の諸地域は極めて跛行的、偏重的である。過剰資源の著しい例は、砂糖、ゴム、油脂果實、錫等であり、不足資源としては棉花、羊毛等の纖維資源を挙げ得る。

之を要するに南方共榮圏諸地域は、世界に於ける農林産資源供給地として極めて重要な地位を占めるとともに、大東亞に於ける礦産資源供給地として不可缺の存在である事を意味し、同時に大東亞共榮圏の範圍が更に印度、濠洲等を包含すべき必然的運命にあることを感ぜしめるのである。

以下各地域別に南方資源についてその概略を述べる事とする。

### 第二節 フィリッピンの資源

#### 一 概 説

フィリッピンは従來農業國であつた。各島とも農業に極めて好適な自然的條件に恵まれてゐる上に、アメリカの産業政策が若干の農産物以外には久しく消極的であつたからである。併し近年に於ては鑛業、びに林業に於ても注目すべきものあり、今後の開發を期待されるものが多い。左に輸出貿易統計を擧げて、主要生産物の地位を示す。

一九三九年度フィリッピン輸出統計

種 別	數 量	金額(千比)	輸出總額に對する%
砂 糖	八七四、七二八噸	九九、三四七	三一
金 塊	一、〇四〇"	七一、二一三	二三
コ ー ー	三九八、五四六"	二六、八〇二	八
麻	一七七、八二九"	二三、七四五	八
椰子油	一六七、七〇二疋	一八、三四二	六
煙 草	二五七、九二九噸	一四、五二八	五
刺 繡	—	一〇、七一四	三
乾燥ココナツト	四一、五四二噸	八、八三七	三
製材及丸太	四七八、九五五立方米	六、三六三	二
鐵 鐵	一、一五四、七四〇噸	五、〇九八	二
其他を含む輸出總計	—	三一六、〇九六	一〇〇

二 農業

フィリッピンの全面積約三千万陌は農業面積四百五十萬陌、森林面積一千七百萬陌、可耕面積七百七十萬陌、及び不生産面積四十萬陌に分れてゐる。

フィリッピンの土壤は火山灰の沈積から構成されて居り、地味は頗る良好であるが、併し勞働力が稍々不充分で且つ勞賃が頗る高い事が當地域に於ける農業の缺點である。

近年に於ける主要農産物の作付面積及び收穫高を示せば次の通りである。

作物	作付面積(千陌)	一九三七年收穫量(千キントル)
米 (粳)	二、〇六一	二四、二〇七
玉蜀黍	六六〇	四、四五三
古椰子(コブラ)	六三六	五、二一九
アベカ(麻)	五〇三	二、〇〇六
甘蔗	二五七	一〇、四二四
バナナ	九二	四七、六二七
甘藷	七五	一、九八七
烟草	七四	三三四

米及び玉蜀黍——耕作面積から云へば、米が第一位であるが、耕作法極めて幼稚なる爲め、

陌當り收穫量は僅かに十二キントルに過ぎず、之を以てしては國內需要を満たすに足らず、年々數萬噸、數百萬比の輸入を外國に仰いでゐる。玉蜀黍も廣く栽培されてゐるが、其の全量が領内住民の常食用として消費される。而して米の精白、配給等は一切華僑の手に握られて居り、米食人たる比島人の生活の鍵が彼等の手中にある事に注意を要する。

甘蔗——フィリッピンの農業を代表し且つ輸出の大宗をなしてゐるものは、所謂獨立問題の核心をなしてゐた甘蔗で、其の栽培はフィリッピンの全群島に及び、最高生産高は一九三四年度百五十萬噸に達し、其の八割が米國向に輸出されたが、米國の比島糖の競争入荷抑壓を目的とせるジョーンズ・コスチガン法により減反を餘儀なくされた。又タ・マ獨立法により三五年十一月以降は米國向砂糖八十五萬噸を超える場合は輸出税を課せられる事となつた。其の後一九三九年タ・マ法の緩和を見、輸出税賦課は取止めとなつたが、從來米國を唯一の顧客とした比島の糖業は之が爲め一頓挫を來したのである。而も尙ほ比島糖はジャヴァ糖に次ぎ南方共榮圏下に於て重要な地位を占めるものである。尤もその価格は非常に高い。之は比島人の勞働能力低く而も消費慾強く、生活費従つて生産費が嵩む事に基因してゐる。

尙ほ比島糖業は農工業分立を以て原則とし、工場主は農場を所有せず、耕作者の提供する甘

蔗を一定の契約に基き製糖するのみである。糖業投資は現在約五億三千万比と算定されて居り、其の八割は比島資本、残部は米國、西班牙、其の他の資本によつてゐる。

古々椰子——比島の椰子は蘭印と並んで世界的で其の生産額は世界の二割を占めてゐる。政府は椰子油の對米輸出に對してもタ・マ法によつて二十五萬噸以上には輸出税を課する事にしたので對米輸出は激減したが、マニラ麻の如き從來市價變動の激しいものより轉換して椰子栽培をなす者が増加した。又苗種、栽培法にも改良を加へて來た爲め増産の勢にある。戦前之が栽培により、其の生活費の一部を得てゐた住民の數は四百萬人の多きに達すると稱せられてゐる。

マニラ麻——アバカと稱する芭蕉に似た植物の樹皮纖維より採取するもので、他の麻類に比し強靱且つ耐水性に富み、船舶及び漁業用の綱索類に最適である。主産地はミンダナオ特にダバオで、此の地方は地味良好の上に邦人が入耕してゐる爲めに單位當り生産量も頗る高い。アバカは植付後二箇年を経れば麻を挽き得、二、三年間は收穫最も多く、年を経れば漸減するのであるが、ダバオ方面の平均收穫量は陌當り十八擔の高率を示してゐる。從來古川、太田等多數の邦人商社が之に當つてゐた。

煙草——其の産出高は世界第六位に位し、品質もハバナに次いで世界的に有名である。煙草は群島何れの土地にも發育し得るが特にルソンの北部、カガヤン、イサベラの二州が古くから産地として知られてゐる。併し栽培法は未だ比較的幼稚であり、改良せらるべき點が多い。

其の他——バナナ、甘藷、棉花、カツサバ、マゲイ、珈琲、サイザル等の産出を見る。中でも棉花はジョンズ・コスタガン法實施以來甘蔗栽培地より棉地に轉換せんとする傾向にあり曠目に値する。蓋し棉花栽培には適當なる高温、雨量と共に正則なる乾期の配置が必要であるが、此の點比島は乾燥期、雨期と比較的明瞭に分れて居り、従つて現在の甘蔗栽培地を棉作地に變更する事は不能ではないと考へられる。

### 三 林業

比島森林面積の九九・四％は官有林にして、残りは民有に屬し、立木總蓄積量は約十一億立方米と推算されてゐる。有用材としては、建築材及び家具材としてのラワン、アビトン、タンギリ、ギョー等々あるが、輸出材としては赤及び白のラワン材が斷然他を抜き、又群島の處女林の四分の三はラワン樹であると云はれてゐる。

右の外林産物として、籐、竹、其の他ワニス原料たるコパール等も見得る。

伐材、製材は主として米、支、日本人の投資に依つて居り、比島人の投資は少い。製材會社は逐年増加し、現在では其の數百餘、製材日産能力百三十餘萬ポールド呎、投資額約三千萬比に達してゐる。

比島製材業の主要市場は群島内であるが、輸出方面に於ても亦最近頓に活況を呈してゐる。輸出材は製材及び丸太に分れるが、從來輸出丸太の大部分は日本向であつた。尙ほ比島の官有林は山林局が之を管理し、山林局は年々數百萬比の財政收入を擧げてゐる。

四 鑛業

フィリッピンは多くの鑛産物の埋藏を有してゐるのであるが、米領となる迄は鑛業としての發展が殆ど見られなかつた。埋藏資源として金、鐵、銀、クローム、銅、マンガ、鉛其の他があり、非金屬性の石油、大理石等も埋藏されてゐる。併し金を除けば現在目ぼしいものとしては四、五種に過ぎない。左に一九三九年度の主要鑛産物の産出高を示す。

種別	數量噸	金額(千比)
金	一、〇三三、〇三七オンス	七二、一七六
鐵	一、一六六、七八一	四、九一五

クローム鐵	一三二、一七七	二、二九五
銅(精選鐵)	五、三九九	二、二三六
銅鐵	二五、三三三	七二六
銀	一、三四九、四五四オンス	一、七五二
マンガ、ン鐵	二九、三九四	六〇三
鉛	三〇	七
合計		八四、七一〇

金——金は古くから採取されてゐたが、一九三三年頃より飛躍的増産に向ひ、ゴールドラッシュを現出するに至つた。其の後も引續き増勢著しく、三六年一萬九千庇より三九年二萬九千庇に達し、比島は世界産金國の一に列するに至つた。而して金は比島の全金屬鑛産額の九割弱を占めてゐる。鑛區は群島の各地に散在し、就中山岳州のバギオ地方と、北カマリネス州のバラカレ・マンブラオ地方と、マスバテ島の埋藏が多い。産金會社數は四百數十の多きに上るが、邦人の企業は全然見られない。

鐵鑛——鐵鑛も全群島に亘り廣範圍に埋藏されてゐる。就中ブラカン州、南北カマリネス兩州、スリガオ州等に埋藏多く、全比島には十億噸以上の埋藏量をもつと推定されてゐる。ブラ

カンの鐵鑛は品位六十八%程度の優秀なもので、埋藏量は百萬乃至二百萬噸といはれてゐるが、唯交通の便が悪い爲めに開發が後れてゐるのである。北カマリネスの北方カランバヤンガン島のもものは品位六十%、埋藏は百萬噸以上、スリガオの鐵鑛は所謂紅土狀鑛石で品位が低く精鍊技術が難しいが、埋藏量最も多く五億噸以上と推定され、戦前比島政府の保有鑛となつてゐた。一九三九年の鐵鑛輸出は百十五萬噸で其の全量は本邦向けであつた。

クローム鑛——世界に於けるクローム鑛の産出百萬噸内外にして、尙ほ供給不足の折柄、ルソン島ザンバレス州のマシンロック地方に埋藏量一千万噸と稱するクローム鑛山の發見を見、比島は一躍世界のクローム供給國たらしつゝあつた。又同州のサンタクルス地方、北カマリネスのラゴノイ灣沿岸にも良鑛がある。一九三七年約八萬噸、三九年には十三萬二千噸を産出、其の大半は米國へ輸出せられた。

其他——銅は最近顯著な増産を見つゝある。主要鑛山は北部ルソンの中央山岳州のマンカヤンにあり、又バネイ島カビス州には極めて良質の銅鑛が發見されてゐる。而して其の大半は精選銅として粗鑛と共に主として本邦向に輸出されてゐた。

マンガン鑛はルソンのイロコス州で採掘され、又銀も若干の産出あり、其他鉛、亞鉛、モ

リブデン、錫、タングステン等も發見されてゐるが、未だ企業化されるに至らない。石炭は數萬噸の産出を見るのみで比島は輸入國である。石油もミンダナオのコタバト州に發見されてゐるが未だいふに足りない。

#### 五 水産業

群島より成り海岸線の長い爲めに、水産業も有望であるが、比島人による漁業は極めて原始的であり、一九二七年頃の邦人漁船の進出を機として漸く水産業の重要性が認識せられ、近代漁業へと進みつゝあるが、未だ長足の進歩とは云ひ得ない。魚類は多種多様であるが、最も興味のあるのは鮪及び鰹である。尙ほ近代漁船による漁獲高は一萬噸餘に達するが、比島住民の常食には不足し多額の輸入を外國に仰いでゐた。

### 第三節 マレイ及び英領ボルネオの資源

#### 第一項 マレイ

一 概 説

マレイの産業は極端に偏倚してゐる。通常マレイの三大産物としてゴム、錫、コブラが擧げられ、殊に前二者は其の生産量に於て共に世界の首位を占むるものであるが、産業一般として見れば著しく多様性を缺いてゐる。尤も鐵鑛其の他鑛産資源の開発が進展すれば多くの期待をかけ得られ、共榮圈内に於ける重要性は更に一段と加はるであらう。

左に輸出貿易上に於ける主要産物の地位を示す。

一九三八年マレイ純輸出統計

種 別	數 量(噸)	金額(千海峽幣)
錫 (純分)	三七〇、八一〇	一九八、六五〇
鐵 鑛	四三、二四七	六六、二八一
鳳梨果罐詰	一、五三一、七二八	七、三五七
パーム油	七三、〇〇〇	七、二六三
コブラ	五五、二四七	六、二四〇
コブラ油	六八、七五四	五、六六九
横 椰子	四九、一四〇	五、六四七
		四、九七〇

サ	二、五七八
ゴ	二、〇五五
磷酸石灰	一四六、七三八

(註) (1) 右の内、ゴム、錫、コブラ、横椰子は輸出入差引純輸出である。  
 (2) 錫の輸出金額は其の全額より錫鐵の輸入金額を差引きたる残を掲げた。

二 農 業

マレイの農地總面積は六百萬英反で、其の内五百萬英反が耕地面積であり、ゴム栽培面積が最も大きく、斷然他を抜いてゐる。其の内譯は次の通りである。

一九三八年度統計

品 種	植付面積(千英反)	生産量(噸)
米	三、三〇〇	三六〇、九〇〇
古々椰子	七三〇	三三三、五〇〇
油 椰子	六一〇	六八、七五四(輸出量)
鳳梨果	七二	四九、一四〇(同)
タビオカ	六七	五八、〇〇〇
	二四	九、四〇〇
		七三、〇〇〇(罐詰)
		一七、〇〇〇

而して人口を産業別に見れば全體の過半數を占めてゐるのが農業であり、又此の農業は大規

模な資本家的經營即ち農園農業と傳統的な住民農業とに分れてゐる。  
尙ほ馬來に於ける農業投資總額は大體十五億弗と見積られてゐる。

ゴム(附、國際ゴム生産制限協定)——マレイに於けるゴム栽培は一八八七年に始まり實にゴム栽培の嚆矢であり、蘭印、佛印等は之より後れてゐる。従つて一般に樹齡高く搾汁率低下し、此の點新進國に比し不利とする處であり、近年特に蘭印に首位を奪はれんとしつゝあるが、而も尙ほ世界總生産量の四割を占め第一位に位する。而してマレイの農業投資總額の約八割、十二億海峽弗はゴム投資と推算されてゐる。

ゴム栽培はマレイ全土に亘るが、其の内マレイ聯邦州百六十一萬英反、非聯邦州百三十五萬英反、海峽植民地三十四萬英反となつて居り、生産量も之に準じてゐる。

農園所有者別に見れば、歐米人が總面積の七割五分、支那人が一割六分、印度人が四分、其他五分となつて居り、又全體の六割は大農園である。

マレイのゴム輸出量は一九三八年度三十七萬噸、三九年度三十七萬五千噸、四〇年度五十四萬三千噸となつてゐるが、之は勿論ゴム生産制限の結果である。國際ゴム生産制限協定によるマ

レイの基準生産量は一九三九年度六十三萬二千噸、四〇年度六十四萬二千五百噸となつてゐる。

さて此處で國際ゴム生産制限協定に就て略述しよう。前世界大戰を契機とするゴム生産の激増は大戦後の不況に伴つてゴム價の暴落を來し、ゴム企業は非常な危険に見舞はれた。之が對策として當時世界ゴム生産を壓倒的に獨占してゐたマレイは、同じ英領のセイロン島と共に、スチヴンソン法に基くゴム生産制限を行つた。即ちスライディング・スケールによつて、各四半期のゴム相場に比例した無稅輸出量を決定し、それ以上には高稅を課する方法である。之は一時ゴム價釣上げに役立つたが、結局蘭印其他のアウトサイダーに漁夫の利を占めさせたのみで、他領の増産の爲め制限も奏效せず、施行六箇年にして一九二八年十月に廢止された。其の後ゴム相場は更に奔落し、殊に一九三〇年以降の世界恐慌は、一層之に拍車してゴム業者の倒産相踵ぐに至つたので、一時彌縫策も講ぜられたが、遂に三四年六月以降マレイ、蘭印を始め世界主要ゴム生産國の間に國際ゴム生産制限協定を實施した。其の第一次協定は一九三八年に滿期となつたが、引續き四三年を終期とする第二次協定が行はれた。此の協定によつて各國の毎年の基準生産量が定められ、更に四半期毎に市價、需要量を考量して輸出率が定められる事となつてゐた。此の協定の奏效と近年世界景氣の立直りによつて、ゴム相場は比較的高價に



安定したが、第二次歐洲大戰の勃發によるアメリカの貯藏ゴム買付けにより、各國のゴム生産は空前の活況を呈した。

第二次 際ゴム生産制限協定基準割當量(英噸)

國名	一九三九年	一九四〇年	一九四一年	一九四二年	一九四三年
英領マレー	六三二、〇〇〇	六四二、五〇〇	六四八、〇〇〇	六五一、〇〇〇	六五一、五〇〇
蘭印	六三一、五〇〇	六四〇、〇〇〇	六四五、五〇〇	六五〇、〇〇〇	六五一、〇〇〇
セイロン	一〇六、〇〇〇	一〇七、五〇〇	一〇九、〇〇〇	一〇九、五〇〇	一一〇、〇〇〇
印度	一七、五〇〇	一七、七五〇	一七、七五〇	一七、七五〇	一七、七五〇
ビルマ	一三、五〇〇	一三、七五〇	一三、七五〇	一三、七五〇	一三、七五〇
北ボルネオ	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇
サラワク	四三、〇〇〇	四三、七五〇	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇
泰	五四、五〇〇	五五、三〇〇	五五、七〇〇	五六、〇〇〇	六〇、〇〇〇

(註) 佛印のゴムは六萬噸迄無制限、それ以上は限産委員會に引渡す事になつゝゐた。

各四半期輸出許可率	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年
第一四半期	七〇%	五〇%	八〇%	一〇〇%
第二四半期	六〇%	五〇%	八〇%	一〇〇%

年 平均	第三四半期	第四四半期	年 平均
四五	四五	四五	四五
六〇	六〇	七五	五八 <sup>3</sup> / <sub>4</sub>
八五	八五	九〇	八三 <sup>3</sup> / <sub>4</sub>
一〇〇	一〇〇	一二〇	一〇五

古々椰子——古々椰子はゴム、錫と共にマレーの三大産物の一に數へられてゐるが、他の二者に比し格段の差がある。其の栽培は全マレーに亘り、マレー人、印度人、華僑等の小規模農園より成り、住民の食用、飲料となる外、コプラ、椰子油が生産される。椰子油の生産は最近大いに發達し、シンガポール及びピナンに於ける華僑の四、五箇の工場によつて行はれてゐる。

米——米の生産は主としてマレー人の手に屬してゐる。米は住民の主食であるから近年當局は之が増産に努めてゐたが、尙ほ生産は需要量の三割餘に過ぎず、即ち一九三八年度の全消費量九十一萬二千噸に對し輸入量は六十一萬二千噸、三九年度の輸入量は約七十萬噸であつた。

其他——油椰子の中心はジョホール州で全量の約半分は同州にて産出される。鳳梨果も亦ジョホール州が最も盛で其の大部分はシンガポールに於いて罐詰にして輸出された。其他玉蜀黍、タピオカ、檳榔子、デリス、珈琲、茶、煙草、ガンビル、甘蔗等も生産される。

三 漁業、林業、牧畜

漁業——沿岸が淺海で大漁場たるべき海面を有たず、且つ邦人以外は漁撈、保存方法が幼稚拙劣なる爲め一般に低調である。一九三八年度生魚水揚高は八萬八千噸で、日本人、マレイ人、支那人が従事してゐる。尙ほ同年に於けるマレイの魚類入超高は二百八萬海峽弗であつた。

林業——保有林區は全マレイの約二割、即ち一萬六百平方哩を占めるが、チークの如き商品材に乏しく一般に不振である。一九三八年度の木材、薪生産量三十六萬四千立方呎、木炭四萬九千立方呎であるが、勿論國內消費を満すに充分でなく、木材、木製品の輸入超過は三百八十八萬海峽弗に達してゐた。

牧畜——一九三八年度の推算では牛、水牛、馬が五十五萬頭、豚八十三萬頭、山羊及び羊三十三萬頭であるが、之また領内消費を満し得ず、ミルクを主とする畜産輸入は年々千數百萬海峽弗に達してゐた。

#### 四 鑛業

採掘されてゐる鑛物としては、錫、鐵、ボーキサイト、マンガン、磷酸石灰、重石、ウォルフラム、陶土、石炭、金、銀、鉛等多様であるが、輸出し得る重要物は錫を筆頭とする五、六種である。

左に鑛産物の生産統計を示す。

種別	一九三八年度 生産量	種別	一九三八年度 生産量
錫 (純分換算)	四三、二四七噸	重石	五七三噸
鐵	一、五八〇、九一五	ウォルフラム鑛	三一八
ボーキサイト	五五、〇八一	陶土	一、一五三
滿倫鐵	三一、九七〇	石炭	四七七、九〇八
磷酸石灰	一五九、八五九	金	四〇、七九四オンス
(註) 一九三九年度生産量			
錫	五五、九五〇噸		
鐵	一、九四五、〇〇〇噸		
ボーキサイト	九三、七四〇噸		

錫(附、國際錫生産制限協定)——マレイに於ける錫採鑛の歴史は古く、今日も亦世界第一の生産國である。即ち世界全生産量の三割四分を占め、第二位のポリビヤを遙かに押さへてゐる。錫鑛區の分布は聯邦諸州を中心として、ペラ州が最も豊富で、次いでスランゴール、バハン、ネグリスマ、ピラン等である。錫鑛區は古くから華僑の手にあつたが、前大戰後歐人企業が大いに進出して近代的經營を行ひ、採鑛高の七割は歐人、三割が華僑の所産となつてゐた。

マレイの錫業は單に錫鑛の採掘が卓越せるのみならず、其の精鍊業も進歩してゐる。錫精鍊所としては英資による海峡トレーディング會社と華僑の萬福興の二大企業があり、領内錫のみならず、蘭印、泰、佛印、ビルマの原鑛も輸入して精鍊の上、マレイ錫として輸出してゐた。錫もまた價格變動の激甚な商品で、其の最高レコードは一九二〇年の噸當り四百十九磅半に達したが、三一年には百磅八分の三に迄下落した。斯かる事實による錫企業の不安を除く爲め一九三七年來世界主要錫産國七箇國の間に國際錫生産制限協定が實施され、所屬國夫々の割當標準量を定め、委員會は四半期毎に輸出許可率を決定する事となつた。因に其の標準割當量並に近年の輸出許可率は次の通りであつた。

錫標準割當量 (一九三七—四一年)

マレイ	七一、九四〇英噸	白耳義	一三、二〇〇英噸
ボリビヤ	四六、四九〇	ニゼリヤ	一〇、八九〇
蘭印	三六、三三〇	佛印	三、〇〇〇
泰	一八、〇〇〇	合 計	一九九、八五〇

近年の輸出許可率

一九三九年	一—三月	三五%	一九四〇年	一—三月	一二〇%
同	四—六月	四五	同	四—六月	八〇
同	七—九月	一二〇	同	七—十二月	一三〇
同	十—十二月	一〇〇	一九四一年	一—六月	一三〇%
		平均七五%			平均一一五%

因に、輸出許可率に於て三九年下半年の百二十%許容は歐洲戰勃發によるものであり、四〇年下半以降百三十%と未曾有の増産を企圖したのは、米國軍需資材の貯藏買付に因るものなるは言ふ迄もなし。

鐵鑛並にマンガン鑛——マレイ鐵鑛の埋藏量は大體二億噸と推定されてゐる。當領の鐵鑛業は邦人資本の獨占下にある。即ち最初に大規模に稼行したのは石原産業のスリメダン鑛山であり、品位六〇%、連年我國に輸入された。此の外石原の太陽鑛山はトレンガヌ州の中部ケママン河上流にあり、主としてマンガン鐵鑛であるが赤鐵鑛も交つて居り、日鑛のヅンゲン鐵山は品位六〇%以上、赤鐵鑛に磁鐵鑛を含有し、マレイ最大の産出量あり、其の他飯塚鐵鑛のケママン鑛山、南洋鐵鑛のタマンガン鑛山等がある。尙ほ鑛夫には支那人が最も多い。

ポークサイト——マレイのポークサイトは極く近年に至つて開發を見たものであるが、其の

産出量は連年躍進の一途を辿りつゝある。的確なる埋藏量は明かでないが、昭南島の東海岸と、其の西北に當るジョホール州のベンダスに莫大なる埋藏のある事が確認されてゐる。

其の他——磷酸石灰の産出十六萬噸は全量クリスマス島の所産であり、同島はナウル島及オーシャン島に次いで東亞に於ける燐礦石の大産地である。

金はマラツカとネグリスマビランの州境より泰領に入る硅岩脈中に發見されるが、金山としては聯邦州のラウプ金山が最大である。又ケランタン州より砂金も産出される。石炭はセランゴール州のバトアラン炭坑が唯一である。

### 第二項 英領ボルネオ

#### 一 英領北ボルネオ

當領の一九三九年度輸出貿易總額は千三百萬海峽弗で、其の内主なるものはゴム(六割)、次いで木材(一割八分)であり、其の他乾鹽魚、カツチ、コブラ、煙草等がある。

農業——主要農産物はゴム、古々椰子、米、煙草、サゴ等であり、近年に於けるそれ等の生産狀況は次の通りである。

品 種	作付面積(英反)	生産量(噸)
ゴ ム	一三〇,〇〇〇	一七,六〇〇
米	七八,〇〇〇	一四,〇〇〇
古々椰子(コブラ)	五〇,〇〇〇	八,五〇〇
サゴ椰子	一,五〇〇	一,二〇〇

ゴム栽培は主として英人による會社經營であるが、日産始め其の他の邦人會社も存在する。古々椰子栽培も前大戰後急増しており、サゴ椰子は米に代る住民の主食として消費されてゐる。米は水稻と陸稻とあるが、領内需要に不足し年々一萬二千噸前後を輸入に仰いでゐる。

林業——森林面積は二百萬エーカーあり、近年の木材輸出力は六百萬立方呎前後で其の種類はピリアン、スランガン等が主である。尙ほ他にマングローブ樹皮、カツチ、ダマール等の産出を見る。

水産業、鑛業——水産はタワオを中心とする邦人の活躍によつて居り、鑛業では石炭、石油、金を若干産出してゐるが特筆に値しない。

#### ニ サラワク

一九三九年度に於ける輸出額は三千四百萬海峽弗にして、主なるものはゴム、石油類で之に

亜いでサゴ、金等がある。

農業——農産物としてはゴムを主とし、其の栽培面積は二十二萬エーカーあり一般に小規模經營が多い。最大のゴム園は邦人日沙商會の經營にかゝる。一九四〇年度の生産量は四萬三千餘噸であつた。

ゴム以外には胡椒、サゴ、古々椰子、米等があり、胡椒と古々椰子は専ら華僑の栽培によつてゐる。米作も若干あるが當領は年々三萬數千噸の米を輸入せねばならぬ状態にある。

鑛業——鑛業としては石油が最大にして殆んど唯一のものである。一九二〇年英系のサラワク油田會社により、ミリ並びにバラム河に於ける油田が開發されて以來急速に進展し、ブルネイ原油を合せば當領は蘭印に次ぐ南方の石油産地となつてゐる。即ち一九三〇年六十八萬噸の産油があり、其の後漸減して三五年度二十五萬噸、最近は十六、七萬噸となつてゐる。尙ほ當領ではブルネイの原油を輸入して精製、輸出してゐる。

石油の外には金の産出が少量あり、上サラワク地方が其の産地である。

### 三 ブルネイ

主要輸出産業はゴム栽培と石油採取であり、其の他は未開發の儘であるが、云ふ迄もなく石

油は最も注目すべき資源である。

農業——ゴムの栽培は一萬四千エーカーで生産量は千五百噸内外である。

米は住民の主食であるが生産振はず、消費高の八割以上三千噸内外を輸入に仰いでゐた。

鑛業——石油採掘は一九一四年に始まるが、セリヤ油田を主とし、其の産油高は一九三五年度四十四萬噸であつたが、近年激増して七十五萬噸の産出を見、尙ほ今後の増産を期待される潑刺たる青年期の自噴井である。

此の原油は送油管によりサラワクへ移送されてゐた。尙ほ石炭の産出も若干あるが、全て領内で消費され輸出餘力を有たない。

## 第四節 蘭印の資源

### 一 概 説

蘭印の農林並びに鑛産資源は頗る豊富且つ多様である。自然的の好條件と豊富、低廉なる勞

働力は特に農業の多彩なる發達を齎らし鑛業に於ては未だ開發が充分に行はれて居らないが、二、三のものは既に世界的地位に達してゐる。一九三九年度の貿易統計によれば、輸出總額七億四千六百萬盾の内農林産物は六割六分強を占めるに對し、鑛産物は三割弱を占めるに止まる。特に蘭印政府の資源開發方策が農産物に主力を傾注し、鑛産物開發には封鎖主義を採つた爲め、農産開發は鑛産に比し著しい發達を遂げ、其の投資も農業資本二十數億盾と稱せらるゝに對し、鑛業投資は六、七億盾に過ぎなかつた。

従つて鑛産物は未だ全面的な開發を見てゐないのであるが、既に採掘中のものの飛躍的増産及び未開發埋藏源資の新たな採掘に多大の期待がかけられる。

二 農業

蘭印の農産物が如何に多種多様且つ豊富であり、世界的地位を占めるものが如何に多數に上るかは、左に掲げる輸出貿易統計によつて之を諒解し得る。

一九三九年度蘭印農産物輸出統計

種別	數量(噸)	價格(千盾)	蘭印總輸出に對する%	世界總輸出(又は生産)に對する%
イ	三七九、〇八四	一九五、三八七	二六	三七

砂糖及糖蜜	一、五八七、四三四	七八、〇三七	一〇	六
茶	七三、五四一	五七、〇七二	八	一九
コブラ及コブラ油	六二八、九七七	二九、〇四九	四	二七
煙草	三四、五七九	二六、八六八	四	二七
パーム油及核	二七五、三八一	一七、五二〇	二	二四
珈琲	六五、四一一	一一、六五八	二	四
規那皮及規那	六、五五八	一一、二六六	二	九〇
硬質纖維(アガベ)	一〇八、六二〇	一〇、六二五	一	三三
タバコ	二八五、四九九	九、九〇一	一	三三
胡椒	六九、九七九	九、八一	一	八六
カボツ	六〇、六三九	九、五四五	一	六三
檳榔子	五七、七三五	四、〇九〇	一	六三
其他を含む農産物輸出合計	三、九一九、八七一	四九四、九七二	六六	六六
(蘭印總輸出)		(七四六、三二七)	(一〇〇)	

1 住民農業と農園農業

蘭印の栽培企業は粗笨なる住民農業と巨額の資本を以て企業的に經營される農園農業とに大別される。農園農業は歐米人、日本人及び華僑により經營され、ゴム、茶、規那、砂糖、油椰

子等の世界的商品の生産、輸出を主眼として居り、住民農業は一般に小規模であり、其の目的は寧ろ内需充足にあり、米、玉蜀黍、甘藷等を生産する。尤も住民農業に屬するものでも、ゴム、古々椰子、煙草等は輸出商品としても極めて重視すべきものである。

農園農業の輸出に於ける重要性もさる事乍ら、蘭印六千數百萬住民の經濟生活維持の點よりすれば住民農業も亦輕視してはならない。現に原始生産に従事する人口中八割以上が住民農業に屬するに對し、農園従業者は僅かに一割に過ぎない。又農耕面積に就て見ても、一九三九年度ジャヴァ及びマドラ（外領統計不詳）の住民耕地面積八百九十萬陌に對し、農園面積はジャヴァ、外領を合して百二十萬陌を算するに過ぎない。住民農業は一般に極めて幼稚、粗雑な農耕法によつて居り、政府の政策も農園農業に比し餘り改良を加へようとする熱意を見ない。

尙ほ農園農業に就ては前世紀迄蘭が唯一獨占的の投資者であつたが、今世紀に入つてより英國の茶栽培進出を機としてゴム、煙草と相次いで外國資本（主として英國資本）が投下された。又華僑資本の進出も著しく農業投資の一割内外を占めてゐるものと見られてゐる。

左に住民農業及び農園農業の生産諸統計を掲げる。但し住民農業に就ては、ジャヴァ及びマドラ以外の地域即ち外領に關する資料極めて乏しき爲め不備を免れないが、何れ後述の各説で

觸れる事とする。

一九三九年度ジャヴァ及マドラの住民農業生産統計

品 種	作付面積(千陌)	收穫高(千キントル)
水 稻	三、六五三	七九、一四八
陸 稻	三七五	四、四五八
玉 蜀 黍	二、〇三〇	一九、八五二
カ ッ サ バ	九九二	八三、一一三
大 豆	四一五	三、一七六
落 花 生	二四一	一、八一五
甘 藷	一九七	一二、六七六
煙 草	一三九	六二七
其他を含む合計	九、一一五	

尙ほ住民農業中、輸出商品として重要なゴム、コブラの全蘭印に於ける同年度生産統計は次の如くである。

ゴ ム	六八一千陌	一八四、五九五噸
コ ブ ラ	—	(約)六〇〇、〇〇〇噸(輸出量)

一九三九年度全蘭印農園農業生産統計

植付面積(千陌)

生産高(噸)

品 種	植付面積(千陌)	生産高(噸)
茶	六一六	一九八、〇八六
油椰子(パーム油)	一三八	八三、一五九
珈 琲	一〇五	二四三、六八三
砂 糖	九九	五三、七六六
古々椰子(コブラ)	九五	五八、三一九
煙 草	五一	一、五六二、四六二
カボツク	三七	四〇、四三五
規 那	二三	三九、〇〇三
コ コ ア	一七	二、四七五
	七	四、五六一
		一、七三九
		一、七三八

2. 各 説

米——住民農業の王座を占めるものは米である。一般に十、十二月に植付け、四、六月に收穫される。而して多毛作の處もあるが大部分一毛作である。又水稻と陸稻とに分れてゐるが、陸稻は著しく粗笨的であり、陌當り收穫量も水稻が二十一キントルであるのに對し、陸稻は十二キントルに過ぎない。

外領の統計不詳の爲め全土の米産額は不明であるが、一九三八年度三十一萬七千噸、三九年度二十五萬五千噸の輸入超過を見てゐた。之に鑑み同年政府は強制栽培法を實施して積極的な米の増産を圖つたのである。其の結果現在では大體自給自足が可能となつてゐる。

玉蜀黍——玉蜀黍はカツサバと共に住民の生活に不可欠の代用食である。ジャヴァでは水稻の裏作として、スマトラのカロ、バタク地方では米作の前作として栽培される。外領ではスマトラの外、セレベスに多く、またバリ、ロンボックにも栽培されてゐる。

カツサバ(タビオカ)——カツサバは多量のタビオカ澱粉を含み料理、菓子、糊、アルコール原料として用せられ、又住民の食用に供せられる。根の切干はガブレと稱し切干の儘又はガブレ粉として輸出される。

カツサバの栽培はジャヴァの住民耕作地の一割に及び、マレイと共に世界の二大産地である。外領に於ても南部セレベス、ロンボック、チモール等に於て植付が著増して來た。タビオカ澱粉製造は主として支那人の經營にかゝる小工場で行はれてゐる。

其の他の食用作物——甘藷、馬鈴薯、落花生、大豆等は多くジャヴァで栽培され、馬鈴薯を除く外は全て水稻の裏作として作られる。



古々椰子——蘭印に於て最も廣く栽培されてゐるのは此の古々椰子であり、他地域に於けると同様、住民の食用、飲料とする外、主として、ゴブラを生産し或は搾油して油、油粕としても輸出される。

ゴブラの生産高はジャヴァ十七、八萬噸、外領四十七、八萬噸であり、農園栽培としては採算立たず其の大部分は住民の所産である。

尙ほゴブラは至る處に出来るが、天日乾燥品を良質とする關係上、中東部ジャヴァ、セレベス、ボルネオ西南部産品を主とし、他地方のものは中級品に屬する。

胡椒——栽培は大部分住民の手で行はれるが、バンカ島では主として支那人が之に當つてゐる。此處では遙に集約的に經營され陌當り收穫量も七百五十乃至三千二百匁を擧げてゐる。商品としての胡椒は白、黒の二様に分れる。産地としてはバンカ、ピリトン、ランボンの諸地方を擧げる。

カボック——カボック棉は耐久性、弾力性強き爲め、填心用、絶縁紗、フェルト等に適する。外領よりもジャヴァに多く、ジャバラ、レンバン、マラン、スマラン等を主産地とする。全輸出量は世界の六割餘に當り、其の大部分は住民産である。

ゴム——ゴムは蘭印農産物輸出價額中首位を占むるものであり、之が好、不況が全般の經濟に及ぼす影響は甚大である。殊にゴム栽培が歐人、邦人等の農園のみならず、住民栽培よりも之と略々同量の産出を見る點よりしても明かである。

國際ゴム限産協定による蘭印の基準生産量は一九四〇年度六十四萬噸、四一年度六十四萬五千五百噸となつて居り、マレイと共に世界の二大産地を形成してゐる。

農園ゴムはスマトラ東海岸州及びアチエ州に最大且つ集中的に經營され、その他スマトラ各地、ジャヴァ、ボルネオ東南部及び西部、セレベス北部に散在してゐる。邦人ゴム園はスマトラに多く、昭和護謨、スマトラ拓殖其の他があり、東南ボルネオでは野村農園が最大である。住民ゴムは大部分外領に栽培され、特にスマトラのバレンバン、ジャムビー、ボルネオのバシヤルマシ、ポンテアナクは之が大集散地をなし、野村の之等地方に於ける業務の規模及び勢力は絶大なるものがある。

尙ほ普通のゴム（ヘビヤ・ゴム）以外にガタベルチャがあり、之はジャヴァの政府園より年産約二百噸、外領よりも殆んど同量の産出を見得る。

砂糖——蘭印の砂糖は悉く甘蔗糖であり、其の殆んど全部がジャヴァで生産される。特に東

部ジャヴァ方面の氣候が之に適する爲め、此の地方は栽培最も盛である。

砂糖會社の大なるものも往年の糖界不況に際し大部分閉鎖されたが、尙ほ相當大規模の工場が現存し、自營又は住民産の甘蔗を買入れて製糖を行つてゐた。

前大戰で急膨したジャヴァの糖業は、一九二九年以降の經濟恐慌に禍ひされて非常な窮境に陥つた爲め、三一年の國際限産協定に参加し、三三年砂糖管理法を實施し之に基いて蘭印砂糖販賣組合、通稱ニヴァスを組織して全糖業を統一し、政府は之に強力な干渉權を有する事とした。併し此の恐慌の深さと廣さとの前には之等の措置も奏效せず、已むなく政府は生産、輸出に關する制限をなすに至つたのである。

油椰子——油椰子の栽培は主としてスマトラ東北部に大規模農場により行はれて居り、極めて集約的な栽培法が講ぜられ、パーム油及び核として輸出されてゐた。邦人として之に参加せる者は野村及び東山農事の二社のみである。

茶——茶の栽培は自然的條件に特に支配されるものなる爲め、ジャヴァでは西部高地方面、外領ではスマトラ東海岸に多い。而して其の大部分はアッサム茶で品質は概して優良である。

珈琲——ロブスター種が多く、他にアラビカ種、リベリカ種も栽培されてゐる。栽培には相

當の技術、設備を要するが、極めて粗笨な方法でも收穫を擧げ得るから土人栽培も盛である。併し近年南米諸國の米國向輸出激増の爲め當領では稍々衰退の傾向を現してゐた。

煙草——各地に良好な成長を見るが、企業としてはスマトラ東海岸、ジャヴァの兩地方で、殊にメダン近傍のデリーを中心とするデリー煙草は有名である。

規那——解熱、健胃、強壯の諸劑として、又マラリヤの特効藥キニーネの原料として重視される。其の殆んど全部はジャヴァで生産され且つ大部分は農園産である。規那の生産、輸出には價格低落防止の爲め、政府は制限を設けて統制してゐた。

その他——肉荳蔻、肉桂、丁香、シトロネラ、ガンビル、コカ、ココア、檳榔子、サゴ椰子、サイザル麻、棉花、デリス根等も産出される。

### 三 鑛業

蘭印の鑛業は次掲の生産統計が示す如く、其の世界的地位は錫、ボーキサイトを除けば左程重要なものではないが、之が大東亞共榮圈内に於ける重要性の極めて大なるものあるは言ふ迄もない。特に石油に於て然りである。

蘭印主要鑛産高(單位千越)

品 種	一九四〇年	一九三九年	世界比(但一九三六年度數基準)
石 油	七、九三九	七、九四九	二・六%
錫	四四	二八	一七・〇
ボーキサイト	二七五	二三一	五・四
石 炭	二、〇〇一	一、七八一	〇・八
金 (産)	二、七九八	二、五二五	〇・二
銀 (産)	四六、八四七	一九、二二三	〇・三
マンガン	一一二	一一二	〇・二
硫 黄	一七	一八	—

尙ほ今後の開發を期待されるものにニッケル其の他がある。

石油——蘭印の石油埋藏量は約四億五千萬噸と推定され、其の産出量も逐年増加の一途を辿り、最近は米、ソ、ベネズエラ、イランに次いで世界第五位にある。鑛區として最大のもはスマトラにあり、北部東海岸のランカット油田、南部のバレンバン油田、チャムビー油田があり、ジャヴァではスラバヤ油田、スマラン油田、レンバン油田、マドラ油田があり、ボルネオでは東海岸のサンガサンガ油田、タラカン油田、バリクババン油田、セラムではブーラ油田、セ

レベスではトモリ灣油田其の他があり、ニューギニヤでは西部フオーゲル、コップ其の他で試掘中である。

原油生産統計によれば、バレンバン三百八萬噸、チャムビー百二十一萬噸、東ボルネオ九十八萬噸、タラカン八十一萬噸、ジャヴァ及マドラ八十四萬噸等となつてゐる。

蘭印の石油は一般的に云へば輕質石油に屬し、ガソリン含有量三〇%以上に及ぶものもある。ボルネオ及びジャヴァの石油は重質でケロシンを多量に含有し、タラカンの原油は重油として直ちに燃料に適する。バレンバン油は概してバラフィン系に屬するに反し、アチエ石油は概ねピッチ系にして加鉛効果高く飛行機用ベンゼンの原油として重視される。

従來開發並に製油事業はバタフセ石油(ローヤル・ダッチ系)和蘭コロニア石油(スタンダード系)、及び蘭印石油會社(政府とバタフセ)に依つて行はれ他に見るべきものがなかつた。錫——錫鑛床は馬來半島の延長で、リオ群島、リンガ群島よりバンカ島、ピリトン島に亘る一連であり、埋藏量はバンカ百三十萬噸、ピリトン十二萬噸、シンケツブ一萬六千噸合計百四十四萬噸と推定されて居り、調査の進行により更に増加の見込である。

一九四〇年度の地方別錫生産量は、バンカ二萬四千噸、ピリトン一萬七千噸、シンケツブ二

千四百噸、其の他を含めた合計四萬三千九百噸である。

蘭印の錫生産は政府とピリトン社で完全に獨占して居り、而も政府はバンカ島を獨占し、又ピリトン社の經營委員會の過半數を占めてピリトン社をも支配してゐた。即ち錫生産による莫大な利益によつて政府は年々數千萬盾の財政收入を得、またバンカ利益保有基金を作り、不況時に對處する収入の平均化を企圖してゐた。

國際錫限産協定による蘭印の割當量は三萬六千三百三十英噸であるが、一九四〇年下半年以降は米國の需要に應ずる爲め生産率を十三割に引上げた事は既述の通りである。現在バンカ島に二精鍊所があり同島錫鑛の大部分を精鍊し、殘餘はピリトン、シンケツブの錫鑛と同様シンガポール及びピナンにて精鍊、馬來錫として輸出された。

ボーキサイト——埋藏量七千萬噸と稱せられ、リオ群島、ビンタン、バタム、カリモン、バシカの諸島に發見される。ビンタンは全島の三分の二をボーキサイトで覆はれ其の厚さ二、三米、バタム島は東南部幅二軒、長さ三十軒の間に帶狀に點在し、品位はアルミナ含有五十五%見當である。

開發はピリトン錫會社の子會社たる半官半民の蘭印ボーキサイト開發會社が獨占して居り、

原鑛は戰前日本、獨逸等へ輸出された。

石炭——主としてボルネオ(民營)、スマトラ(官營)に産し、其の埋藏量は約七億七千萬噸と云はれる。

民營のものは東部ボルネオのクタイ(又はマハカム)及びブラウ河兩流域にあり、官營はオムピリン炭田(スマトラ東海岸)、ブキットアセム炭坑(スマトラ南西部)があり、何れも内需に供せられてゐる。

鐵——埋藏量は十億噸と稱せられるが、技術的並に地理的理由より未だ本格的開發は行はれてゐない。

埋藏量はボルネオではセブク三億噸、スンガイ・ドワ一億七千萬噸、其の他があり、セレベスではラロナ三億七千萬噸があり、他にモルツケンのルスイブ、ジャジャアのケヅー、パニユーマス等がある。

其の他——金、銀、燐酸鹽、マンガン、ニツケル、硫黃、瀝青土、銅、水銀、モリブデン、タンングステン、外にダイヤモンド其他寶石も産出する。

#### 四 水産業、林業

水産業——水産資源そのものは不足ではないが、政府が水産業を等閑に附した事、遠海漁業を行はぬ事、及び規模、方法の幼稚なる爲めに、近年邦人の進出により漸く其の緒についた許りで、一般には副業的にしか行はれて居らず、當領は南洋に於ける水産物輸入國の筆頭である。即ち一九三九年度の輸入は七萬二千噸、價額一千三百萬盾にして、輸出は貝殻類を含め百四十萬盾に過ぎない。

林業——森林面積はジャヴァ、外領を合して一億二千三百萬陌にして全領土の六割餘に達するが、ジャヴァのチーク以外には未だ積極的に開發せられてゐない。

チークは主としてレンバン、スマラン、マデウン、ケデリーの各地に分布し、三八年度生産量は五十萬立方米にして、其の大半は官有林の所産である。チークは丸、角兩様に挽材し、殘餘は薪としてジャヴァ島内鐵道用燃料としてゐる。

チーク以外の雜木林の内容は多種多様であるが、主として薪材として使用され、又ジャヴァ林地の大半は保留林として水源涵養並に調節の作用に役立たしめられてゐる。

外領の森林面積も廣大であるが、大部分未開發の寶庫である。チーク以外の有用材を舉ぐれば、建築、橋梁材としてのムラギナン(スマトラ、セレベス、ジャヴァに産出)、バロス(東部

ジャヴァ)、カンドン、プロス(何れも西部ジャヴァ)、耐久建築材としての鐵木(ボルネオ、パンカ、ピリトン、スマトラ)、車軸用としてのハリクタン、ジュワル(何れも中部及び東部ジャヴァ)等がある。

右の外生松脂の原木たるスマトラ松、バルブ用材としてのダマール、タンニン材料としてのマングローブ樹並びにワツトル樹等の産出も見逃せない。

## 第五節 ビルマの資源

### 一 概 説

ビルマの輸出貿易を概観すれば次表の如く、其の主要なるものは全輸出の四割強を占める米と、二割強を占める石油であり、之に亞ぐはチーク材、鉛、ウォルフラム鑛等である。

一九三八—三九年度ビルマ輸出統計

品 種

數量(千噸)

金額(千留比)

米	二、九二六	二〇六、八六六
石油製品	八二八	一〇三、五一九
チルク材	二〇四(千立方噸)	二九、五九六
鉛	八五	二四、八〇一
ウオルフラム鐵	五	二〇、四一〇
パラフィン	—	一七、八八一
糖	—	一一、五一九
原棉	一九	七、五四四
ゴム	一三	五、九五八
錫	五	五、一四七
其他を含む合計		四七八、二九六

### 二 農業

農業はビルマ産業の大宗を占めビルマ國民經濟の基礎である。農産資源は上ビルマと下ビルマとで異なり、前者に於ては胡麻、豆類、落花生、棉花、小麥類で、後者に於ては主として米を産する。

次に重要農産物耕地面積及び生産量を示す。

種別	耕地面積(千英反)	生産量(千噸)
米 (稻)	一一、三八一	八、一六九
豆類	一、五七一	一三九(輸出量)
胡麻	一、三五〇	五四
落花生	八四〇	一八三
棉花	四〇八	一九
その他	一〇七	一三

米——米作の中心は下ビルマ地方にして就中ミャンミヤ、ベグー、ハンタワヂイ、ビヤボン等が盛である。

ビルマの籾生産率は陌當り十六キンタルで熱帯圏内では稍々良好であるが、尙ほ技術的には甚だ幼稚で之を改善すれば將來性は頗る大である。但し品質に於ては佛印米、泰米に比肩し得ない憾がある。地方には小精米所、都市には大精米所があり歐人、印度人、華僑等が之を經營してゐる。ビルマの米輸出量は米産國中最も多い。一九三八年度米穀輸出は佛印が百萬噸、泰が百九十萬噸なるに對し、ビルマの輸出量は二百九十萬噸に上る。之等ビルマの餘剩米は大部分印度及びセイロン島に輸出された。英國がビルマを印度より分離した理由の一は此處にあり、

即ち印度民族運動を制扼する有力なる一手段であつた。

棉花——棉花は主として上ビルマの乾燥地帯に栽培されタエミヨウを中心にして生産される。品質は印棉より稍々太いが色は白く單獨では二十番手の糸にしかないが、産出期が印棉と交互になる爲め便とされてゐた。自然的條件が印度に類似せるに斯業が發達しないのは、英國の食料政策及びビルマ自體の耕作勞力に基因してゐる。

ゴム——主として下ビルマの南部海岸地帯に栽培され歐洲人經營が多い。中心地はマガイで、アマースト、タトン等之に次ぐ。國際ゴム限産協定による基準生産量は一萬三千七百五十噸である。

豆類——豆類には種類が多いが、主として大豆及び豌豆に類したもので、從來鶉豆は飼料として歐洲へ、白豆は主として日本へ輸出される。

その他——黍類、胡麻、落花生、茶、煙草等の生産があるが、何れも國內消費に充てられ不足分は輸入に仰いでゐる。右の外小麥も河川氾濫地帯に栽培されてゐる。

### 三 林業、牧畜、水産業

林業——森林面積は全土の七割強に當る二千二百萬エーカーで、主産物はチーク材である。

チークの輸出は年約二十萬噸に達し、ビルマは泰と共に世界の二大供給地である。從來其の輸出の全量は印度及び英國向であつた。

主産地はアラカン・ヨマの山嶺東側、シャン高原、北部丘陵地方の南部、及び南部中央地方のベグ・ヨマであり、伐採されたチークは象によつて河に流し輸送される。ビルマ政府は森林を全部國有とし、大林區制且つ許可制度を採つてゐる結果、伐材には多額の認可料を要し、現在チーク製材は五箇の英系工場に獨占されてゐる。ビルマ人は之に對し小林區制、低認可料を要望してゐる。

尙ほチーク以外には漆液、粘着用樹脂、薪材の産出を見る。

牧畜、水産業——牧畜は振はず牛と水牛が主で運搬、農耕に使役され、又豚、羊、山羊、馬、象もあり役畜として使用されてゐる。

水産業も亦振はず、年々六百萬留比の輸入を仰いでゐる。

### 四 鑛業

鑛産物は相當豊富である。就中石油、タンゲストン、コバルト、鉛、錫、ニッケル、及び亞鉛等は世界資源中に於ても可なり重要な地位を占めてゐる。

ビルマ重要礦物生産統計 (一九三八—三九年)

鐵	一八、〇五〇噸
亞鉛	五四、九〇〇
銅	三、五〇〇
鉛	八四、九〇〇
錫	四、五〇〇
ニッケル	九四四
コバルト	二〇二
タンクステン(ウオルフラム鐵)	五、三四三

原油	一、〇六一、〇〇〇
ケロシン油	五四二千噸
モーター油	一九六
天然ガソリン	三三三
滑重油	二七〇

石油——ビルマの年産百十萬噸は世界總産額の〇・四%に過ぎないが、南方共榮圈内では蘭印に次ぎ英領ボルネオと共に第二位の産油國である。

主なる産油地はイラワヂ河の下流及びチンドイン河流域を中心とし、エナンジョン、シング、ラニワ、インダウ、バダウビン等の油田があり、就中エナンジョンはビルマ最大の産油量あり、

シング、ラニワは將來性大なりとされてゐる。

油田經營の主なるものは英國系の半官半民會社たるビルマ油田會社にして、其の子會社アツサム石油會社と共にビルマ油田の大半を占め、他に英國ビルマ石油會社其の他數社がある。品質は一般に比較的輕質油であり、原油は主としてバラフィン基油に屬し、殆んど脱水の要なく硫黄含有率も極めて少い。即ち分析成績左の通り。

揮發油	燈油	滑油	燃料油	バラフィン
エナンジョン油	九%	六三%	二六%	—
シング油	四	三四	五〇	六%

其他——ウオルフラム鐵の年産五千三百噸は支那の一萬八千噸に次ぐ世界第二位のタンクステン産地として注目すべきである。其の主産地はタヴオイを中心とする。

コバルトの産出量も亦世界的地位を占め、鉛鐵は世界總産出量の五%、亞鉛鐵は三%、錫鐵は二%、ニッケルは一%と何れも可なりの重要性を持つ。産地としては錫はタヴオイ、マガイを中心とし、鉛、銀、亞鉛、銅、鐵は何れも北シヤン州を主産地とする。



### 第六節 佛印の資源

#### 一 概 説

現勢に於ては農業が最も重要な地位を占めて居り、鑛業は石炭を除いては未だ探査開發が充分行はれて居らず、林業、水産業も亦將來に屬するものである。左に輸出貿易統計を掲げる。

一九三八年佛印輸出貿易統計

品 種	數量(千噸)	金額(百萬法)
米 穀 類	一、〇六五	一、〇二〇
ゴ ム	六〇	六二一
玉 蜀 黍	五五七	五一一
石 炭	一、五八一	一二三
金屬 鑛 物	一〇四	一〇〇

水 産 物  
其他を含む輸出合計

三六  
八二  
二、八四四

#### 二 農 業

農業中最も主要なるものは米であり、之に次いで玉蜀黍、ゴム、甘蔗其他がある。  
一九三八年佛印農産統計

品 種	作付面積(千陌)	生産量(千噸)
米 (秈)	五、〇〇〇	七、〇〇〇
玉 蜀 黍	五〇〇	六五〇
ゴ ム	一三〇	五八
甘蔗 (黑砂糖)	四〇	六〇
甘蔗 (白砂糖)	三〇	一五
古々椰子(コブラ)	三〇	三〇
茶	二〇	一五
煙 草	二〇	一五
棉 花	一五	一・二
珈 琲	一〇	三・五

米——米作面積は國土總面積の七%に當るが、交趾支那が最も大きく、以下東京、東埔寨、

安南、老撾の順となつてゐる。東京、安南の大部分では春秋二期作、交趾支那及び東埔寨では一期作であるが、何れも殆んど施肥を行はず且つ農作方法幼稚なる爲め、陌當り收穫量は僅かに十二キンタルに過ぎない。

印度支那米は東京米及び交趾支那米即ち西貢米に二大別されるが、輸出用としては數量、品質共西貢米が上位にある。

穀の取引は支那人仲買人が安南人農家に對し先づ收穫迄の資金を非常な高利率で貸付け、所謂青田買を行ひ收穫後仲買人は之を精米業者に販賣してゐる。精米業、輸出業も亦華僑の獨占する處である。

ゴム——土壤が新鮮で馬來の如く流失少く、且つ病虫害の無い好條件を有し、三八年度の輸出は五萬八千噸であるが、現在の生産可能量は七萬五千噸と見られてゐる。栽培は交趾支那を主とし、東埔寨、安南等が之に次ぐ。

其他——玉蜀黍は人口稠密な地方では米の補充として栽培せられて居り、就中東京及び北安南が主産地である。煙草は安南の山岳地、東京の奥地に高級品を産し、メコン河畔の交趾支那、老撾、東埔寨にも産出される。安南人は幼少より喫煙の嗜好強く、當領内のもは領内住民が消費し、歐人は輸入煙草を使用してゐる。

珈琲はアラビカ種の一種にして東京デルタを中心とし、又交趾支那にも栽培される。棉花は栽培條件比較的良好で東埔寨のメコン河畔は所謂東埔寨棉の産地として有名であるが、河水氾濫の害多き爲め今日迄産額一定せず栽培が後れた。現在の産量は少量であるが、品種の改良、棉作上の地方習慣を改善すれば將來性を期待せられるものである。

東京紅茶は性強く如何なる土質にも成長し、且つ品質も良好である。綠茶も近代農園に於て製造されつゝある。古々椰子は東京ではハドン附近の農家によつて栽培され、安南、交趾支那では栽培園で行はれてゐる。

### 三 鑛業

フランスの印度支那經路目的の一は東京の鑛物資源にあつた。東京の鑛物資源は印度支那産業の大動脈と云はれるが、企業は未だ草昧期にあり無煙炭企業に於ける東京炭礦會社が最大である。左に一九三八年度の鑛産量を擧げる。(單位千噸)

鐵	亞鉛	錫	ボーキサイト	金	石炭
七二	四・四	一・六	七	二八〇	二、三四八

無煙炭——東京の無煙炭は産出額に於て南方圏内の第一位に位し、品質また世界に冠絶、煤煙及び残滓を止めず高級工業用に適する。佛印鑛業の八、九割を占める東京に於ける炭坑企業は全てハイフォンに近く存在し、且つ露天掘乃至地層の浅い礦脈のみである。而してホンゲイ炭田は其の埋藏量百二十億噸以上と云はれてゐる。

東京炭礦會社の平均分析成績は次の通りである。

揮	發	分	八——二%	炭	素	分	八六——八八%
灰	分	三——七%	硫	黃	分	一%以下	
熱	量	七、八〇〇——八、三〇〇	カ	ロ	リ		

錫及びタンングステン——鑛床は東京のカオバン州ピアウアク及び老撾のナム・バテーヌ地方で、タンングステン鑛の産量は三八年度六百六十噸であつた。

その他——亞鉛は主として東京老撾鐵道沿線に産し、含有量は四〇%程度であるが、概ね當領で精鍊される。

鐵の埋藏は可なり大なるものありと云はれてゐるが、未だ本格的開發期に至つてゐない。主なる鑛床は東京のケバオ島、タイゲン地方、柬埔寨のブノンデック並に北部安南に存在する。

就中タイゲン地方の鑛床は附近に有名なホンゲイ炭田を控へてゐるので、之が開發は極めて期待すべきものがある。

マンガン鑛は安南グイン附近が有望であり三七年度産出量は五千三百噸であつた。

その他アンチモニーは東京及び安南地方に、金は各地に産出すると云はれてゐたが成功せず、他に東京のポーキサイト、鉛、水銀、硅砂、及び老撾乃至柬埔寨の寶石等も若干産出を見る。

四 林業、水産業

林業——林産物は豊富にして國土總面積の六割が森林地帯であるが、現に伐材中の面積は約其の一分に過ぎず、最も重要なのは泰國、ビルマと同様チーク材である。

チーク材は泰國に接近する老撾地方に産出し、メコン河を輸送されてブノム・ベン又は西貢に出る。

水産業——水産業も魚類豊富であるが、漁法幼稚の爲め未だ充分に發達してはゐない。漁場は東京灣、安南海岸、交趾支那海岸等であるが、殊にアロン灣は最も豊漁場である。魚類は鰹、鰯、鯖、蝦その他であり、鹽漬、燻製、罐詰等にしてシンガポール、香港等へ輸出された。製鹽業は年産十五萬噸程度で多少の輸出餘力を有してゐる。

### 第七節 泰國の資源

#### 一 概 説

泰も亦農業國である。地下資源としては錫以外に見るべきもの無く、農産物の大宗は米とゴムであり、林産ではチークを擧げる。一九三八——三九年度の泰國輸出貿易は次の通りである。

種 別	數 量	金額 (千バート)
米	二五、九一四千擔	九七、四一九
錫	三三九千擔	三〇、八一四
ゴ ム	三四千噸	二五、一二三
チ ー ク	六七千噸	六、六九四
其他を含む輸出合計		二〇四、四二二

#### 二 農 業

農産物作付面積の中、米は三百十萬陌なるに對し、古々椰子、煙草、玉蜀黍、棉花、豆類、胡椒、胡椒等で八萬陌餘であり、其の内四萬五千陌は粗笨なる古々椰子栽培に占められてゐる。即ち米が唯一最大の農作物で、ゴムがこれに次ぐ。

米——メナム河流域一帯より東北部にかけて中央大平原就中畿内七州が主産地であり、殊にアエーチャ州は米作の大中心地で殆んど三割を一州で産出する。斯かる地理的事情より米の殆んど全部が盤谷より輸出され、西貢、蘭貢と共に世界の三大輸出港である。

一九四一年四月政府は米輸出の統制を開始、米輸出には許可制度を採つた。之が爲め其の過半を獨占する華僑は深刻な影響を受け米價は暴落した。此の政策の目的は從來一箇年の先物買で華僑に獨占せられてゐた米取引を泰人に回收するにあつたが、我が國の泰米買付に際しても華僑の妨碍を排除し得て好結果を期待されてゐる。

一九三八—三九年度の米産高は四千五百萬キントナルで、陌當り産量は十四キントナル半と頗る低位にある。

ゴム——ゴム栽培業者はマレイ人多く其の過半を占め、次いで泰人、華僑、英人等である。植付面積は三十一萬二千英反、四〇年度生産量は四萬四千噸であつた。

その他——棉花は三七年度産額約十二萬擔を出したが、現政府の多角的農業振興策に採用せられ、我が國より農事顧問を招聘し、將來百萬町歩、百萬俵の繰棉生産を目標としてゐる。煙草も將來を期待され、甘蔗も政府の助成下に増産しつつあり、古々椰子は副業にして重要商品とはならず、その他胡椒、玉蜀黍、胡麻、サゴ椰子、ニツパ椰子、檳榔子等も少量産する。

### 三 林業

チーク——國土總面積の七割は森林地帯といはれ、就中チーク材は最重要林産品で、産出量はビルマに次いで世界第二位を占め、品質は世界一の定評がある。

十九世紀の後半より多數の歐人商社が濫伐した爲め、一九二一年政府は保護規則を制定し、大體樹齡三十年以上の一等樹のみに伐採を許可する事としてゐる。伐採権も從來大部分歐人商社の手中にあつたが、一九三九年借地契約の更新によつて大變化を齎し

其の他——チーク以外は殆んど唐木で、其の他ヤーン材がある。唐木は水路輸送困難であるが、ヤーン材は輸出が増加しつつある。尙ほステイック・ラックも重要林産品であり、其の産額も印度に次ぎ世界第二位を占めてゐる。

### 四 鑛業、水産業、牧畜

鑛業——鑛産物では錫が唯一の代表的産物であり、其の他にタングステン、アンチモニー、銅、石炭、金、銀、鉛、モリブデン、ルビー等も擧げ得る。錫の生産量は一九三八—三九年度二萬一千噸にして、主産地は往年印度洋岸のブケット島で大半を産したが、近年タイ灣のナコン・シータマラート及びバタニーの諸州が盛である。錫投資は英國資本が壓倒的で米、蘭、泰系が之に次ぎ、労働者は蘭印、馬來と同様支那人が多い。未だ精鑛設備無き爲め鑛石の大部分はピナン、シンガポールへ送られて海峽錫として再輸出される。

金は半島部南端バタニー州より出で、ウォルフラムは錫鑛と混在して産出し、近年の産出は三百噸である。尙ほ寶石類は佛印より返還された地方が主産地である。

牧畜業——牧畜業は頗る盛である。宗教上の關係で住民は肉食しないから専ら役畜として副業的に飼育せられたが、食用としても近年漸次普及しつつある。

現在、黄牛、水牛合計一千百萬頭を有し、外に馬、象も役畜として利用されてゐる。尙ほ牧畜の最も盛なのは東部である。

水産業——水産物は穀類に次ぐ重要食料品であるが、佛教上泰人の漁業者少く、淡水漁業は安南人が多くの河川に於て之に従ひ、沿海漁業は華僑の獨占する所である。併し一般に漁法は

未だ幼稚であり、年産二千五百萬バートと推算される。

### 第八節 附・大洋洲及び印度、錫蘭の輸出概要

(一) 一九三八—一九三九年度濠洲輸出貿易

種目	数量	金額(千濠貨磅)
羊毛	九、四七二千Cwt	四二、六二九
金	—	一四、九五九
バター	二、二九五〃	一一、八九二
肉類	—	一一、七七七
小麦	三七、四七七〃	八、七三四
小果實(生、乾燥、塩漬)	—	六、一五五
小麦粉	一四、五〇一〃	四、五四〇
鉛	四、一〇二〃	四、二八四
蔗糖	八、八六〇〃	四、一七八

(二) 一九三八年度新西蘭輸出貿易

種目	数量	金額(千新西蘭磅)
皮革	—	四、〇九八
鐵石(淘汰物)	五、九一七〃	一、八二七
チンク	三五九〃	一、〇七四
銀	—	九九二
葡萄酒	三、七一九ガロン	九九一
木材	七七、八三三千ストーパー	九二六
亜鉛	八九千Cwt	八八九
ミルク及クリーム	一九一〃	七九一
其他を含む輸出合計	—	一三五、四七六
〔註〕 濠洲産物のみ、一Cwt=百封度。		

  

種目	数量	金額(千新西蘭磅)
バター	二、六一五千Cwt	一六、五二〇
肉類	五、三八六〃	一五、二六五
羊毛	七九八千俵	一一、一八五
チンク	一、六一千Cwt	五、九三五
金	一五二千オンス	一、二七〇
羊皮	一一、二七九千枚	九六七

其の他を含む輸出總計

五八、三七六

(三) 一九三九年度ニューカレドニア輸出貿易

種目	數量	金額(千法)
ニッケル錠	九、三〇二純	九六、五二二
クロロム錠	三九、三七九	二五、五三七
ニッケル錠	四九、三九六	九、二三八
珈琲	一、二二三	八、九六六
コブラ	三、二八九	四、三六六
其他を含む輸出合計	二〇〇、五八六	一五六、〇三四

(四) 一九三八年度錫蘭輸出貿易

種目	數量	金額(千留比)
茶	二三五、七三九千封度	一七二、四二一
ゴム	一一四、六二四	四五、二七五
椰子油	一、五〇八萬斤	一四、〇五七
コブラ	一、五〇四	八、七八三
乾燥椰子	五九四	四、三九九
ココナットプリーナツク	七三三	二、六九四

フアイアバー	七三二	二、〇八三
鉛	二三六	一、七四七
其他を含む輸出合計	—	二六九、〇〇一

(五) 一九三八年度印度輸出貿易

品種	數量	金額(千留比)
棉花(1)	四八二、六五八噸	二三八、五八九
屑棉	五四九、六三〇百斤	八、〇七六
綿布(2)	一七六、九九二千碼	四七、九三八
綿糸(3)	三七、九六〇千封度	一八、七八一
羊毛	五五、四一六	二九、八九八
羊毛製品(4)	—	八、六二六
生ジュート	六九〇、三五〇噸	一三三、五一五
ガニーバツク	五二八、〇八九	一〇九、六四四
ガニークロス	四一〇、〇九五	一三三、〇二七
紅茶	—	二三五、八四〇
牛皮(靴)	—	三五、九五九
其他を含む輸出合計	—	一、六二七、七三六

註(一) 右は輸出總量なるも、印度の輸入量次の如し。

(1) 棉	九六、三四七噸	八五、〇八九千留比
(2) 綿布	七五〇、四六〇千碼	一二四、五五一
(3) 綿糸	三六、四六〇千封度	二九、二九一
(4) 羊毛製品	—	二一、九七八

(二) 尙ほ印度重要商品の生産高次の如し。(一九三八年度)

棉	花	九、二九〇千キントル
羊	毛	四五、〇〇〇噸
茶		二、〇五〇千キントル
米		三五九、六九〇〃
小	麥	一〇九、六七二〃
大	麥	二一、一九五〃
ゴ	ム	九、〇〇〇噸
金		一〇、〇〇〇担
鉄	鐵	一、五七六、〇〇〇噸
マン	ガン	四九二、〇〇〇〃
石	油	三一七、〇〇〇〃

第四章 共榮圈物資交流論



第一節 共榮圈物資交流の大勢

- 一 共榮圈自主經濟の確立と世界貿易の變貌
- 二 適地適産主義とその限界
- 三 各地域の經濟的使命と交流の二大潮流
- 第二節 南方物資の對日供給
- 第三節 日本製品の對南方供給
- 第四節 世界貿易に於ける共榮圈の地位
- 第五節 交通輸送問題

第一節 共榮圈物資交流の大勢

吾々は前章に於て南方資源の概貌を述べたが、それでは、これらの資源或は圈内諸國の生産力を背景としての、大東亞共榮圈を繞る物資の交流關係は如何なるものとなり、又なすべきであらうか。この物資交流關係の態様は戰爭の進行と共榮圈建設の過程につれて、段階的に變化する。戰鬪行爲遂行中に於ては、わが方に於ける戰略資材及び生活緊急必需物資の獲得と、敵國に對する物資流出の防止が中心目標とならねばならぬ。次いで共榮圈建設の時期に於ては、先づ東亞の防衛態勢確立に主力の注がるべき時代が相當期間續くべく、ために當初は開發も交流も自ら之に制約される。而して共存共榮機構の本然的な姿の顯現はその後に於て始めて期待され得、施策されうるのである。尤もこれらの段階は觀念的な建設の順序であつて、現實には同時的、並行的に行はれる部面も多い。大東亞戰爭は米英勢力の徹底的覆滅と同時的、並行的に共榮圈建設の大業を遂行するところに意義があるからである。この戰爭の完遂にどれほどの時日を要するとしても、物資交流關係の變貌は急速激甚に、既に始まつてゐるのである。併し

以下に於ては本書の主旨に従ひ、第三期の、即ち共存共榮機構下の物資交流關係を中心に検討することとする。第三期に於ては大東亞經濟の再編成、南方諸國の共榮圈内に於ける定置も軌道にのる。そうである以上、この時期に於ける物資の交流は資源の開発と切り離しては論じ得ない。即ち本章に於ては物資交流關係を中心とするも、こゝで必要なる限り開發對策をも併せ論ずるであらう。

大東亞共榮圈下に於ける物資交流の基調は次の如く構想せられる。

### 一 共榮圈自主經濟の確立と世界貿易の變貌

大東亞共榮圈の結成が、從來英米の利己的擷取の下に世界經濟に隸屬せしめられた圈内諸地域の植民地的性格よりの解放と、それ等の諸地域による大東亞自主經濟圈の確立を意味することは既に第一章に於て述べた。即ち共榮圈下の諸地域の産業活動は總て英米中心の世界經濟への依存から脱却して、大東亞自主經濟の確立に動員せられる事となる。

〔註〕 南方共榮圈諸地域の日本、共榮圈各地域（滿洲、支那、香港、フィリッピン、英領マレイ、蘭印、ビルマ、佛印、泰等）同外域（濠洲、新西蘭、印度）及歐米其他に對する從來の貿易狀況は次表の如

くである。

但し仲繼貿易等により次表が物資の窮極の仕向先をその儘表示してゐると考へてはならない。

フィリッピン（一九三八年）

	輸 出	輸 入
日 本	三二、八五三、千圓	一五、四二四、千比
共 榮 圈	一一、七二六	五、五〇五
同 外 域	四、八六五	二、二八四
歐 米 其 他	四四三、八四三	二〇八、三七七
合 計	四九三、二八九	二三一、五九一
換算基準	一ペソ＝二圓一三錢	

英領マレイ（一九三九年）

	輸 出	輸 入
日 本	一二九、一五七、千圓	六四、二五七
共 榮 圈	一六五、六〇六	八二、三九一
同 外 域	九五、〇二五	四七、二七六
歐 米 其 他	一、一一八、一〇三	五五六、二七〇
合 計	一、五〇七、八九〇	七五〇、一九四

第四章 共榮圏物資交流論

換算基準 一海峽弗＝二圓〇一錢  
蘭 印 (一九三九年)

日 本	共 榮 圏	同 外 域	歐 米 其 他	合 計	換算基準
出	五六、六六五千圓	四七九、二二六	一四八、一五六	一、〇〇六、七三六	一盾＝二圓二八錢六厘
入	二四、七八八千盾	二〇九、六三五	六四、八一〇	四四〇、三九二	
出	一九四、五五七千圓	一五八、六〇三	五六、三八〇	六六三、九六〇	
入	八五、一〇八千盾	六九、三八〇	二四、六六三	二九〇、四四六	
出	一、〇七三、四九九	七三九、六二五	一、〇七三、四九九	七三九、六二五	
入	四六九、五九七				

ピルマ (一九三五～三八年 三ヶ年平均)

日 本	共 榮 圏	同 外 域	歐 米 其 他	合 計	換算基準
出	二一、一五五千圓	五四、九二六	三八八、一〇九	一五〇、一五三	一留比＝一圓三〇錢
入	一六二、四三	四二二、五一	二、九八五、四六	一、一五五、〇三	
出	十萬ルビ	二九、六四五千圓	一三五、五八六	一〇四、九一九	
入	十萬ルビ	二二八、〇四	一〇五、二九	八〇七、〇七	
出	二、一八三、八三一	四、七二五、四三	二八三、八三一	二、一八三、八三一	
入	二、一八三、八三一				

佛 印 (一九三八年)

日 本	共 榮 圏	同 外 域	歐 米 其 他	合 計	換算基準
出	八、一四六千圓	六四、八一	二、四五五	一八九、〇五九	百法＝九圓三〇錢
入	八七、六百萬法	六九六、九	二六、四	二、〇三二、九	
出	五、一六一千圓	四六、四二五	五、九五二	一二三、五五〇	
入	五五、五百萬法	四九九、二	六四、〇	一、三二八、五	
出	二、八四三、八	二、八四三、八	二、八四三、八	二、八四三、八	
入	一、九四七、二			一、九四七、二	

泰 國 (一九三七・八年)

日 本	共 榮 圏	同 外 域	歐 米 其 他	合 計	換算基準
出	九、一九七千圓	二一一、二八一	六、六二五	三六、七九六	百バート＝一五五圓七〇錢
入	五、九〇七千バート	一三五、六九八	四、二五五	二三、六三三	
出	三四、四〇五千圓	七四、八五二	八、五六八	五六、二八三	
入	二二、〇九七千バート	四八、〇七五	五、五〇三	三六、一四九	
出	一六九、四九三	一六九、四九三	一六九、四九三	一六九、四九三	
入	一七四、一〇九			一七四、一〇九	

このやうな状態の下に於ける物資の交流は、從來の貿易とは質的にも量的にも全く異つてく

る。即ち従來のやうに、ひたすら高利潤を求めて世界市場に進出し、擧句の果ては生産過剰と數億住民の疲弊とによつて、世界的な經濟混亂を惹起する動因となつた所の、かの資本主義的營利至上的、利我的貿易は消滅し、圈内諸地域の必要物資の充足がまづ第一義的となる。「かね」とか「もうけ」とかを基軸とした南方資源の開発と交流が、共榮圏經濟力の前進と十億住民の繁榮とを基軸とするやうに變更される。従つて又共存共榮機構の展開とともに物資の交流は逐次増大するであらう。次にこのやうな物資交流は共榮圏内にのみ限定されるであらうか。戦後の世界に三乃至四の廣域經濟圏が成立した場合、これら經濟圏相互の間に、なほ相當量の物資交流が行はれるべきことは、各經濟圏のもつ資源の狀況等よりして容易に想像しうることである。即ち廣域經濟が封鎖經濟であると考へるのは大きな誤謬であつて、假りにそうであると假定したならば、大東亞共榮圏の發展進歩は、一應の共榮機構の定立と共に行詰つてしまはねばならない。併しこの廣域經濟圏相互間の貿易に於ても、それは従來の貿易とは本質的に異質的なものとならう。何よりも先づ、自由貿易は計畫貿易に代替されるであらうし、各經濟圏の可及的自給傾向のために、この廣域圏相互間の貿易は必要不可欠の品目と數量とにつき行はれることとなる。この結果將來行はるべき各圏相互の貿易は自然的、技術的品質の獨占

のため、その不足經濟圏がそれらの死命を制せられる特定物資につき行はれ、従つてそれらの物資の獨占的生產圏は世界的に優越した發言權をもつに至る。

斯くて大東亞共榮圏のもつ、ゴム、錫、硬質纖維、規那、桐油、生糸等は世界的にも、又共榮圏にとつても至重の價值をもつわけである。

## 二 適地適産主義とその限界

共榮圏に於ては従來のやうな、世界經濟のみに依存する國際商品の受身的な供給地域や、過剰商品の處理を目的とするダムピング市場はなくなる。換言すれば東亞自主經濟確立の爲めに自由經濟より計畫經濟への移行が要請されるわけである。勿論、此の事は十億民衆を統制下に束縛する事ではなく、これ等の民衆をして、各々その處を得しめて、充分の活動と繁榮とを約束することに外ならない。之を具體的にいへば、まづ生産の最適分業であり、それに基く物資の計畫的交流である。

生産の最適分業とは、製造工業の振興、埋藏資源の開発と栽培種目の改良轉換に對する、各地域の負ふべき使命の分擔である。この分擔使命の決定は共榮圏經濟建設の根本的要請である。

敢へて交流論に於て論ずるのは、後述する經濟開發とともに物資交流の基底でもあるからに外ならない。

大東亞計畫經濟の樹立は、圏全體の機能を最高度に發揮して、綜合集約的にそれを運營することである。従つて生産の最適分業の基本方針はまづ適地適産主義である。氣象、地質その他の自然的條件と技術、労働、輸送、需要その他の社會的條件、それ等諸般の立地條件を綜合した適地適産の基本方針は、平戦時を問はぬ、效果的經濟生活の要諦である。しかし大東亞共榮圏は高度の國防體制の樹立を必要とするし、また現實に輸送手段の整備には尙ほ相當の時日と努力とを要する。勞務と物資との充分な交流は今後當分困難であらうし、また將來共榮圏を繞つて、突如戦時状態が勃發した場合、その圓滑な交流が至難となる最悪の場合があるかも知れぬことを豫め覺悟せねばならない。こゝに於て全くの平和状態を前提とする適地適産の一般原則は或程度制約される事となる。こゝに國防上軍事上要請される「或程度」とは共榮圏のどこかの部分が物資の交流を遮断されても、それ自體獨立して最低限度の生活を維持し、同時に東亞共同防衛の軍事目的を達成しうる程度である。尤も武器彈藥等は貯藏が容易であるし、圏内各地域に充分の生産設備を維持することは、それが望ましいことではあつても、地域により困

難な處もあらう。何れにしても共榮圏の各地域殊に周邊地域それ自體は平常から充分の軍備をもたねばならない。食糧に於ても同様であつて、臨時緊急の場合に對處するやう最少限度の必要量を確保すべく、平常時に於て、その生産の發達育成に力を用ひあるを要する。

従つて適地適産の一般原則と東亞防衛の特殊の原則とは一層高次の段階に統合せられなければならない。之を具體的にいへば、(一)最少限度の食糧は各地域に自給力を有せしめ、(二)作戰資材は各地域に貯藏せしめ、(三)重要國防資源は比較的安全な補給源を常時用意し、(四)その他の生産、交流には適地適産主義を廣く採用することである。なほ此の四原則に牴觸しない限り、過去の經濟事情はなるべく維持し、住民生活の激變動搖を來す如きことは避けなければならない。

### 三 各地域の經濟的使命と交流の二大潮流

前述の如き各地域の使命の具體的展開、即ち各地域の立場の個別的決定は更に日本の指導的使命、各地域の政治的軍事的要因及び資源労働の配分狀況等を考慮すれば、次の如くならねばならないであらう。

日本は凡ゆる分野に於て、共榮圈の盟主であり、したがつて、大東亞の防衛と治安維持とを計りつゝ、永久的に圈内の經濟指導國である。従つて又、高度の資 構成と優質な技術、勞働とを以て、重化學工業、精密工業等の高次の基本産業を把握して、軍備を充實するとともに、後進又は未開の地域に開發の基本材を供給しなければならない。その原料たる、例へば鐵、石油、ボーキサイト等は南方よりの豊富良質な供給に仰ぐとともに、緊急事態に備えて、南、資源が如何に品質上、輸送上好適であらうとも、大陸奥地の鐵鑛石、鮮滿各地の礬土、或は日滿兩國の人造石油等の補給利用方法も講じて置くを要する。米その他の主要生活必需品は最小限度の生産を確保せねばならぬ。そして嗜好用食糧の如きは南方より供給を仰げばよいであらう。滿洲國はその軍事的意義及びその歴史性よりして、やはり高次基本産業を有し、又經濟自力を持たねばならぬ。この國の重、機械、化學工業は、日本のそれと對立するものではなく、不即不離、相寄り相扶けて一體をなし、北方の護りとして東亞共同防衛の軸心を形成するものである。

この日滿兩國に中華民國を加へて共榮圈經濟の中核體を結成すべきことは、單に船腹等の關係のみならず、日本を指導國とする大東亞經濟立體化の見地からも當然である。

支那大陸の潜在資源と勞働力とは、この國を日本に對する基礎資源の供給地として、又圈内各地域に對する輕工業製品の供給地として機能せしめる。支那はすでに輕工業に於て或程度の發達を示してはゐるが、その整備振興にはなほ日本の資本的技術的指導援助を要する。日本の纖維工業は世界的輸出産業としての基礎を喪つて、新たに共榮圈内諸國に對する根幹的輸出産業、言ひ換へれば共存共榮機構の培養體となり、従つて消費層の變化から必ずしも高度の資本構成を要しなくなる。而も他方日本産業の再編成はそれによる勞働力配置の變化を要求する。こゝに日本綿業の大陸移轉が考慮されるわけである。これは支那自身の失業防止、治安確保のためにも必要である。尤も圈内地域の輕工業的必需品全部を支那に依存する事は、政治的、軍事的危険を伴ふ。即ち若干の輕工業は日本及び南方にも存置せねばならないのである。

南方經濟の基調は飽くまで、原料資源の供給地であらねばならない。南方工業化の計畫は各地域とも既に世界恐慌以來樹立されてをり、現に幼稚ながらも纖維工業や特産物の加工工業等がある。併し南方に全般的な工業化を実施する事は、現地に資本の蓄積がないとか、住民の勞働能率が低いとかいふ事ばかりでなく、自然的條件にも相當困難があらう。よく言はれる石炭の不足は、石油によつて補ふとしても、例へば鑛石の燒結の如き船腹節約に甚だ有効な工業や

或は生ゴム製造の如き技術上現地で行ふことの適當な工業、その他若干の修理工業や輕工業等を個別的に起す以外、全般的な工業化を施行することは適當でない。

以上を綜合して、圈内各地域の分擔産業及び相互交流關係の概要を表示すれば次の如くなる。

共榮圈内産業配分狀況

地域別	基調産業	自給自足品種		主要輸出		主要輸入	
		品	種	品	種	品	種
日本	重化學工業	軍需製品	最低生活必需品	重化學工業製品	全地域	重化學工業原料	輕工業原料
滿洲國	重化學工業	軍需製品	最低生活必需品	重化學工業原料	日本支	重化學工業製品	輕工業原料
中華民國	一部農業(棉花、米等) 鑛業、輕工業	輕工業製品	最低限度食糧	重化學工業原料	日本支	重化學工業製品	食糧
南方	鑛業	食糧	糧	重化學工業原料	全地域	重化學工業製品	輕工業製品

〔註〕 主要輸出中○印は圈内に於ける平時の主要輸出地域、括弧は船腹不足、戰爭の發生等緊急事態に於ける供給地といふ意味の濃厚なものを示す。但し工業鹽の如く平時に於ても支那が主要供給地たる例外が多々あることは注意せねばならぬ。

前表にも明らかかなやうに、共榮圈經濟力の總體的向上を目的とする物資の交流關係は大體に於て、南方及び支那より日本への原料及び食糧と、日本及び支那より南方への製品との二つの物資の流れを中心とする事となる。以下に於て先づこの二大潮流を分析してみよう。

第二節 南方物資の對日供給

南方諸地域のもつ豊富な農鑛資源が、まづ日本その他共榮圈内の需要に應へ、更に或種の商品が他の經濟圏への有力な發言權の基礎となり得べき事は既に述べた。

南方諸國の近年に於ける重要資源供給の輸出品とそれに對する圈内不足國の輸入期待量とを對比して、南方資源の圈内需給過不足をみるに次表の如くである。

但しこゝに於ける輸入期待量とは鑛産物に就ては、例へば鋼材千萬噸生産等の全然想像的な數字に依據し、農産物に就ては近年の實績又は想像的數字を使用してをり、今後共榮圈經濟力の向上に伴つて、南方資源に對する需要は更に飛躍的に増大する事を豫期せねばならぬ。

南方重要資源共榮園内需給

品名	南方輸出國	同供給力	園内過不足
石	緬甸、英領ボルネオ	八八〇萬担	少量過剩
鐵	馬比佛	三三〇	相當不足
錫	馬來、馬蘭	三二	相當不足
銅	馬來、緬甸	一五	相當過剩
ニッケル	緬甸	〇・二五 (含有金屬量)	相當不足
鉛	緬甸	一・六 (含有金屬量)	相當不足
タングステン	緬甸、馬來	〇・五	少量不足
マンガン	緬甸、馬來	九	相當不足

クローム	佛比	二一	相當過剩
鉛	緬甸、佛比	八 (含有金屬量)	少量不足
亜鉛	緬甸	六・五 (含有金屬量)	相當不足
燐	佛蘭	七	相當不足
鹽	佛蘭、佛泰	二四	略過不足なし
米	緬甸、佛泰	五五〇	過約二六〇
玉蜀黍	佛蘭	六五	過約五〇
タバコ	馬蘭	二六	過約二六
コブラ	馬來、佛泰	九〇	過約一一五
古々椰子油	馬蘭	五一 (コブラに換算)	備考 古々椰子油、コブラ、パーム油、 は相互に代用關係にあり一括し、 需給をみる



油	△油及同核	馬	來	印	二七	過約二六・八	
×砂	糖	比	蘭	島	印	二一〇	過約一九〇
×棉	花	緬	甸	二	不足約七八		
×硬質織維	比	蘭	島	印	二六	過約二〇	
イ	△	馬	蘭	印	來	一〇〇	相當過剩
規	那	蘭	印	〇・九			

〔註〕 ×印は南方圏以外にも圈内に輸出地域あるものを示す。過不足はそれ等も入れて計算した。

前表に明らかな如く、南方諸地域の包含に依る、同地方産出の重要資源の共榮圈内需給過不足をみるに、略々過不足なしに自給自足し得るものは米 圈内相當過剰なるも外域と通算せば過不足なし、鹽、石油等であり、錫、砂糖、ゴム、規那、コブラ、クローム等は相當過剰となり、之に反し鐵、ボーキサイト、ニツケル、銅、タンングステン、マンガン、亞鉛、燐礦石、棉花等は相當不足となり、そして尙ほこの地方に全然産出せぬ重要物資に羊毛小麦等がある。

勿論、こゝに所謂供給量とは過去の自由經濟時代に採算のみに動かされて輸出された供給量であつて、今後日本の資本と技術とにより増産され得べきものが多々ある。即ちその主なるもののみを擧げてみても次の如くである。

鐵	滿洲國、中華民國、マレイ、フィリッピン、蘭印
ボーキサイト	蘭印、マレイ、佛印、南洋群島
ニツケル	蘭印、フィリッピン
マンガン	中華民國、佛印、フィリッピン、マレイ、蘭印
銅	フィリッピン、ビルマ
タンングステン	中華民國、ビルマ、マレイ、泰、佛印、蘭印
鉛、亞鉛	ビルマ、佛印、中華民國
水銀	中華民國、英領ボルネオ、佛印
棉花	中華民國、南方各地域
羊毛	中華民國、蒙疆

これ等の未開發不足資源の活用には全力が注がねばならないが、他方不足資源の補給圈としての外域の地位も考慮されねばならない。共榮圈内不足重要物資に對する外域の近年に於け

る供給力を見るに次の如くである。

圏内不足資源に對する外域の供給力

品名	外域輸出國	同供給力	内域不足量	差引過不足
ニッケル	ニューカレドニア	〇・七五萬噸 (含有金屬量)	相當	少量過剩
マンガン	印度	八〇	相當	相當過剩
鉛	濠洲	二五 (含有金屬量)	少量	相當過剩
亞鉛	濠洲	四 (含有金屬量)	相當	少量不足
銅	濠洲	〇・二 (含有金屬量)	相當	相當不足
燐礦石	太平洋諸島	一五〇	相當	相當過剩
羊毛	濠洲 新西蘭	四八	一〇	過三八
小麦	濠洲	二四〇	六〇	過一八〇
棉花	印度	六〇	七八	不足一八

即ち外域資源の完全捕捉に依つて、吾々は銅を除く必要物資は略々自給し得るのである。

こゝに吾々は外域既開發資源に頼るべきか、圏内の未開發資源に頼るべきかの資源開發に對する一の問題を見出すわけである。自由貿易が華やかで、世界的分業組織の形成されてゐた過去の時代に開發された、外域の資源は概して豊富良質であつて適地適産の自然的條件に甚だ適つて居り、之に對し圏内の未開發資源中には、棉花、ニッケルの如き必ずしも良質のものを期待し得ぬものが多い。これ等の資源の開發を遂行した暁、それと外域よりの豊富良質な供給とを如何に調和すべきかの問題が當然考へられねばならぬ。

併し屢述の如く共榮圏經濟は計畫經濟であり、國防經濟である。現實に船腹が不足であるといふこと以外に、一朝共榮圏を繞つて戦火が激發した場合、先づ入手困難になるのは外域の資源である。しかもその場合に於ける外域より共榮圏内への供給源の轉換は、充分の用意なくしては一朝一夕にして成るものではない。吾々は平常時外域補給圏よりの豊富な供給を確保するとともに、緊急時に困らぬやう圏内資源活用の態勢を整へておかねばならない。こゝにも採算のみに依據せぬ共榮圏經濟の特質をみるのである。



紙	五	三	七	不足	一	四
陶磁器	三	四	九	過	六	三
琺瑯鐵器	三	八	八	過	五	
玩具	二	二	九	過	二	七
硝子容器	三	二	九	不足	三	
セルロイド製品	〇・〇四	一	二	過	〇・九六	
肥料	一七二	一	一			
自轉車	七	一	一			
自轉車タイヤ	一	一	一			

上表に明らかなやうに南方は食料、燃料の生産力大きく、米、鹽、砂糖、石炭、石油、煙草は南方圏それ自體で自給可能である。これ等は眞の生活必需品であり、而も日本側に供給の餘力がない品目であるから、それが南方圏で自給可能であることは眞に喜ぶべきである。不足物資中、小麦粉、ミルクは概ね白人の消費品であり、その需要は削減し得るし、又絶対供給必要物資ではない。肥料、藥品、石鹼、紙等も南方の原料資源さへ入手すれば日本側に、相當の生産力を有し、最低必要量の供給は可能である。陶磁器、琺瑯鐵器、硝子製品、玩具等に至つては寧ろ過大の供給力があり、中華民国も亦輸出力を有つてゐる。

このやうに、日本の南方に對する供給力はかなり充分であるが、その根幹をなすものは纖維製品、就中綿糸布であり、共榮圏の維持經營のためには、纖維原料、就中棉花の獲得が不可缺である。

なほ日本輕工業殊に綿業の大陸移轉が、北方圏の對南方供給力を低減しはせぬかの問題も考へられるが、單位當り労働の生産力は若干低下する惧ありとしても、全體としての供給力に對しては樂觀してよいであらう。又南方圏に於ける纖維産業の培養が、南方諸國の綿糸布輸入を減少せしめ、日本側に於ける南方重要物資の獲得を困難ならしめはせぬかといふ觀測に對しては、吾々は日本綿業その他の資本的進出による貿易收支及び貿易外收支の綜合的バランスの實現を以て之に答へたい。

南方開發資材の供給も當然日本が行はねばならぬ。將來他の經濟圏より日本を通じて供給する方法も考へられるが、共榮圏經濟の自立性の見地からは日本重工業の更に一層の發展によつて飽く迄圈内で自給を達成することを祈念してやまない。